

平成20年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	10
竹河十九巳君	10
漆田修君	21
稲葉勝男君	37
保坂好明君	52
梅本和熙君	68
○散会宣告	91
○署名議員	93

第2号（9月11日）

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	95
○出席議員	96
○欠席議員	96

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	96
○職務のため出席した者の職氏名	96
○開議宣告	97
○会議録署名議員の指名	97
○一般質問	97
清水清一君	97
横嶋隆二君	115
谷正君	131
○南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙	143
○議第74号及び議第75号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	145
○議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○散会宣告	178
○署名議員	179

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	181
○本日の会議に付した事件	182
○出席議員	182

○欠席議員	182
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	182
○職務のため出席した者の職氏名	182
○開議宣告	183
○会議録署名議員の指名	183
○議第89号の上程、説明、質疑、委員会付託	183
○議第90号の上程、説明、質疑、委員会付託	193
○議第91号の上程、説明、質疑、委員会付託	195
○議第92号の上程、説明、質疑、委員会付託	197
○議第93号～議案第95号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	200
○議第96号の上程、説明、質疑、委員会付託	203
○議第97号の上程、説明、質疑、委員会付託	205
○議第98号及び議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託	207
○議第100号の上程、説明、質疑、委員会付託	209
○議第101号の上程、説明、質疑、委員会付託	211
○散会宣告	220
○署名議員	221

第 4 号 (9月26日)

○議事日程	223
○本日の会議に付した事件	224
○出席議員	224
○欠席議員	224
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	224
○職務のため出席した者の職氏名	225
○開議宣告	226
○会議録署名議員の指名	226
○報第5号の上程、報告、質疑	226
○報第6号の上程、報告、質疑	227
○議第89号の委員会報告、質疑、討論、採決	228

○議第90号～議第92号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	238
○議第93号～議第96号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	240
○議第97号～議第100号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	243
○議第101号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	245
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	247
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	249
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	251
○石廊崎風力発電事業に関する陳情審査について……………	253
○地域医療問題調査特別委員会中間報告について……………	254
○閉会中の継続調査申出書について……………	256
○議員派遣の申し出について……………	257
○閉議及び閉会宣告……………	257
○署名議員……………	259

平成20年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年9月10日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局 局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主 幹	栗田忠蔵
--------	------	-----	------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成20年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり本日9月10日から9月26日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月10日本日から9月26日までの17日間と決定をいたします。

諸般の報告

議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成20年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告をいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（渡邊嘉郎君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より9月定例町議会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成20年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の8項目について行政報告を申し上げます。

1、夏の観光客入り込み状況について

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について、次のような結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比。これは平成20年7月1日から8月31日までであります。

弓ヶ浜海水浴場が、対前年比が101.52%、以下、子浦海水浴場、中木海岸、民宿宿泊客等、

表のとおりでございます。朗読説明は省略させていただきます。

ことしの梅雨明けは7月12日で、平年より10日ほど早く、また、昨年の夏期シーズン最初の3連休の台風や天候不順とは異なり、7月、8月とも好天に恵られました。このため、海水浴客数、宿泊客数、観光施設ともに、前年より増加しております。

ことしの観光客の入り込み状況を見ますと、対前年比113.87%、3万2,408人の増となりました。原油高により、ことしの行楽客の減少が心配されたところですが、伊豆急下田駅での電車降車客データによりますと、7月が20.7%の増、8月は2.8%の減となっており、電車利用者の観光客がふえたものと考えられます。

分野別に見ますと、子浦海水浴場の海水浴客は、対前年比130.85%、1,660人の増となり、弓ヶ浜海水浴場の海水浴客も対前年比101.52%、1,350人の増となりました。また、ことしは中木海岸が人気のスポットとなり、2万3,000人が訪れました。民宿旅館等の宿泊客数は、旅館等が対前年比102.95%、1,173人の増、民宿が対前年比97.50%、999人の減となりましたが、全体では前年と比べやや増加となりました。

また、観光施設につきましては、対前年比103.24%、1,105人の増となりました。

その他、各地域で実施した花火大会や祭り等も対前年比117.76%、5,088人の増となりました。

2、町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）につきましては、町民はもとより町外からの観光客の皆様にも愛される温泉会館を目指し、日夜サービスの向上を目指しているところであります。

昨年度も実施しました子供の日、母の日、父の日の各記念日に無料入浴サービス及び粗品のプレゼントを実施し、利用者の皆様に大変好評をいただいております。

本年度も、繁忙期における銀の湯への応援と職員研修に基づく心構え、おもてなし等を研さんするため、学校給食調理員と用務員を夏季休業中に臨時応援体制を組み、より一層のサービス向上を目指したところであります。

入館者の入り込み状況につきましては、銀の湯会館は4月、5月、6月、7月と前年を下回り、前年比98%、8月は前年比105.5%で増加となりました。みなと湯は5月、7月に増加したので、トータル1%の増となりました。

また、銀の湯会館は本年度も食堂及び売店の充実に努めましたが、物品販売収入の4月から8月の実績は前年に対し3%の減収となりました。

利用状況は次のとおりであります。

町営温泉利用状況表。銀の湯、みなと湯、それぞれごらんのとおりでございます。また、各記念日の利用状況につきましても、銀の湯会館、そしてみなと湯と、それぞれごらんのとおりであります。

3、「第14回南伊豆の海清掃08」について。

本町では、全国に先駆け、平成6年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て、海中クリーン作戦を実施しております。本年はNPO法人、伊豆農林水産活性化支援センターの主催により、伊浜地区で海中と海岸の両面からクリーン作戦を展開しました。また、前回に引き続き、ふだん人の入ることができない場所での活動が容易なシーカヤックによる海岸清掃作業も行いました。

ダイバー・シーカヤッカーや小・中学生など、302名と多くの協力団体の参加を得まして、好天の中「第14回南伊豆の海清掃08」を実施いたしましたので、概要をここにご報告申し上げます。

主催、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センター。

後援、南伊豆町、静岡県、静岡新聞社、静岡放送。

協力、南伊豆町観光協会、南伊豆町商工会、南伊豆町漁業協同組合、伊浜区、伊浜民宿組合、伊浜動力船組合。

実施日、平成20年6月15日、日曜日。

場所、南伊豆町伊浜（漁港沖合、沿岸、海岸）。

参加人員、合計302名。内訳、小・中・高校生25名、ボランティア54名、シーカヤック26名、ダイバー118名、その他関係者79名。

ゴミ収集量、合計871.0キログラム。可燃ごみ322.8キログラム、金属215.1キログラム、鉛89.2キログラム、ペットボトル49.7キログラム、流木43.3キログラム、その他（瓶、缶など）150.9キログラム。

以上となっております。

4、市町村合併について

市町村合併につきましては、3月定例町議会や6月定例町議会の中でご報告しましたとおり、6月5日合併協議会が立ち上がりました。各市町の首長が「合併協議会設置に関する協議書」に署名を行い、南伊豆地区1市3町合併協議会が設置され、静岡県下田総合庁舎内に同協議会事務局が開設されました。

南伊豆地区1市3町合併協議会は、会長を下田市長、副会長を各町長とし、協議会委員に

は、各市町の議会の議長及び議会代表者、学識経験者として各種団体の代表者や県職員等の25名で構成されております。

当町では、南伊豆地区1市3町の合併について協議するため「南伊豆町合併推進委員会」を設置し、渡邊嘉郎氏（町議会議長）、漆田修氏（町議会議員）、長田裕二郎氏（商工会長）、臼井善吾氏（区長連絡協議会会長）、山口絹代氏（観光協会事務局長）の5名を委員として委嘱し、町としての合併に関する協議及び調査研究等を行うとともに、あわせて合併協議会委員として、協議会に臨んでいただいております。

合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、市町村合併の是非を含め市町村の合併に関する事項について協議を行う場であり、公開を原則に各市町を巡回し、合併協定項目について協議を行っております。

6月25日には河津町役場において第1回合併協議会が行われ、委員への委嘱状の交付や事業計画や予算などについて協議されました。

また、合併の方法については「新設合併」とすることや合併の期日は「平成22年3月31日まで」とすることが確認され、7月30日には、松崎町環境センターにおいて第2回合併協議会が行われ、新市の名称の決定方法等について協議されました。

8月20日には、下田市民文化会館において第3回合併協議会が行われ、姉妹都市の取り扱い等について協議され、9月8日には、当町中央公民館において第4回合併協議会が行われ、一部事務組合等の取り扱いについて協議されました。なお、10月以降も毎月1回程度開催を予定しております。

当町といたしましては、広報「みなみいず」や合併協議会事務局が作成する「合併協議会だより」、ホームページ等により、議会や町民の皆様へ随時お知らせいたしますので、市町村合併についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

5、共立湊病院建設検討委員会の経過及び今後の方向性について。

伊豆半島南部唯一の公的病院として、地域医療の確保と医療水準の向上を目的とし、平成15年9月に共立湊病院建設検討委員会が設置され、現在までに同委員会を8回、同幹事会を8回開催いたしました。

同委員会の協議結果等につきましては、議会開催の折に逐次ご報告させていただいておりますが、本年5月開催の第8回建設検討委員会では、新病院は利便性の高い候補地を選定するという事で合意されました。

その後、総務省から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う公設病院事業

の健全経営が求められ、公立病院改革ガイドラインにより、公立病院改革の必要性、同改革プランの策定、プラン策定後における実施状況の点検・評価・公表、これらの財政支援措置などが示されました。

また、本年8月には、病院組合全議員で構成する湊病院将来構想調査特別委員会からの中間報告書が提出され、地域医療及び病院経営に精通した専門的な有識者による第三者機関での検討が必要であり、公立病院改革プランの策定を早急に進めるよう要望されました。

これを受けて、組合構成市町長による運営会議で協議を重ねてまいりました結果、共立湊病院改革推進委員会をまず立ち上げ、新病院建設・救急医療等に関する答申を受けることといたしました。

現在、設置要綱の制定及び関連予算、同委員の委嘱、公開による委員会日程などの調整を行っているところであります。今後は、年度内での改革プランの策定に向けて取り組んでまいりますので、本議会のご理解とご協力をお願い申し上げます。

6、ふるさと納税制度について。

平成20年4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、個人住民税の寄附金控除が大幅に改正されたことにより、いわゆる「ふるさと納税制度」がスタートし、全国の市町村で展開されております。

この制度は、納税者が「ふるさと」のために何か役に立ちたい、または応援したいという思いを寄附金という形で実現するものであり、地方公共団体では、そうした納税者の意志を実現することにより、地域の活性化に役立てていこうとするものであります。

本町におきまして、他市町村におくれることなく、早急に取り組んでいくことが必要であると考え、8月11日の臨時議会で「ふるさと納税」の受け入れ体制整備のため、寄附金の使途指定から運用状況の公表などを定めた南伊豆町ふるさと寄附条例及び寄附金の管理運用について定めたふるさと応援基金条例を提案し、可決されました。

条例が可決された翌日の8月12日には、蛇石の別荘所有者で横浜市に住むご夫妻から早速20万円のご寄附があり、その後も町内出身者を中心に数件の申し込みが来ております。

町では、ホームページの開設、チラシの作成及び広報「みなみいず」への掲載のほか、区長会、産業団体、ホテル、旅館等各種団体への呼びかけや都市部でのイベント等における呼びかけを実施してまいります。

なお、寄附していただいた方から、ふるさと南伊豆町を応援するメッセージをお寄せいただいておりますので、一部をご紹介しますいただきます。この方は、本町出身者で、現在東

京都世田谷区にお住まいの方です。

「（南伊豆町が）出身地であり、母が居住しているため、日ごろより町の発展を祈念しています。人口減少等の統計データを見ると、微力ながら何か役に立つことはないかと考えております。『ふるさと納税』を契機に、じっくりふるさとのために何ができるのか等を考えたいと思います。当面は、友人たちにこの『ふるさと納税』を呼びかけたいと思います。南伊豆町は、日本有数の風光明媚な地域資源であることから、将来ともその環境が維持され、かつ漁業、農業等の産業が持続でき、高齢者に優しい施策を期待しております」。

町では、こうした寄附者からのご厚志にしっかりとこたえるように、ふるさと寄附金を大切に活用していきたいと存じますので、議会の皆様や町民の皆様のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

7、石垣りん文学記念基金条例について。

石垣りん文学記念基金条例は、平成20年3月議会の定例会で承認され、4月1日より施行されました。このことは、各新聞社の全国版にも掲載をされ、多くの方々に周知することができたことと思われまます。

基金への支援については、9月1日現在で、66件、1,437万326円のご寄附を募ることができました。ご支援をいただいた中には多額の方もあり、また匿名希望の方もおります。今日まで多くの方々のご賛同、ご支援をいただいております、心より厚くお礼を申し上げます。また、このように短期間に多額の善意が寄せられ、改めて故石垣りん様の偉大な功績がしのばれます。

目的である石垣りん文学記念室オープンにつきましては、平成21年3月末を考えており、今回の補正予算の中で詳細に説明させていただきます。

8、主要建設事業等の発注状況について

平成20年度第2四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成20年度町道一町作線道路改良工事445万2,000円、有限会社山崎建設。平成20年度県単独治山（補助）残田事業333万9,000円、有限会社村山土建。平成20年度町道青市区内1号線道路改良工事1,386万円、株式会社西田。平成20年度妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設（土木・建築）建設工事3,853万5,000円、株式会社南伊豆造園土木。平成20年度妻良漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設（機械・電気）設備工事1億1,508万円、日本ヘルス工業株式会社。平成20年度妻良漁港漁業集落環境整備事業施工監理業務委託619万5,000円、

株式会社日本水道設計社静岡営業所。平成20年度下流漁港漁村再生交付金事業沖防波堤建設工事4,567万5,000円、河津建設株式会社。平成20年度観光交流館施設整備（既設建物等取り壊し）工事1,097万6,700円、株式会社保坂建設。平成20年度足湯湯管取替・源泉改修工事225万7,500円、野村ポーリング。平成20年度観光交流館施設整備工事1億9,635万円、長田・保坂特定建設工事共同企業体。平成20年度焼却処理施設定期補修工事2,394万円、株式会社タクマ東京支社。平成20年度南伊豆町中央公民館調理室改修工事372万7,500円、有限会社高橋吾市工務店。平成20年度町立竹麻小学校グラウンド改修工事1,310万4,000円、有限会社伊豆総合。平成20年度公共下水道事業に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第1工区）682万5,000円、飯泉設備工業。平成20年度公共下水道事業に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第2工区）507万1,500円、株式会社塩崎工業。平成20年度公共下水道事業に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第3工区）315万円、株式会社イナセツ南伊豆支店。平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠実施設計業務委託（その1）987万円、株式会社東海建設コンサルタント。平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠実施設計業務委託（その2）798万円、株式会社ウエマツコンサルティング。平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂幹線管渠築造工事4,515万円、恵比寿建設株式会社。平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第1工区）7,119万円、長田建設工業株式会社。

以上で、平成20年9月定例会の行政報告を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第5、これより一般質問を行います。

竹 河 十九巳 君

議長（渡邊嘉郎君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1 番（竹河十九巳君） 通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、市町村合併について伺います。

京都府園部町の町会議員、町長、京都府会議員、副知事、そして衆議院議員を務め、地方分権推進大綱を村山内閣で自治大臣として閣議決定を促した、市町村合併の旗振り役であった元自民党幹事長野中広務氏は、2006年9月28日の雑誌「都市問題」のインタビューで「道路や通信手段がこれだけ近代化しているのに依然として合併が進んでいないのはおかしいというので、私は分権に際して強く合併推進を唱えました。ところが、私は今になって、やややり過ぎたなと思っているのです。後悔しています」と述べ、そして「地方自治の本旨から外れているから恐ろしいのです。空洞化してしまっている。これは失敗です」と言い、「三位一体の改革など地方切り捨ての財政が進んだために、小さな市町村が自分たちだけでは生きていけない状態に追い込まれて、やむを得ず合併していくという姿にまでなっているということです」と、合併の旗振り役であった野中広務元自民党幹事長は、平成の合併を長年地方自治にかかわってきた者として総括をしています。

ところで、市町村合併に関する法律には、一般法である地方自治法と特別法である市町村の合併の特例等に関する法律、合併新法とがあり、合併新法には、法の附則第2条により平成22年3月30日限りこの効力を失うとされています。下田市、南伊豆町、河津町、松崎町による南伊豆地区1市3町合併協議会は、特別法の合併新法の期限内に合併するものとして立ち上げたものであります。市町村は、合併新法の期限が切れても一般法の地方自治法により合併できるものでもあります。野中広務元自民党幹事長の言う三位一体の改革など地方切り捨ての財政により財政的に苦しくなった小さな市町村にとって、合併新法の魅力は、合併旧法より小さくなったとはいえ財政支援にあり、目の前に小さなニンジンがぶら下げられているようなものであります。

合併新法の第6条に、合併市町村合併計画は、おおむね次に掲げる事項について政令で定めるところにより作成するものとして、1として、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、2として、合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項、3として、公共的施設の統合整備に関する事項、4として、合併市町村の財政計画を挙げています。南伊豆地区1市3町合併協議会の時間は、期限が1年ない中で行われるものであり、合併協議の中で提案を真摯に受けとめ、現状を分析して現状認識をした上でどれだけ検討、討議できるか、どれだけ深い論議が行われるか疑問の残るところであります。

合併旧法で合併した長野県松本市では、新市建設計画をめぐって問題が起こっています。それは、松本市と四賀村の合併です。任意合併協議会を経て平成15年7月1日の合併協議会を設置して、平成17年4月1日に合併をしております。松本市は四賀村との合併と並行して松本西部合併協議会を設置し、奈川村、安曇村、梓川村とも平成17年4月1日に合併しております。松本市・四賀村新市建設計画には、四賀地区の整備方針として、松本市街地と四賀地区とを直接に結び、北地区と東信地域との連携の上でも重要な道路となる松本・四賀直結道路の建設に取り組みますと記されています。ところが、平成17年7月になると、かつてのように税収の伸びが期待できない厳しい財政状況の中で、大きな財政負担を伴う大型公共事業については市民の合意形成が今まで以上に不可欠と、第三者機関松本・四賀直結道路市民意向確認研究会を発足させ、平成18年3月には報告書が提出されると、長野県松本市の市長は、松本・四賀直結道路の建設を断念を表明したとテレビ等で報道されています。この事例は、合併協議会で作成したマスタープラン、住民に示した将来ビジョンと新市との関係について、大いに参考になる事例だと思われます。

そこで町長に伺います。松本市・四賀村の合併は合併協議の参考となりますが、我が地域においても、この間共立湊病院問題で財政の裏づけのない論議がされてきました。1市3町の合併協議で基本計画の各事業と財政の裏づけをどのようにとっていくのか。合併協議会でどのような姿勢で町長は臨むかをお聞かせください。

お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今進めております合併市町基本計画、そして財政計画との乖離をどのようにするのかというご質問であります。

合併市町基本計画は、合併市町の円滑な運営を確保し、そして均衡ある発展を図ることを目的とした計画であります。そして、地域の一体性の確立、あるいは、住民の福祉の向上等を図るように、適切に配慮されたものでなければならないというふうに理解しております。

現在、合併協議会の新市基本計画策定小委員会の中で、各市町の財政状況等をもとにして新市基本計画の策定に向けた検討協議を行っておりますので、協議の推移を見守りながら、基本方針と財政計画がかけ離れたものにならないように協議、要望等を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 9月6日の毎日新聞によれば、「浜松市において、合併前の旧自治体単位でつくる地域協議会の存続問題で揺れている。平成22年3月末までで地域協議会を廃止するという市の方針に、7月末までに、すべて12の地域協議会のうち8つの地域協議会が地域協議会の存続の要望書を提出した」と報道されております。

地域審議会、地域自治区、合併特例区の設置についてですが、第1に、地域審議会は合併市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べる機関であるとされています。第2に、地域自治区は条例で設置する地方自治法による一般制度と合併市町村の協議によって設置できる合併新法による合併特例があり、市町村の区域を単位として、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映しつつ、これを処理させるため組織機構を備える法人格を有しない行政区画で、地域自治区には地域協議会が置かれるとされています。また、地方自治法上の地域自治区と合併新法上の地域自治区では内容に違いがあります。第3に、合併特例区であります。合併特例区は合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務をみずからの事務として処理することができる独立した法人格を有する特別公共団体であり、設置は5年を超えない範囲とされています。

そこで町長に伺います。地域審議会、地域自治区、合併特例区の設置をどのように考えているか。また、それに関連して、庁舎は本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式、出張所方式、どのような方法でいくのか、町長の考えをお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの議員の発言にありましたように、地域審議会、あるいは地域自治区、合併特例区につきましては、それぞれにいろいろ特徴があります。地域自治組織の取り扱いにつきましては、合併協定項目でもありますし、いわゆる南伊豆地区1市3町の現状を踏まえて、そして、よりよい合併を進めることができるように、合併協議会の中で協議検討を進めていくべきではなかと私は理解しております。

また、庁舎の方式につきましては、現在、合併協議会の新市の名称及び事務所の位置選定小委員会の中で協議検討が行われておりますので、住民サービスの低下を招くことのないように、私は、この現庁舎を残さなければいけないと思っております。そして、その名称につきましては、ただいま議員が申されました支所、あるいは総合支所、こういった名称が、恐らく今後の協議の中で出てくると思っておりますので、私は、それについてはここではまだ明言は避けたいと思っておりますが、いずれにしても、この施設は残していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、公共施設の統合整備についてですが、平成18年1月に施行された改正耐震改修促進法において耐震改修計画の策定が義務づけられ、静岡県耐震改修計画が策定されております。それによれば、公共建築物で多数の者が利用する特定建築物、災害拠点となる建築物は、平成27年度末の目標耐震化率100%となっております。明治の合併の地域、行政区、明治の合併前の地域、行政区、明治の合併の地域、旧村、昭和の合併の地域、現在の市町にどのような公共施設を残し、公共施設の耐震化を図っていくかは、財政問題としても大きな問題がありますが、限界集落、既存集落維持に大きな影響を与え、将来のこの地域の存亡にもかかわってきます。また、自然地理学的条件、人文地理学的条件を考慮に入れていく必要があります。

そこで町長に伺います。公共施設の統合整備に対する町長の考え方をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

公共施設の統合整備につきましては、今、急速な少子・高齢化を背景として、小中学校の再編を中心に進めておるところであります。本町の公共施設ですけれども、ほとんどが国・県の補助金交付を受けた施設でありまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適正化法の適用を受ける施設は、当該法第22条の規定によって財政処分は厳しく制限をされてきたところでもあります。しかし、近年における急速な少子・高齢化の進展、そして産業構造の変化並びに住民ニーズの高度化・多様化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、本年4月に国は適正

化法第22条の財産処分の承認基準を定め、承認手続の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたところであります。

本町では、既に南崎小学校と竹麻小学校の再編を初めとした学校再編計画を進めておりますが、こうした通知を受け、再編後の空き校舎の有効活用、また、集中改革プランに規定されておりますように、郷土館等、既存施設の有効活用の検討、既に地域コミュニティセンター等に適用しております指定管理者制度並びに国の地方再生の施策などさまざまな制度を複合的に比較考慮し、防災対策や高度化・多様化する住民ニーズ及び既存集落の維持発展対策等に対応してまいりたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、合併をしなかった大分県の国東半島の先の瀬戸内海に浮かぶ人口2,700人の姫島村の例を紹介をします。菅沼栄一郎氏の著作「村が消えた」によれば、姫島村が合併できなかったのは、役場の給与が低過ぎたからでした。ラスパイレス指数は周辺町が96から101で姫島村は75であり、職員は20分で本土と島を結ぶ村営フェリーの職員らを含めて200人、村長は、仕事を見つけるために島を出ていかななくてもいいように、みんなで職場を分け合うという考え方でワークシェアリングを考え、姫島村は人口減の最大の策、村人が生きていくための生活の知恵を、合併して職員給与が上がることで役場職員の合併かと批判を浴びてまでワークシェアリングを放棄することは人口減に直結するとして、合併しなかったと紹介をしております。

町長に伺います。1市3町の合併が、過疎の促進、人口流出につながらないようにするため、合併に対する町長の考え方をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

市町村合併は、そもそも地方分権の進展を背景として、生活圏の拡大に合わせて行政区域を拡大をさせて、そして、少子化であるとか、あるいは高齢化対策、あるいは医療・福祉対策など、さまざまな行政ニーズに対応するために、行財政基盤を拡大することが目的であると思います。行政区域の拡大によりまして、大きな枠組みでのワークシェアリングの確保が可能となり、また、保育であるとか、あるいは教育環境などの行政サービスの充実によって

定住促進にもつながり、さらに、行政区域の拡大と社会基盤整備の向上によって、観光業も含めた企業活動の活発化により、雇用促進が期待されるところであります。

このように、市町村合併は、新しい大きな枠組みで生活環境や社会基盤整備などあらゆる面における環境整備を進展させることにより過疎対策にもつなげていこうとするものであり、そうした考え方にも立って、合併に取り組んでおる次第であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 雑誌「週刊金曜日」において、2004年11月に4町4村が合併してできた富山県西部に位置する南砺市をよくない例として報道しております。市町村合併を機に、印鑑証明書を住基カードに一元化するということが行われているそうです。多くの問題を含んでいる住基カードをこのようなときに導入する、このようなことはあってはならないことであると思います。合併協議には細心の注意を払う必要があります。合併協議は、新市のマスタープラン作成の場であり、住民に明確な将来ビジョンを示すことのできる議論を期待しております。

ところで、社会福祉協議会においても、県社会福祉協議会から1市3町による市町村合併に合わせて社会福祉協議会も1市3町により合併するよう指示を受けて合併協議に入っていますが、武道館への社会福祉協議会事務局の移転協議もあり、人的資源に乏しい中、大変苦慮しておりますので、町からの人的支援をお願いしたいと思います。

そこで町長に伺います。人的支援についてどう考えているのか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

武道館の管理要員等ではありますが、これは、これらの要員を含めた補助金の形で、今予算を計上して、そして準備を進めておるところであります。今回の補正で取り組んでおります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、後期高齢者医療制度について伺います。

平成15年3月医療制度改革の基本方針が閣議決定され、平成17年12月政府与党による医療

制度改革大綱が取りまとめられ、平成18年6月医療改革関連法案が改定され、平成20年4月から老人保健法が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されて後期高齢者医療制度がスタートしました。後期高齢者医療制度では、消費した医療と保険料がリンクする仕組みになっており、保険財政が赤字にならないよう2年単位で定められていることとなっています。これは、診療報酬の改定と連動させるためのものであり、保険料を2年ごとに上げられることを意味しております。

施行から4カ月余りもたたないのに、さまざまな問題点が明らかになってきております。特に、テレビ・新聞等の報道により問題点が報道されるたびに、当事者の高齢者たちはどうしたらよいかかわからない状態にあります。また、消費者物価指数が上昇する中、それ以上に企業物価指数が上昇して、価格を消費者へ転嫁できない企業は賃金を抑えるという状態にあり、消費が鈍化し、経済が停滞し、物価が高騰するスタグフレーション状況へ突入する中、どのように生活防衛をしたらよいか、住民は苦慮しているところであります。

後期高齢者医療制度がスタートして半年も経過しないうちに、知らない者が損をする申請主義のもと、申請しない者が損をするという状況が生まれてきております。老人保健法では75歳に達した月の翌月から老人保健法に移行するとなっていました。後期高齢者医療制度で資格取得時期は、第52条で75歳に達したときとなっております。ここで問題になるのが、法律施行後75歳に達した人たちであります。

そこで町長に伺います。施行前に75歳に達している人たちには問題ないと思われませんが、施行後75歳に達した人たちの保険料の二重払いが発生しているのではないかとこの心配があります。そのことについて、町長、お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

国民健康保険税は、年税として徴収した場合に国民健康保険税の特殊性から生ずる税負担の不合理を是正する趣旨から、運用上、月割課税制度がとられております。その方法につきましては、国民健康保険税条例第10条に規定されています。具体的には、納税義務が発生する場合は発生月から月割賦課を行い、納税義務が消滅する場合は消滅前月までの月割賦課となっております。また、被保険者が増加する場合は、当該者がいる場合といない場合の差額を増加月から月割賦課され、被保険者が減少する場合は当該者がいる場合といない場合の差額を減少月から月割減額をいたします。後期高齢者医療保険料につきましても月割賦課

であるため、保険料の二重賦課は発生しないことになります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 保険料の賦課は国民健康保険では世帯単位とされていましたが、後期高齢者医療制度では75歳以上一人一人に賦課することになっております。また、後期高齢者医療制度の保険料は本人の所得に係る所得割、すべての人に頭割に係る均等割があり、低所得の高齢者には均等割額を軽減する政令軽減があります。ところが、この政令で軽減するときは世帯の所得を基準にしているところに問題があります。親子で同居していても、世帯分離をしたほうがよい場合が発生します。世帯分離の問題は、既に介護保険制度のホテルコスト、食事代導入のとき、障害者自立支援法導入のときも同じような問題が発生しております。

そこで町長にお伺いします。どのようなときに世帯分離をすれば軽減措置が受けられるのかお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

住民基本台帳法では居住関係の公証を第一の目的としておりまして、住民基本台帳は実態を正しく反映すべきものであります。法による世帯とは、居住と生計をともしする社会生活上の単位をいい、世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主となります。その世帯を主宰する者とは、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者であります。このことから、世帯という概念は居住と生計維持関係との両面から考察されなければならないものであると考えます。世帯を分離するかどうかは、生活の実態として世帯が別なのかどうかにより判断されるもので、制度上の有利・不利だけで決めるべきものではなく、あくまでも対応策の一つと考え、家族の暮らし方などをもとに総合的に判断されることであると考えます。

なお、後期高齢者医療制度での保険料軽減措置につきましては、後期高齢者医療保険料は本人の所得のみで算定をされ、ほかに世帯員がいても、その方たちの所得は合算をされません。また、所得が低い場合、保険料の均等割が段階別に8.5割・5割・2割軽減されますが、軽減判定の基準となる所得には世帯主の所得が合算されることから、ここで世帯が問題とな

ります。このことについては、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて議論されましたが、保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得ると整理をされております。

次に、給付についてですが、住民税非課税世帯である場合等は医療費の自己負担限度額は低く抑えられますが、ここでも世帯単位を基準として判定が行われます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 制度導入前から年金からの天引き制度が問題になっていましたが、政府は、過去2年間国民健康保険料を滞納していない者で、かつ年金収入が180万円未満で保険料を納付する家族がいる場合は、7月25日、口座振替を認める政令を施行しました。また、平成20年度4月からは、世帯内の国保加入者がすべて65歳以上のとき、保険料が原則年金から天引きとなっております。

後期高齢者医療制度による年金からの天引き制度導入は、口座振替制度では行革にならないという市町村からの要望、アンケート結果によるものであるとして、政府・厚生労働省は責任を市町村に転嫁をしております。これまで世帯主の子が親の保険料を一括して払い、年度末の確定申告により子が社会保険控除を受けることができました。後期高齢者医療制度では、一人一人の年金から天引きする制度では、収入水準によっては子の社会保険控除が減る場合が出てきます。また、75歳以上の夫婦2人世帯においても、年金天引きから口座振替に変更したとき控除が受けられる場合が出てきます。

そこで町長に伺います。どのような場合、年金からの天引きから口座振替へ変更したとき確定申告により控除が受けられる者をどのように周知徹底したのか。また、世帯内の国保加入者すべてが65歳以上の世帯のとき、年金からの天引きから口座振替に変更できるかをお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 保険料納付方法についてということではありますが、本年7月25日の改正政令によりまして、普通徴収の対象範囲の拡大がなされました。そして、10月以降の保険料については、市町村への一定の手続を行うことによって年金からの特別徴収にかえて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替によって保険料を支払うことが可能となりますが、

その場合の社会保険料控除は、その保険料を支払った世帯主または配偶者に適用されます。

また、周知についてであります。世帯主が払う社会保険料の控除や所得税、個人住民税額に影響する控除は個々に状況が異なるため、一様に言えないことや混乱を招くおそれがあるため、問い合わせがあった案件ごとに対応をさせていただいております。

次に、65歳以上のみの国保世帯における特別徴収から口座振替への変更に係る判断基準といたしましては、国保税を直近2年間滞納なく確実に納付していることと、今後の国保税を口座振替により納付していただくことにより変更ができます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 後期高齢者医療制度の導入により、75歳以上の高齢者だけでなく、65歳から74歳の障害者で老人保健制度に加入者は自動的に後期高齢者医療制度への加入対象となっており、65歳以上の障害者が後期高齢者医療制度に加入したときは、老人保健制度とは異なり、社会保険の扶養家族から外れた障害者は保険料負担が発生する。障害者が社会保険本人だったときは、扶養家族に国保保険料が発生すると数多くの問題を含んでおります。

障害者加入問題などさまざまな問題がマスコミに取り上げられると、厚生労働省は7月初め作成した「長寿医療制度を改めて説明します」というホームページに「過剰に国民の不安をあおる報道や事実と異なる報道があった」と載せ、後に「省内からマスコミに責任を転嫁する表現になっているという意見があった」としてその誤りを認め、削除しております。障害者の65歳からの後期高齢者医療制度加入問題等を初めとする問題をマスコミに、年金天引き問題を自治体に責任転嫁する態度は、国民に自己責任を押しつけることとつながり、厚生労働省が国民の生命を守ることを使命とする役所であることを忘れていると改めて問いたくなります。

そこで町長に伺います。65歳以上の障害者を後期高齢者医療制度に加入させる制度に対して、町長の個人的感想をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 後期高齢者医療制度の対象者は、原則として75歳以上の方ですが、一定の障害がある65歳以上の方も、認定を受けることによってこの後期高齢者医療制度による医療を受けることができます。そして、65歳からの障害者認定による後期高齢者医

療制度への加入については、これは個人の意志を尊重するという法律の趣旨であり、任意であります。したがって、対象となる方の判断となりますが、本町におきましては、対象となる方に制度の内容であるとか、あるいは給付の内容、保険料の賦課等についてのご案内を通知して、そして、問い合わせについては個別に対応させていただいておりますので、そういったことで私としては進めております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔 1 番 竹河十九巳君登壇 〕

1 番（竹河十九巳君） これまで国保の老人医療対象者は国保保険料を滞納しても資格証明書の発行対象とはならなかったが、後期高齢者医療制度の導入に伴い資格証明書を発行する対象になりました。厚生労働省の国保担当者は、7月の民主党の会議において、「年齢という画一的基準で資格証明書の発行を除外することはできない。また、家庭の実情に基づいて自治体が判断すべき問題だ」と発言をしております。私は、町職員に、住民の側に立って、基礎自治体の職員として得た知識を住民のために活用して、知恵を絞って住民の生活防衛に寄与し、住民に説明責任を果たすことによって住民に喜ばれる、住民に身近な行政機関として、住民に一番近い窓口としての機能を果たすことを期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

漆 田 修 君

議長（渡邊嘉郎君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、公立小中学校の統廃合問題、そして2番目に国民健康保険と後期高齢者制度、これについては、後期高齢者制度については、さきの質問者と一部重複いたしますので、その部分については割愛させていただきます。そして、3番目は地域間格差と地域経済学の視点からの交付税のあり方、財政調整制度のあり方、そのような面で、この3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、公立小中学校の統廃合の問題ではありますが、さきの定例議会の補正で南崎小学校を公立幼稚園に利用を目的とした浄化槽の補正予算です。調査費が計上されたという記憶がございます。その後何もこの話が行政の側から伝わってこないのですが、その後の統合事務の進捗はどうなっているのが第1点であります。

そして、跡地の施設利用としての保育園移行化にかかわる問題であるとか課題、そういったことと、また、あわせて今後のスケジュールについて。

最初にこの2点についてご答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） その件については、現在、統合決定後、実際に事務が進行中でございますので、事務局長から答弁いたさせます。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 竹麻小、南崎小2校の統合事務の進捗状況ですが、さきの6月町議会におきまして、南伊豆町立小中学校及び幼稚園設置条例の一部改正を議決いただきまして、新校を南伊豆東小学校と決定させていただきました。そして、今回の9月町議会において統合関係の補正予算を計上させていただきました。

内容は、今後において予想される最低限の事項であります。南崎小の金庫、グランドピアノ、アップライトピアノ等の機器運搬料、竹麻小学校図書室の改修、パソコン室等の整備費、児童数表、歴代校長表などの備品購入費でございます。学校統合記念誌作成負担金なども入っております。既に統合関係事務については、6月から県費の臨時事務職員が採用されており、学校間では備品関係のすり合わせが9月初旬で終了する予定であり、これからは学校行事や教育課程などソフト面のすり合わせを進めていくこととなります。今後、各学校、教育委員会で十分協議していきたいと思っております。

それから、南崎小学校跡地施設利用として、保育所移行化にかかわる問題、課題及び今後のスケジュールでございます。

保育施設も、耐震性がないという問題があり早急に対策を行う必要がある中で、南崎小学校跡地につきましては、一部改修後、南崎保育所として、保育施設の改修実施設計書を現在新谷設計事務所に業務委託をし、各園長、設計事務所、教育委員会で改修についての現場視察や打ち合わせを数回行っており、よりよい施設になるよう、工程等を進めております。改築工事の期間は平成21年4月から平成21年8月末を予定し、1階部分を極力現況のまま活用し、保育設備の改修、安全対策をして、収容規模150人程度の保育施設になるよう予定をしております。

問題点は、保育施設とし、それぞれの基準をどう満たしていくかということですが、そのあたりについても知恵を出して創意工夫し、また、屋内運動場、夜間照明施設の活用についても、地域の方々がより活用できるよう考えています。

先ほど質問にありました浄化槽の改修については、現在設計委託をしている中で検討しているところであります。

以上、答弁します。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） わかりました。

3番目の質問に移りたいと思いますが、実は、平成16年だと思いましたが、審議会が最終的に町長・当局に答申をいたしまして、そのときの構想というのは、ここで述べるまでもありませんが、南崎と竹麻以外の対象校についての個別の案件ごとに、時間の都合もありますが、当局はどのような考えで今後進めていきたいのかということについてお答えを賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） ただいまの件ですけれども、ご存じのように、平成17年3月、18年、統合審議会の答申がございました。これを受けて、町の教育委員会ではこの案を検討し、いいのではなかろうかというようなことになったわけですけれども、一応おさらいをしておきますと、平成26年に複式が解消されていなければ三浜小学校を統合、それから、26年時点で複式解消が難しいというような場合には南上小学校が対象になります。こういうのがあります。それから、中学校については、できるだけ早い時期に結論を出して統合を進めていただ

きたい、こういうようなことでございました。

いずれにしても、平成26年ということが1つの目途になっている。その理由は、今回の南崎小・竹麻小の統合が、要するに10年の節目を迎えると、校舎に対する補助金、この関連でほかの公共施設に転換ということが可能になってくるということが理由でございました。ところが、規制緩和の国の方針の中で、それが多少早めてもよろしいというようなことがありまして、申請をしたところが最大限2年早めてもいいと、こう出たわけでございます。そこで、平成22年に予定していた竹麻・南崎の統合を平成21年にということまで話が決まりました。

次に問題となっているのは、当然三浜小の統合でございますが、三浜小については、現況を申し上げますと、平成22年になりますと3複式になりそうでございます。こうなると大変深刻な問題になりますので、既にご父兄の中にはどこかへと転居しようとか、あるいは統合の話はどうなっているんだというような質問等も寄せられております。そういう状況でございますので、国のほうへの交渉も当然絡みますけれども、保護者の皆さん、地域の皆さんの声を再度聞いていると、もう一度仕切り直しを考えたほうがいいのか、そんなふう考えております。

南上小については、1複式で現在進んでおりまして、60人前後の人数がございます。これが変わらない状態で進みそうであるということであれば、平成26年時点で考えるというのが現場にとっては一番良いとなっております。

中学校の統合については、場所の選定、どちらの学校の場所がいいのかということで、なかなか綱の引き合いで決まりがたいと、こういう状況にあるわけですがけれども、人数の上からいきますと緊急は要していない、こういう状況でございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ただいまのお答えは、もろもろの要件はありますが、最終的には答申どおりの考えを踏襲したというような認識でよろしゅうございますね。

確かに、今統廃合の問題がございますが、非常に教育機会を取り巻く環境というのは厳しいものがございまして、大分県を初め、例えば、さきの大阪府の実力試験の公開問題であるとか、そういったものも含めて大変厳しい。そして、その中で、我が南伊豆町のような小さな教育界の中でもいろいろな問題がございます。こういう統廃合というのは、その問題の中で一番優先度の高い問題でありまして、例えば、僻地の蛇石とか、そういう中山間地に居住

を構えている世帯では、通学の問題、足の問題です。そういったものも含めて、柔軟な、やわらかな思考を持った審議会のご議論をお願いしたいと思います。

次の2番目の質問をいたします。

国民健康保険と後期高齢者制度についてであります。私は、さきの3月議会において、後期高齢者制度の医療財政、そして当町の抱える問題点や課題等について質問をいたしました。この特別会計の予算表示内容というのは、ご承知のように被保険者からの保険料の徴収と県の広域連合への納付金です。あと、一部一般財源からの充当部分という、極めてシンプルな特別会計の内容になっておりますが、保険者が市町村である特別会計に比べて歳出項目も少なく、ある意味で非常にわかりやすいのであります。

医療給付費等に対応する歳入は、財政安定化基金や高額医療費に対する支援金、そして保険基盤安定資金、そして、75歳以上の対象者の保険料です。先ほどの質問者が言いましたが、2つのものが基本になっております保険料です。それぞれで全体の50%、そして、残りの50%が国の調整交付金。これは普通調整交付金と特別調整がありますが、の定率国庫負担金と定率都道府県負担金、そして、問題の市町村負担金が、主たる調達財源。それらが、片方の給付総額に対する調達財源であります。

そこで、定率市町村の負担金、これは厚労省の試算ですと8%となっておりますが、その負担金と保険基盤の安定化事業資金の4分の1の公費補てん金が市町村の拠出金であって、そっくりそのまま国民健康保険税の値上げということで今年度の4月から値上げ分としてアドオンされたということであり。この4月に、一般徴収とあわせ前期高齢者の特別徴収という形で徴収されたのは、ご承知のとおりであります。

今回の質問は、私は3月にこの件については質問しておりますので、特に徴収関係について限定して質問をしてみたいと思っております。

その質問の第1番目でありまして、担当の課・局においては、既にご承知のとおりであり。ますが、実は、下賀茂のある方から相談を受けまして、その方は72歳で前期高齢者、奥さん、配偶者も当然前期高齢者であります。問題は解決してありますけれども、あえてこの公の場で申し上げますが、その方は、ことしの4月以降の偶数月に年金から保険料を徴収されたと。これは72歳ですから、当然国民健康保険料ですよね。これはどういうことだと。私は75歳以上ではないのに何で年金から特別徴収されるのか、これはおかしい、どうなっているかということで、実はご相談がございました。

私の認識も実はそうでありまして、前期高齢者については従来どおり普通徴収であるべき

ものだと思っていたんですが、実は、地方税法の一部がもう既に改正されていて、それが表示が小さいものですから、私もそれは認識していませんで、「それはおかしい、75歳以上ではないですか。それは当局の、役場の窓口へ行って確認してください」ということまで、実は申し上げたんです。

多分、下賀茂地内ですから、ここにあります下賀茂CATVをごらんになって、なるほどということで、後で首をうなづける、思考されると思いますが、そこで、改めて、そういう町内に対するPRの問題とか、それは町民だよりのみならず、個別のPRをもっと図るべきだと思います。そして、疑問に思っている方も、実は表面にはあらわれておりませんが、そういう考えをお持ちの方もいると思います。したがって、この場で改めて、それに関するご答弁をお願いしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 地域内でまだ特別徴収についてよく理解されていない方がたくさんおいでになるのではないかとのご質問かと思えます。

この件につきましては、担当課といたしましても最善の注意を払いまして、該当者にご理解いただけるよう広報等をしてきたつもりであります。つきましては、3月1日以降の「お知らせ版」に国保税の一部特別徴収について等の内容で記載させていただきまして、また4月の仮徴収の通知書の送付をいたします。その中に、該当世帯、このとき341世帯でした、年金からの特別徴収についての内容を記載した広報文をダイレクトに、個人あてにすべてお出しさせていただきました。広報を見ない方もいるのではないかとということで、そのほうが一番いいのかなということで、ダイレクトに出させていただきました。出した結果、先ほどお話ありました10件ほど問い合わせがありました。趣旨等をそこで説明させていただきまして、納得をしていただいたというところであります。

この件につきましては、今後できる限り広報を通じてご理解いただけるように努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ぜひともお願いしたいと思います。

この問題、質問要旨の2番目に普通徴収の拡大に関する質問を通告してございます。これは、先ほどの1番議員が質問しておりますが、一部重複しない限りにおいて質問させていた

だきたいと思います。

これがなぜ問題になっているかという背景は、先ほどの答弁にありました。75歳以上の後期高齢者夫婦の場合においては、従来の国民健康保険税は世帯でお支払いしますので、社会保険料控除というのは世帯主である男の方の確定申告で控除される。ところが、一方においては、保険料はご夫婦の奥さんの側も控除されていますね。それについては社会保険料控除はされていない、されることはできないと。今回政令の改正によってそれはクリアされましたが、そういう問題を内蔵したまま4、5、6、7月25日まで来て、政令改正によって偶数月の8月からそういう徴収になって、そこでクリアされる。法律的にはそういうステップであろうかと思えます。

そこで、そういう税の不公平感の問題が第1点であります。

もう一つの背景の2点目としましては、国は、消えた年金問題、きのうも月例報酬の改ざん問題でありましたが、そういう国の問題の責任をないがしろにして、取れるものは自動的に年金から差し引きしてしまうとは何事かと、そういう国民感情が実はあるわけです。そういったものが2つ目の背景であります。それを受けて、国は、選挙目当てではありませんが、そういうもろもろの保険料の徴収問題とあわせて、こういう徴収の方法まで、実は政令改正をして、細かいことは省令改正になると思うんですが、現在に至っているということがございます。

そこで、当局は、7月25日の締め切り後、個別の行政事務としてどのような対応をしたのか。

1つ具体的にあったことを申し上げますが、実は、これも相談者がありました。7月25日に締め切って、先ほど言いました2つの要件がありましたね。先ほど町長が答弁しました。2年間滞納がない、今後継続して銀行振り込みをしますという2つの要件を満足した個人については銀行振り込みを認めますと、普通徴収を認めますと、そういう政令の改正の内容にあります。

実は、石廊崎の方が、振り込みに変えたいと、特別徴収から普通徴収にしたいと。それで、そのためには何と何とどういう書類を持っていけばよろしいですかと役場に問い合わせをしましたら、判こが要る、判こを持っていらっしゃいと。判こを持って役場の窓口へ来たらしいんです。窓口へ来たら、実は銀行口座名、ナンバーが必要ですと。それで、しょうがないからもう1回うちへ帰って銀行口座名を調べて、もう一度来たらしいんです。そのときには、判こなんて1回も必要なかったということなんです。ですから、そういう行政事務の窓口の不手際が、ひいては行政サービスの低下につながり、さらに行政不安、行政不信につながる

ということにもなりかねません。

そこで、通告にあります、当局のそれに対する認識と対応です。それは具体的にどうであったのか、そういったところをご答弁いただけますか。その方は後期高齢者です。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） ただいまの漆田議員のご質問のご指摘でありますけれども、町民の方が普通徴収への手続をするために電話等で問い合わせをしてきた件については、通帳の方をというようなことがあったということでありまして、そのようなことがないように、職員に対しての教育も日々行っております。何らかの手違いで、大変申しわけないとは思いますが、そのようなことがあったということでありまして、それにつきましては、大変申しわけないと思っております。

今後につきましては、1回で済むように、また、特別徴収というやり方につきましても、大変申しわけないですが、このような手間暇をかけないような役場に来て手続きをとっていただく、もしくは、そういうようなことのないよう、そのような意味で特別徴収というような制度で徴収していくというようなこともありますので、その辺ご理解いただきながら事務を進めていきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） こういう場でこういう話は、私自身したくないんですよ。しかしながら、公式の場で表明しまして、正式にお答えを賜り、それを個別の町民のみならず、皆さんがそれを認識する場という考えをとっておりますので、あえてつらい思いをさせました。大変申しわけありません。

確かに、この4月以降、窓口担当としては厚労省に振り回されているというようなところも私も十分に理解しておりますけれども、片方においては、保険者ではない、しかも都道府県が保険者であって、しかも広域連合とあるという、非常に身軽なところにいることはわかるのですが、徴収についてはどうしようもないですね。各自治体で国保税と同じように徴収しなければならないという、そういう二律背反した立場というものも十分理解しておりますが、何とぞうまいことやっていただきたいというのが本音であります。

そう言いながら、最後の質問に移りたいと思っておりますが、実は、今回の質問はこれがメインであります。

地域間格差と地域経済学に関する町長の認識はどうであるかということでありまして、地

地域間格差は、さきの小泉内閣の構造改革、社会保障構造改革、市町村合併政策、そして地域間の格差の是正問題、これが構造改革の大きな柱であったと認識しております。その中で、地域間格差を町長自身はどのようにとらえているのかということでもあります。これは、言葉を間違えないように、私自身書いてきたので読ませていただきます。

平成20年5月末、地方分権の推進改革委員会は、第1次勧告を福田総理に提出しました。さきの中間報告に比べ、改革の力点をより明確に伝えたものと評価されており、主として、市町村の自治権の拡充を図る諸方策について、1番目に重点行政分野の抜本的見直し、2点目としまして、都道府県から市町村への事務の権限の移譲の推進、3番目が補助対象財産の処分の弾力化、先ほども一部答弁がございました、この3項目を取り上げており、地方自治体を自治行政権のみならず、自治立法権、自治財産権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての地方政府に高めていくこと、これを改革の究極の目標に設定したのであります。これは地方分権推進委員会のほうの目的です。

そこで、質問の第1回目ではありますが、地域経済の視点から、現在の地域間格差をどのようにとらえるかについて移りたいと思いますが、小泉の構造改革は、先ほど言いました三位一体の改革などによって生じた陰の部分に、日が当たらなかったところに地域間格差が発生したという言い回しは微妙に事がありますが、一般的にそのように言われております。

答弁の前に私の意見を先に申し上げてしまいますが、地域間格差は交付金等の財政手段の見直しで手当てできるという考えもありますが、このような応急的な手法で問題解決が図れるのでありましょ。地方交付税交付金制度は、補助金とともに国や地方自治体による富の再配分機能を曲がりなりにも担ってきましたが、さきにも申し上げました3つの改革によって、この再配分機能は急激に解体していったのであります。そして、その指導原理は、グローバル国家への提唱でありました。

当時、2004年ではありますが、所得収支が貿易収支を上回り、実の部分は多国籍企業の本社・本店機構のある東京に一極集中している。三位一体の改革により、地方の市町村から削り取った財源によって、大都市再生の名のもとで都市の大規模再生開発が行われたのであります。経済のグローバル化の下での構造改革は、富の再配分機能を、強いものはより強く、豊かなものはより豊かにという方向へ転換するとともに、その財源を高齢者や障害者、青年、地方小規模市町村住民に転嫁したため、今回、貧困問題や地域間格差問題を一気に表面化させたと言われております。つまり、経済のグローバル化の急進展とこれに対応した小泉内閣の構造改革の2つの要因が、格差をさらに拡大したと解釈されております。

今申し上げたのは、冒頭申し上げましたが、私自身の考えであります、自治体行政の首長である鈴木町長はどのように考えておられるのかを、まず要旨の1番目、お答えを賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいま漆田議員の申されたいわゆる現在の地域間格差については、私は、まさに認識は一緒であります。そう、まず申し上げます。

そして、今我々が行政を進めておる中で、例えば、自治権の拡充を図る諸方策のうち、都道府県から市町村への事務権限の移譲の推進という項目がありますけれども、これにつきましては、当町においても年々事務権限移譲を受けております。そして、事務量がふえてきております。しかしながら、市町村としての自治権の拡充は図られてはおりますが、それによる財政的な支援である権限移譲事務交付金は、今年度確定額で250万円程度であります。そして、これにこの9月から移譲をされましたパスポートの発行事務であります、この権限移譲交付金50万円を加算いたしましても、300万円程度しか交付されていないのが実態であります。そこで、補助対象財産処分の弾力化につきましても、これにより、補助金返還等の規制緩和にはなりましたが、現在のところ該当する財産処分の件数も少なく、実質的な収入増にもつながっておりません。

国が各地域に自立的な運営を求めているのであれば、それを可能にする制度づくりを進めるのと同時に、各地域に共通して保障すべき行政水準であるとか、生活水準について改めて考える必要があるというふうに考えております。そして、その水準を保つための財源であります、これは、地方交付税や、より効果的な税源移譲などの形で国が措置すべきであります。各自治体の地理的条件の差であるとか、既に経済機能などが集中している三大都市圏及び拠点都市とそれ以外の地域の差は、どこまでが地域の個性として許容されているのか、どこからが是正すべき地域格差であるのか、現状では、この点について国民的な合意が醸成されないまま、どの地域にも自立と責任が要求をされてきております。そして、このことも地域格差に対する不安感がますます増大しているということの背景であると思われま

この点についても、今後我々としては議論を進めながら、国であるとか、それぞれの方面には要望活動は進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 権限移譲された行政事務で250万円、今回新たに移譲を受けたパスポートで50万円、合計300万円というのを聞きまして、実は、私びっくりしているんです。これは3番目のところで申し上げようと思っておりましたが、財政調整機能の中では、行政事務の委任の配分、そして、片方においては課税力の配分というのがあります。こういったもの、この2つ、課税力の配分は、税源の調達のもとになります各種町民税を初めそういった課税金額であります。片方においては、行政事務の配分ということについては、当然、財政需要という表現になりますが、そういったこの2つを総称して財政力と言っておりますが、その2つが非対照度が高くなればなるほど、中央の、都道府県、もしくは国に、よりコントロールされやすいという一つの現象が現在起きております。そういう意味で、300万円よりもっとあるのではないのと私自身は思っていたんですけども、今聞いてびっくりいたしました。

格差をどのようにとらえているかということについては、全く同じ認識だということを感じておりました。さらにはそれを敷衍して、では、具体的に南伊豆町に当てはめてどうするかということ、実はこの次の質問にしております。それに対するお答えを次に賜りたいと思います。

地域再生のために、では今何が必要なんですかということなんですが、生活の困難地域の拡大を伴った現代日本の地域間格差問題の是正を図るには、差し当たって、先ほど町長も一部触れましたが、国レベルでは構造改革政策の抜本的な見直しが不可欠だと。それには、非常に分野が広くて、経済政策や労働政策、社会保障政策、医療・福祉政策、そして地方の行財政制度など、あらゆる分野にまたがっております。これは、町長には釈迦に説法になると思うんですが、その構造改革を継続したままで、交付金制度の小幅な見直し等を行ったとしても、さらに地域社会の傷口を広げるだけであると言われております。

地域の再生は、何よりも国や地方自治体の主宰者である一人一人の住民の生活の維持と向上、そして、人間社会と自然との共生を目的とすべきであります。そのためには、先ほど言いましたグローバル国家の創成です。そういった本社機能を通じた東京への富の一極集中を抑制をするとともに、国の地方財政調整機能を強化して、これについては後で申し上げますが、所得の再配分能力を高めなければなりません。その際、地域間格差という水平的格差の是正とともに、国と地方との間の垂直的な格差等の見直しが必要なことは言うまでもありま

せんが、三位一体の改革に象徴される地方財政支出削減政策の結果、国と地方の純の歳出の水準が大きく乖離してきております。これは具体的な数字はつかんでおりますが、申し上げません。同時に、地域においては、地元企業や農林漁業協同組合、NPO等の経済主体の地域内再投資力と地域内の経済循環を構築する自立的な地域産業づくりが必要不可欠と考えられます。

さらに、市町村合併によって広い領域になり過ぎた基礎自治体は、住民が主体となった地域づくりの面でも、生活の維持という面でも、また、国土保全の面でも問題が多過ぎます。これらの基礎自治体の本格的な地域内分権を進めたり、場合によっては基礎自治体を再分割し、合併前の自治体を構成主体とした広域連合に組み直し、基礎自治体広域連合、都道府県という重層的な地方制度を整備し、それぞれの地域内格差を補完的に調整する柔軟な仕組みを創出することが求められているのではないのでしょうか。

そこで、町長ご自身先ほども一部触れましたが、地域再生のために今何が必要なのか、ご自身のお考えを賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、地域再生のために何が必要かというご質問ですが、その前に、先ほどの質問に関連しまして、今、我々が町長として、ほかの市や町、そして全国レベルで取り組んでいる活動等について若干触れたいと思います。

実は、毎年我々は全国の町村長大会で要望等を決議をして、関係省庁等に要望活動を行っております。そして、その中の一つが、昨年の またことしもありますけれども 大会で、町村の財政基盤の強化という、これは、毎年毎年我々が要望活動を続けております。これは、総務省であるとか財務省、内閣府、文科省、あるいは厚生労働省、その他各省庁にすべて要望活動を行っております。

その中に、項目として、まず、町村税源の充実強化という項目が1つ入っております。細かいことは、時間の関係もありますので、項目だけでご勘弁願いたいと思いますけれども、まず1つ挙げてみますと、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮して、そして、分割基準等の見直しについてもあわせて検討することという項目がその中の一つに入っております。

それから、次の項目の中に地方交付税の充実強化というのがありまして、その中に、基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口、面積も千差万別である。このような町村の多様な財政事情を的確に反映するための工夫を重ね、そして、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないように所要額を必ず確保することという項目があります。

そして、さらに、町村の公債費負担が増嵩していることにかんがみ、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

こういう要望内容で、我々は、私も就任してからほとんど毎年、内容は基本的には変わっておりませんけれども、要望活動を続けております。

そして、ではその結果はどうかといいますと、また後の機会に地方交付税の内容等につきましては質問もありますし、述べる機会があると思っておりますけれども、ここ数年、我が町をとってみますと、極端に減ってきておらないのはあります。ということは、やはり、我々の地方の声を中央はある程度酌み取ってくれているということ、我々としては今感じておるわけでありまして。

そういう活動を続ける中で、先ほどの地域再生の手段でありますけれども、先ほど出ました、いわゆる国が進める地方分権の中で交付金、事務費の問題を述べましたけれども、いわゆる国が推し進める地方分権の流れ、あるいは財政再建の要請から、基本的には、以前のように国が地方を一律に手厚く保護する構図に戻ることは、今のところ考えにくい状況にあると思っております。そして、今後は、各地域が自主独立的な地域運営の努力を強化していくことが不可欠ではないかというふうに思っております。

特に重要なのは、公共事業に頼らない地域経済を構築するために、核となるような産業をまず育成すること。そして、各地域の独自性を生かした、これも前々からいろいろ言われておりますけれども、小規模な単位での地域振興策を組み合わせしていくことが必要ではないかというふうに思っております。なお、産業全体がサービス・知識型産業に重点を移していく中で、核となる産業育成は、必ずしも従来型の工場誘致だけに限らないと思っております。残念ながら、地域振興には劇的な即効薬というか、そういったものはありませんけれども、全国で今さまざまな活性化の成功例も報告をされておりますので、当町においても、我が町のいわゆる地理的条件であるとか、自然、あるいは景観等をよく認識した中で、我が町に合った地道な取り組みを重ねていくことが肝要ではないかというふうに思っております。

ります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ちょっと問題が大き過ぎまして、非常に答えにくい面も実はあったんではないかと思うんですが、認識も同じである、取り組み方もそれに近いととったんですが、3番目の質問の一部、交付税の話まで、全国の市町村会の財政基盤の強化の中の3点目でお話がありましたので、それは3番目の質問の地方交付税のあり方に対する認識の一部の答弁だととらえてよろしいですかね。

3番目に移りたいと思いますが、さきの1番、2番で申し上げました質問で地方の財政調整機能という言葉が出てまいりました。日本のように交付税という財政調整制度を導入している国では、財政の格差が拡大するという現象は、本来生じることのない現象であります。というのも、格差の是正こそが財政調整制度の使命だからであります。つまり、財政力の格差が適切に是正されていないとすれば、交付税という財政調整制度が機能不全に陥っていると言わざるを得ないのであります。

そこで、質問要旨3の3に通告した財政調整制度のあり方と交付税のあり方に対する町長のご見解を賜りたい。先ほどの話も結構です。それも含めてお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

地方交付税は、地方財政の格差是正を図って、そして、どんな自治体においても一定割合の一般財源を保障する機能を果たしておるわけでありまして。しかし、にもかかわらず、なぜこれほど地方において格差が広がりつつあるのか。その背景には、先ほど議員の申された、いわゆる三位一体の改革における地方交付税の大幅な削減があると思います。

そして、三位一体の改革の柱の一つであります地方交付税の見直しであります。これは3年間で実質5兆円強の交付税が削減をされる。そして、この間に行われた地方の一般歳出削減4兆円強を上回る一般財源が削減されたわけでありまして。この結果として、交付団体を中心に一般財源の急激な減少に直面して、2005年度ごろから地方税が都市部を中心に回復する中で、交付団体と不交付団体との格差が顕著にあらわれたことが、要因の一つと言えます。地方財政の格差は、地方税の格差によるものよりも、むしろ地方交付税の削減に

伴う一般財源水準の大幅な低下の影響が大きいというふうに考えられるところであります。

これに対しまして政府は、格差是正の暫定措置として、法人2税の改革、そして、地方交付税への地域再生対策費の配分を決定をしました。しかし、こうした対策は一般財源の格差を税源の格差の問題にすりかえるものであって、地方財政の格差の処方せんとしては、部分的な見直しにすぎないというふうに思っております。格差是正の課題は、地方税、地方交付税をあわせた一般財源をどこまで確保するかということが重要であると思えます。

また、私たち地方自治体も地方交付税の復元を主張しておりますが、どの水準までどのよう戻すのか明確にして、そして、地方として考える標準的行政水準のあり方を地方の総意として、先ほど申し上げたああいった場でもそうですけれども、あらゆる機会をとらえて、国に対して示すということが必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 認識としては、よく理解いたしました。

2005年ころから各自治体の交付税の配分のバランスが不均一になり始めたという時代背景、確かに、2005年というのうかがえますね。先ほど言いました投資的な収支が貿易収支を上回ったという、そして、その余った資金は都市の再生ということで流入した。その財源の調達は、先ほど言いました交付金であるとか、交付税であるとか、そういったものを削減した結果、それが実となってそちらのほうに資金が移動したという、そういう資金的なフローを見ますと、そういうことがうなづけると思うんです。

先ほど町長が申しあげました交付税に対する認識は、町長のお答えの中では、周りの限定された環境の中での交付金のあり方という視点でのお答えだったと思うんです。本来は、交付税というのは、これは法律の第1条目的であります。財源の均衡化を図り、その行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨 すなわち、団体自治と住民自治のより充実化を図るという本旨 の実現に資するとともに、地方団体の独自性を強化することを目的とするとあります。これは、財政力の格差是正とあわせて財源を保障という2つの目的が存在するにもかかわらず、今現在の財務省は、片側の財源保障機能を交付税から取っ払うと、あくまでも課税力だけに特化したいという気持ちのあらわれであると、国の個別の政策の中にあらわれていると思うんです。それが、すなわち交付税・交付金の削減という形で行われてきたと思えます。

本来、財政調整機能というのは、知っている方はたくさんいると思うんですが、第1次大戦にドイツのワイマールによって提唱され、現在に来ているということでありますが、その財政調整制度の目的は、政府、地方公共団体の財政力の格差是正と財源保障にあると実は言われているんです。本来、それを受けまして、戦後そのとおり交付税・交付金制度は施行されましたけれども、この間に、先ほど私が言いました、財源保障については特化したいというような大きな政治的な流れになるわけでありまして。

そういう特化したいという時の政府の動きとあわせて、財政関係の財政調整とは、先ほど言いました中央政府と地方政府との財政関係の相対猶予、しかも、それは垂直的な財政調整と水平的な財政調整がありまして、その中には、行政任務の配分、そして課税権の配分というのがございますね。日本の場合は水平的な国家は持っている。垂直的な財政調整、これが交付税・交付金制度であると言われております。課税力と、しかも行政任務の配分が非対称が乖離すればするほど中央の政府のコントロールが強くなるという一つの現象が、先ほども言いましたとおり行われております。これは、都道府県と市町村においても全く同じであります。

それを具体的にどう解消するかということは1つの自治体の力で及ばないことでありますけれども、ポーピッツというドイツの経済学者がいるんです。財政調整論を書いた人なんです。町長ご自身、その辺の書物をお読みになることをお勧めしたいと思います。この場でやりますと非常に長くなる。あと5分でおさまらないものですから、そのポーピッツの書いた財政調整論という本をお読みになっていただいて、なるほどと、行政の、自分のやったことに対する理論の後づけをひとつお願いしたいと思います。そこには非常にいいことが書いてあります。もちろんいいですね、学問の世界ですから、実際のどろどろとした事務ではありませんから。ぜひその辺をお勧めして、5分早いですけれども、終わりにしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

稲葉勝男君

議長（渡邊嘉郎君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、石廊崎に対する町長の考えということでお伺いいたしたいと思います。

本町の観光産業低迷の要因の一つとして、ジャングルパークの閉園とその跡地の問題が挙げられます。ジャングルパークの跡地の問題については、現在、町と岩崎産業株式会社の間で係争中であり、前執行部として責任を感じているところでございます。このような結果を招いたことについて、記憶が薄れないうちに重要なところを時系列で述べさせていただきたいと思います。

まず、ジャングルパーク閉園についてのことでございますが、平成14年ごろから、その当時経営が思わしくないという話は確かにございました。そして、平成15年3月でしたか、岩崎産業の重役とジャングルパークの責任者が、その当時私たちのところへ来まして、9月いっぱいに入園ビジネス、要するに、お金を取って入れるほうのビジネスは中止して、あとはあそこで観葉植物の栽培とか、そういうもので今後やっていきたいと。ですから、もし町あるいは第三セクター、あるいは民間でそのまま引き受けて経営するようなことを考えてもらいたいというような話が来ましたので、その当時、はっきり申し上げて、3割自治の南伊豆町にとってそれを継承していくことは不可能だということで、そういう話もした経過もございます。

そして、平成15年4月になったら、今度は、今も係争中になっておりますが、下の売店から灯台へ行くまでの道路、あれが実は町道に認定してございますが、旧海軍がつくった道路であって、それで、土地の所有権は岩崎産業にあるというような現状でございます。その道路を今度は封鎖するというような話も持ってきました。そして、あそこへ家を建てて通行できないようにするというようなことだったので、それについては、もう通行地役権等が発生しているというような、そういう協議の中で、岩崎産業のほうもくいを建てて通行を妨げるようなことはございませんでした。

そして、平成15年7月、この間には、いろいろ地元へもこういう状況だということも説明しましたし、また、東海バス等の観光業者もこれについての心配があったものですから、それらについてもいろいろお話をしました。そして、庁内でジャングルパーク閉鎖対策庁内検討委員会というのを平成15年7月に発足し、今後の対応ということで始めました。それで、県の行政センター等のほうにもそういう申し出をし、そして、県の行政センターの職員も中に入った中で、いろいろ先のことも協議等をいたしました。

それで、平成15年9月ですが、それまでに岩崎産業のほうへも、町の方針としては、跡地については売買、あるいは賃貸借等、そういうことしか考えられませんかということで話をしていた中で、岩崎産業のほうから、例えば、売買の場合は6億円の金額を向こうから提示されたという経過もございます。そして、これについては、その当時の重役の話では、「オーナーから、くぎ1本でも南伊豆で買ってもらいなさいというような指示なものですから、結局6億円という数字が出ました」というようなことで、その提示がございました。

そして、先ほども言いました町の方針でございまして、売買、あるいは賃貸借、その結論を出すのには、いずれにしても今年度いっぱいではなければ結論は出ませんということで向こうに申し上げ、そして、駐車場、それから売店、トイレ、道路、それらのその間の賃貸借をお願いするというで申し上げましたところ、先方も、それでは平成15年10月1日から平成16年3月31日までは賃貸借に応じましょうということで、12月の定例議会で462万円という補正を議決いただいて、3月31日までの賃貸借の契約を12月18日に結んだということでございます。

それで、その後、10月ですが、またこの問題を大きく取り上げておりましたので、議会のその当時の正副議長、それから第1、第2の常任委員長、地元の議員、石廊崎の区長ほか3名、それと前町長と総勢12名で、森県議の同行のもと知事にお会いしました。そして、知事に窮状を訴えましたところ、知事は、先行買収等、そういう手もあるなという程度で、結構真剣に考えていただきました。そして、そういう10月までの流れを、今度議会全員協議会で10月にまた皆さんにお話しして、そして、売店と駐車場等の賃貸契約についても、そのとき議員の皆さんにも説明申し上げたということでございます。

そして、先ほど申し上げました6億円の提示がありましたから、本町としましても、その土地がどれだけの価値があるのか、その鑑定依頼を鑑定士に依頼しておりましたところ、結果が、平成16年1月、2億235万円という不動産鑑定士からの提示がございました。それで、その提示を示して電話等で交渉しておりましたが、いずれにしても向こうの6億円と2

億円の差は縮まりません。

それで、平成16年2月23、24日と、私と当時の企画課長とで先方、鹿児島県の岩崎産業の本社に出向き、そして社長にお会いしてお話しをしようと思ったけれども、社長はそのときお会いすることができず、向こうの重役、管財部長だとか管理部長だとか、そういう方とお会いして、そして我々の意向を向こうへお伝えしました。しかし、向こうからは、社長にそれは伝えておくという程度のことではなかったので、いずれにしても、2億円と6億円の差を向こうも非常にびっくりしていたような状況でございます。

そして、3月16日に、岩崎産業の閉園についての詳細説明を議会の全員協議会でしてもらいたいということで、岩崎産業のほうへ議長名で依頼が行っているということを知りましたので、私どものほうも、その前にジャングルパークの庁内検討委員会で、2億円と6億円の差が縮まらなければ、もう買収とかそういうものは断念しようということ結論を出したものですから、それについて、正副議長と、それから第1、第2の常任委員長に、検討委員会の結果は買収を断念しますという話をしました。しかし、そこで、5月の連休を控えているので、3カ月程度の駐車場等の延長の契約ができるかどうか、その辺も考えたらどうだろうかということで結論が出ましたので、これを今度は向こうに伝えるべく考えておりました。

それで、3月29日、これは議会の全員協議会に岩崎産業の重役らが出席し、それで、そこで恐らく6億円の買収の予定を変更するという話がなかったのではないかと思います、その帰りに私のところにその重役が寄りまして、議会でも6億円は提示してきましたと。そして、町のほうでもし歩み寄れるなら3億円から4億円ぐらいでどうだろうかという話も来ました。しかし、私どものほうは2億円の提示しかできませんということでそのとき話をしましたら、先方は、社長命令で5月10日までは駐車場を開放する。ですから、その辺を社長も十分考えているんだからいい返事を欲しいと、簡単に言えばそういうお話でございました。

それで、3月30日までジャングルパークに重役たちは滞在しているから、明日の朝までに検討していい返事ができるか、歩み寄りができるかどうか返事が欲しいということでございましたので、その当時、総務課長等、それに幹部と相談しまして、結局、対策委員会が出した交渉は断念しようという結論を伝えようということで、3月30日、閉鎖になっておりました暗い食堂の中で、向こうの重役に、もうこれで交渉は打ち切りにしてくださいと。そうしたら、向こうも3月31日で賃貸借のほうの契約もすべて継続はしませんということで、5月までの継続ということもありませんでした。

そして、今度4月16日に議会全員協議会でその結果を皆さんにお伝えしたところ、議会の

ほうからも、それに対してもっと交渉しろとか、いろいろな話も出ませんでした。

それで、既にその時点で交渉は断念という形で私どもはありました。しかし、これをそのままにほうっておくわけにはいきませんので、平成16年11月になって、もう直接交渉は不可能ですから、国・県を巻き込んだ中で何か対策はとれないかということで、県の行政センターの所長に同行していただいて、それで、あの当時箱根の管理事務所ですか、そこへ行きました。そして、こういう状況ですから、国からの行政指導とかそういうもので何とか解決を図っていただきたいということをお願いしました。そうしたら、向こうの担当課長も、法律的には何ら指導することはできないけれども、なるべく国のほうも、国立公園、そういうものから言って指導をいたしますということで、約束して帰って来ておりました。

以上が、私たち前執行部としてやっていたときのざっとした経過でございます。

そこで町長にお聞きしたいんですが、町長は、議員当時議会のまちづくり特別委員会の委員長をされて、そして、平成17年5月ですか、南伊豆町町議会だよりで、石廊崎のジャングルパークに親書を送ってこれから善処したいというような、これを確かに向こうに送ったということで、こういう文書が出ております。こういうことからして、その後、執行権がある町長になられた時点で、これだけの決意を述べているのですから、先方に何か交渉されたとか、コンタクトをとったようなことがございましたら、その辺をお聞きしたいと思います。議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、お答えする前に、議員の今日通告されている内容とちょっと違うんじゃないかなという。最初は、1市3町合併協議会の中で、石廊崎に対する対応についてということで、その次で裁判のという。

〔「すいません前後しました」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） では、先にそっちについてお答えします。

まず、この訴訟につきましては、岩崎産業と町との訴訟でありまして、平成19年5月7日の第1回口頭弁論から本年7月7日まで8回の裁判が行われております。そこで、平成19年6月21日の第2回口頭弁論以降は非公開の裁判となっております。裁判長の指示のもとに、双方の弁護士を通じて、書面による反論であるとか、あるいは証拠書類のやりとりを行ってまいりました。非公開である以上、詳細についての公表は差し控えさせていただきますが、以前から申し上げておりますとおり、本件訴訟は不当訴訟であるとして、原告の請求棄却を求めて全力で町としては争っておるところであります。今後につきましては、近いうちに証

掘書類などの物証が終わり、そして、次に証人による公開の裁判が行われると聞いております。

前から私は申し上げておりますけれども、議員の皆様におかれましては、静観していただくことが何よりかというふうに、これは弁護士からも言われております。したがって、私は、今までこのことについては答弁は差し控えさせていただきたいということできておりますので、そのことを申し上げたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 私は、裁判云々は、係争中であり、弁護士もついているから、それはもういいんです。ただ、町長が、今までこれだけまちづくりの委員長として親書も送ったり、これをやっていて、町長になられた後、そのときはまだ裁判になっていないわけですよね。ですから、その間に、これだけのことをするというのでやったんですけれども、そこで切れたのか、その以後、執行権を得た町長が向こうと、買いますとか、何らかのそういう話を、解決に向けてのそういうあれをとったかということをお聞きしたいんです。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は、議員の当時、まちづくり特別委員会の委員長としてその職にありました。これは、石廊崎に限らず、まちづくりを何とか考えようという会でありますから、当然その中には石廊崎も入っております。そして、そこで我々は、買う買わないのお話は当然ながらしておりません。それは、我々の範疇外のことです。そして、私は、町長になってからも、そういう交渉とかは一切しておりません。

ただ、これ以上余り詳細に入っていきますと、先ほど申し上げた弁護士に言われていることでもありますから、裁判の中身に入っていくことになると思いますから、やはり少なからず裁判に影響してくると思いますので、それは議員もぜひ前任者として承知おきを願いたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 町長が言われるとおり確かにそうなんですけれども、買うとかそうい

う交渉をしたのかではなくて、親書を送られて、こちらでその当時議員だった、まちづくり委員会でやりますよというのが、向こうへ親書を出したわけですね。そして、買うとか買わないの具体的な話を交渉されたとかということではなくて、それは裁判の中でやることではないんですけれども、何らかの形で向こうとはコンタクトというか、町長になられてから一切打ち切って相手に対して何も動きをしなかったと、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ですから、私は、議員としては、まちづくりの中ではジャングルパークの問題も当然出てきましたし、委員の皆さんと相談しながら、何とかしなければならない。当時駐車場であり、道路であり、閉鎖された状態でしたから、やはり、観光地という価値で考えるということの中で議論した覚えはあります。ただ、私が町長になってからは、もちろん、これは職が、立場が違いますから、その立場になってから、新たにこの石廊崎のジャングルパークの問題についてそういった話を進めたという経緯はございません。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） これ以上、その件についてお話ししてもあれでしょう。

それで、私思うんですけれども、自然公園法だとか文化財政保護法で保護されている土地であります。ですから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、国・県を入れた中でこの問題を解決する方法という、そういう姿勢で町長は何らかのあれを今まで起こされていますか、その辺。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

あそこの土地は、我が町の石廊崎だけではなくて、伊豆半島の石廊崎でありますし、これはもう前から各方面からも言われておりますし、現在でも同じことであると思います。したがって、あそこの土地がああいう状態で置かれることがいいのか悪いのか、これは私がここで今言うまでもないことでありまして、やはり、国立公園の第1種地域であるがゆえにああいった状況でそのままになるということはいかがなものかと。ただ、何度も申し上げますけ

れども、やはり、係争中である、いわゆる他人様の土地ですから、我々行政たりといえども、それ以上のことは、言ったり、できることではないと思いますので、私はそれについては行動を起こしておりませんし、国や県にも一切話はしておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 確かに、係争中であって、その結果が出なければということだと思っ
たんですけども、行政訴訟みたいなああいう形のもので、これから石廊崎のジャングルパー
クの問題が裁判の結論が出るというのは、私が考えても3年、あるいは4年と長引く可能性
もあります。その間、裁判が係争中だから何もできませんではなくて、ある程度、国・県を
挟んだ中で当事者同士で岩崎産業と話しをしたって、係争中ですがそれは可能ですから、町
として一番できる方法としたら、国・県、この力をかりて、それで国なり県なりの指示とか、
そういうもので解決を図る、そういう方向というのも見出す必要はあるんじゃないかなとい
うふうに感じますが、いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 何度も申し上げますけれども、あそこの土地のことについては弁護
士と一つ一つ全部相談しながら今進めております。したがって、これ以上のことは申し上げ
られません。

あと詳細につきましては、副町長から若干説明します。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 稲葉議員の話ですけれども、現町長が町長に就任してから何か働き
かけを先方にしたかという質問かと思いますが、私が平成17年ですから、平成18年1月に、
当時は箱根ですけれども、その当時からは国のいろいろな統廃合の中で事務所が埼玉に移っ
たものですから、こっちの管轄は埼玉になったんです。その埼玉へ当時、今いる総務課長で
すが、当時産業観光課長でした。2人で行きまして、石廊崎の状況を話しまして、国の国立
公園の立場から適正な指導をしていただきたいという申し入れを当時の事務所の所長、課長
に申し入れをしました。その後、実は、私がたまたま職員であったときにこちらに来ていま
した管理官がちょうど今東京の本庁に戻っておりまして、その知り合いだったものですから、
電話しまして、面談を申し込んだところぜひ来てくれと言うものですから、それらを含めて
本庁に2名ほどおりますので、2名の方に行き会いまして、今話したようなことを再度申し

入れをしたり、状況を話してまいりました。そのようなことです。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） やったということでわかりましたけれども、私がすごく心配するのは、一昨日の1市3町の合併協議会の中でも、新市の基本計画策定小委員会の中では、南伊豆町は伊豆半島最南端の石廊崎をメインにした観光活性化策の検討を強調していると。確かに、これは本当にありがたいことです。地元にしても、我々議員にしても同じなんですけれども、この策を検討する、確かにそうなんですけれども、今言った係争中でありましてけれども、あの係争が、例えば結論が出ても、あくまでも土地というのは岩崎産業なんですよね。だから、結論が出たから、ではあそこに何でもできるかといったら、そうではないわけですよ。岩崎産業は、では、裁判が終わった、あなたたちにこの土地をあげますなり何なりという、そういう形をとらなければ、いずれにしたって名義は岩崎産業ですから、岩崎産業が手をつけてはだめだと言え、もうそれで終わりのことです。

ですから、私が申し上げるのは、幾ら係争中でも、要するに、この1市3町の合併等の中で、恐らく岩崎産業は金の解決を望んでいると思います。ですから、いわば買収をするような、そういうようなある程度の心構えというか、そういうもので話を進めていくことが必要ではないかというふうに思います。幾ら今係争中のものが、結論が、町が勝とうが、岩崎産業が勝とうが、いずれにしても、町が勝ってもその土地が町になるわけではないし、あくまで岩崎産業です。それを、やはり我々が活性化を図るためには、その土地を自由に利用できるような方法を模索すること、これが必要だと思います。その辺、町長はどう思いますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） あの土地を何とかしなければという気持ちは、私も一緒であります。ただ、何度も申し上げますけれども、やはり、そういったことは少なからず今の裁判に影響するということ。我々は、やはり、この岩崎産業との裁判に勝つことだと思うんです。これは裁判ですから、勝つか負けるかですから、これは負けると大変なことになると思います。ですから、それを考えると、余りそういったことを、係争中の土地のことを我々が取り上げてやるということは、弁護士も言っていますけれども、やはり少なからず裁判に影響してくると。ですから、今はもっぱら、我々としては、裁判を係争中ですから、争っていますから、それに集中して、まずこれを勝つことに専念すべきではないかという、これは弁護士と我々

は相談しながら、何度も申し上げますけれども、そういうことで進めておりますので、ひとつ承知おき願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 確かに、私も当事者ですので、弁護士のほうから言われております。ですから、裁判についてのそういうあれはわかっておりますけれども、ただ、心構えとして、公言しなくてもいいですけれども、町長に腹の中に思っているの、やはり、結論が出るのが3年、4年、それまで、そうすると石廊崎は依然として今のような状態で置かなければならないということは、やはり非常に寂しいことありますから、そういう気持ちの中でやっていただきたいと思います。

というのは、私はずっと日記をつけていますので、それを証拠書類としてみんなコピーして、先ほど申し上げたのも日記の中から抜粋したんですけれども、全部それは弁護士のほうに渡してあります。それで、向こうのいろいろ言ってきたことに対しては、こちらも反論ができるような形のものでみんなやってあります。この訴訟は、私も不当な訴訟だと思いますし、ぜひこれは町が勝たなければいけないですから、それは私も一緒にもちろん闘っていかねばいけないと、そういうふうに思っております。ですけれども、やはり、裁判で一番心配しているのは、3年、4年の間あのままで置かれるのかなということが一番懸念されているものですから、その辺だけは、町長も頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それでは、次に、観光交流館の指定管理者制度等のことについてお聞きいたしたいと思います。

私は前回からも申し上げておりますが、観光交流館の存在については否定することはありません。ただ、観光資源の整備や掘り起こしを先に行って、観光交流人口が増加する見込みが望めた時点で建設をするのが望ましいという意見は、今でも変わりません。町民の皆さんの中にも、施設の規模等から見て、観光客の流れを変えて交流人口が増加することに非常に疑問を持っている方も多々おられます。

そこで、厳しい財政状況の中で2億円前後投資をするには、やはり事業の内容、それから、どのような効果をねらって実施しているのか、それから、どれだけの費用をかけて実施しているのか、どれだけの効果があるのかなどとって、そういう費用対効果ですか、それを町民にわかりやすく説明する必要があるのではないかとこのように思っております。前にも質問しましたが、計画時にどのように予測して費用対効果を出したのか、その辺についてお聞

きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは、今議員も言われたように、昨年の12月議会でも同じ質問をされてきました。そして、そのときに私は、当時の購入するときの基本構想の中の一部を読みましたが、今日、また再度それをここへ持ってきました。これは、議員が在職中の計画であります。そして、そのときに買い求めたのは、議員が在職中であります。そして、その中に、もう一度言います、「多くの人々が利用できる観光産業施設及び既存の温泉を利用した温泉施設を整備し、利用者のニーズに合った情報を提供するとともに、地場製品の集配、販売等も行い、観光客のみならず、地域の人々も幅広く利用できる総合多目的施設を整備する」。まさに、今の交流館ほとんどそのものではないかと思えます。

そして、このことは、私が就任する前から何度も何度もあそこの検討はなされてきて、そして、それが、結局事業実施ができないまま数年が経過したわけであります。そして、一昨年のふるさとづくり推進委員会の諮問、答申を受けて、我々はそれを尊重しながら計画を立て、そして、今事業を実施している段階であります。その具体的な費用対効果につきましては、担当課長から説明させますけれども、そういう経過を考えるのであれば、やはり、議員としては、当時のことをもう少し思い起こしてもらいたいと思えます。このことが、いろいろなことで世間から、あの土地は何だ、あのまま放置されてどうなんだと、当時2億円もかけて購入しているのではないかとと言われて、私はそれを引き受けて今回の事業へ持ち込んだわけですから、ぜひその辺は、議員は承知を願いたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） あの当時、厚生省から借り受けるときの計画、それは確かに言われるとおりです。ですから、今の計画自体に反対するわけではありません。観光交流館自体も、私は反対ではないんです。ただ、今観光客は、ことしのあれも見まして、平成18年度と平成19年度、前年比何%か、年々観光の状況が非常に落ち込んでおります。観光交流人口というか、観光客の数が。そういう中で、ですから、もうちょっと観光客を呼び入れることが先であって、その後つくるのが、先ほども言いましたけれども、賛成しますということで申し

上げているんです。

いずれにしても、その計画を立てるのに、だれが計画を立てるにしても費用対効果というのは当然考えるべきだということでもありますから、我々が買ったものを何とかしなければならないということで町長が苦労したということだから、ですから、費用対効果はどうでもいい、ただつくればいいやではないと思うんです。ですから、どういうふうに見込んで計画を立てたのか、そこをお聞きしたい。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

結局、話はさかのぼりますけれども、何度も申し上げますように、これを当時買い求めるときに、その費用対効果も考えながら計画をつくったのではないですか。費用対効果を考えないで買い求めていますか、逆に質問したいです。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 皆さんから負の遺産だとか何だとかと言われております。費用対効果を考えたという、計算でということではないんですけれども、要するに、観光客がふえてきたらあそこを観光の拠点にする、そういうつもりであそこを買い求めた。そのとき費用対効果は、何人の観光客が来るからこの土地を買い求めましょう、そういう計算は確かにしました。ですけれども、あれを観光のために寄与する土地ということで、中心ですから。あれが、例えば民間の不動産屋さんに渡って、あそこをいろいろなことに利用される、それが町にとっても非常にマイナスである。それだったら、今町が求めておいて、そして、それに対してあそこを核とした施設をつくる、それが今言った交流館とかそういう施設をつくるということで考えて、買収した経過がございます。

ただ、それを実施に移すとき、確かにそれは費用対効果を計算しなければならないと思うんです。その当時、ではこれを今建てましょう、観光客がこれだけ来るから建てましょうと、そういう計算は確かにしないで、そのときは買収しました。ですけれども、何度も申し上げますけれども、実施に当たっては、やはり、土地があるからそれに物を建てればよいということではなくて、今言ったように、ある程度費用対効果、これだけの観光客が今来ているんだと、そのどれだけのものを誘客して、そしてこういうものでやりたいという、その計画というのはあってもいいはずではないかということを私は申し上げている。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、あそこが、2月には南に下がると菜の花の咲く駐車場、そして足湯もあります。そして、直売所も年々盛況で、地元のお客さん、観光客もそうですけれども、ふえてきております。そして、観光客の入り込みももちろんあります。そういったもろもろの状況を考え合わせて、では、今、様子を見ながら、この先何年たったらあそこを利用できるようになるか、それは保証はないと思います。ですから、総合的に判断をして、やはり、今までの経緯を考え、そして購入のときの事情等も考えて、我々としてはふるさとづくり推進委員会の諮問、答申を受けて、そして、それを尊重しながら総合的に判断して決定したのが今回のあの観光交流館であります。

ですから、お客さんがふえてきたらとかそういうことを考えていたら、恐らくこの先何年かかるかわからない。それは近年のうちにできるかもしれない。だけど私は、そうではなくて、やはり、ああいう事業を進めることによってお客さんを何とか呼ぼう、そして、あそこをある程度、地元の町民の交流の、観光の拠点にしていこうという計画のもとに進めることも大事ではないかという思いがしています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 町長は何とかあそこをやりたいという、その何とかはだれでも使う言葉でありますから、何とかでいいでしょう。

それで、今の費用対効果については明確なあれがありませんでしたけれども、管理をするのに、指定管理者制度を導入するということでお聞きしています。指定管理者制度、これについて、自治法でいう公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができるとなっております。現在、指定管理者には、使用权と、そして使用許可権、これが含んで許可されるわけですね。そういうことですか。使用权と使用許可権もこの中に、管理を結ぶということに含まれるということでもいいですね、そういう解釈で。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） そのとおりと認識しております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） この指定管理者制度を今検討されていると思いますが、その施設の規模、要するに、今あそこには、観光の案内所、それから民芸品の展示室、そして農林水産物の直売所等でございます。これだけの施設を今言った管理者がもちろん使用をするんですけども、ほかに使用させて、要するに何か利用する、そういうものを何かこれ以外に考えておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今の質問は、指定管理の相手でございますか。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） 相手ではなくて、指定管理者にだれかなった場合、その指定管理者になった人がその管理をするわけです。それで、もう既に決まっているのが農林水産の直売所があるわけでしょう。観光案内所、あと民芸品展示室、ほかに例えば.....

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） トイレですとか。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔 4 番 稲葉勝男君登壇 〕

4 番（稲葉勝男君） トイレはだれでも使うことになるんですけども、例えば、その事務所をほかにできるような構想は何かあるわけ。例えば、展示室をこういうふうになんかのあれに使うとか、そういうあれはありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） それは、設置及び管理条例を今後整備しますけれども、各施設をこれからそういう公共施設として使っていただくという形はありますけれども、やはり、もともになりますのは、先ほど議員もおっしゃられましたように、指定管理者をどういう形で選定するかという形になろうかと思います。その選定の仕方も、先ほど議員言われましたけれども、2種類あります。その中で、指定管理する者がその施設の規模等々を貸す場合には、いろいろ協定書というのがあるんです。指定管理者を指定した後、その協定の締結も項目に盛り込まれると思います。これは、まず、最初の指定管理に持っていくまでの間のいろいろの設置及び管理条例ですとか、規則ですとか、仕様等々を、まだこれから今後の議会で条例

につきまして議決をしていただかなければいけませんし、それらに総合しまして、指定管理をどういう形に持っていくかという形で、そして、最終的に選定した人との協定の締結という形になるかと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） その指定管理者をこれから決めるわけですがけれども、その選定の中で、今、まだ公募するのか、どういうふうにするのかわかりませんが、例えば、この団体とかという予想は立てておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） それは、先ほど議員もおっしゃいましたように、第5条の中に、公募による者と第5条の公募によらない者とあります。それにつきましては、今、（仮称）観光交流館の名称も公募しております。それらの名称が決定しまして、そして、設置及び管理条例を策定しながら、そして、施設の性格、規模等を考慮して、その目的を効果的かつ効率的に達成するような形で、どちらを選定するのかというのは今後決定していきたいというような形で考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 観光案内所、それから農林水産直売所が入りますけれども、私もことし観光協会の総会に出ましたけれども、大変財政的には厳しい。観光はこういう状況ですから、非常に厳しい状況の中で一生懸命やられておりますけれども、この観光協会あたりが仮に指定管理者になって、苦しいところにさらに苦しいあれになるといって、非常にその辺が心配されます。

ですから、1つの提案として、商工会と、要するに南伊豆町の産業団体が一つになったような形の中での指定管理者になっていただければ一番やりいいんではないかと思えますし、指定管理者になった場合、こちらから管理費等の関係もある程度見込んでやるのか、それともすべてを向こうに、指定管理者がすべて維持管理をして、例えば施設のどこかが壊れた何万円以上は町でやりましょうとか、そういうようなことにするのか、その辺はどういうふうなことを考えておりますか、指定管理者制度。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） まず最初に、指定管理者の、先ほど協会という名称を出され

ましたけれども、それは、町の指定管理者選定委員会というものを立ち上げなければ、規則の中にあるんですけれども、そして、それによりまして町長が選定方法、基準というものを決定しまして、その中で、一応それらの基準が出そろったところで、申請書を上げてもらうという形になっておりますので、一応観光協会が入りながらという、商工会も入りながらという形で今提案が出されましたけれども、そのときに一応は、設置委員会のメンバーというか、まだそれも設置されておられませんので、一応参考にさせていただきたいというような形でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） これから選定委員会等をつくって、それから選考委員会というか、それをやるんだと思いますけれども、今申し上げましたように、例えば、観光協会がここに入るからということで、観光協会が、安易に私らがやりますということで、ではやってくださいということでやっていって、例えば、非常に厳しい中で、観光協会のほうも維持管理が厳しいですよということになったときに、またそれに町のほうからさらに追い打ちをかけて補助金等のようなやり方をすると、やはり、これは非常におかしな形になるものですから、ぜひ、南伊豆町の産業団体1つをとった形の中での指定管理者が生まれればというふうに思っているものですから、ぜひ、選定委員会でいい方を選んでいただきたいというふうに思っております。

まだ時間はありますけれども、私の質問は20分、20分ということですので、これで終わりたいと思います。

ただ最後に、町長、係争中のジャングルパーク、私も非常に気になっておりますし、町長が言われるように、係争中であるからということには分かります。できれば、この3年、4年の間の空白が少しでもなくなるように、いい方法をまた考えていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

保 坂 好 明 君

議長（渡邊嘉郎君） 5番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 質問に入る前に、質問件名の地域医療の現状と課題について質問するわけでございますけれども、その要旨の順番を変えまして、1、2、4、3ということで進めさせていただきますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

地域医療の現状と課題についてであります。

要旨の1としまして、賀茂医療圏域における救急体制の認識ということを、まず最初に町長に確認させてもらいますけれども、現況のこの賀茂医療圏域における救急体制を、率直に、どのようにとらえておられるのか、その辺をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

賀茂地域の救急医療についてということですが、第1次救急医療につきましては、平日夜間の体制が浸透していないため、一部の医療機関に集中して搬送するケースが見られるほか、第2次救急医療機関に搬送されているのが現状であると思います。また、地域によっては、地理的な問題から管外搬送が40%を超えるなど、大きな問題となっております。このことにつきましては以前から検討されておりますが、関係機関の理解と協力及び連携がうまく機能していないため、現在に至っているというふうに認識をしております。人命にかかわる最優先課題として、県、あるいは市町、医療機関及び地域住民が一丸となって最善の体制を確立する必要があるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） そこで、この地域の共立湊病院でございます。これについては、今、2次救急の中で位置づけの医療施設でもありますし、それから、昨年度の救急車による搬送件数は1,354件と伺っております。この中身は、当然内科、外科ということの1次救急、2次救急、これが混在して共立湊へ運ばれていると。ですから、今町長がおっしゃいました、一部の医療機関に集中するという事です。それと、当然、管内の連携がなかなか図れてい

ない現状があるということだと思っておりますが、同じように、2次救急医療施設の共立湊病院には、我々の想像以上に負担をかけているということが理解できると思います。

そこで、先月29日であります。鈴木町長も出席されておられたんですが、地域医療協議会で賀茂医師会の正副会長より、夜間救急センター設置の具体的な提案がなされました。内容は、夜7時から、入院を要し、また重症患者が多くなる時間帯、これが10時以降だということなんですが、その前の10時として、内科と小児科で診療科目を行って、365日、1年間対応するという具体的な提案でございます。そして、しかも低コストで運営ができるように、現在の圏域内でのマンパワーを持った施設を利用して、賀茂医師会が全体でそれを補佐すると。そして、医療圏域の東西1カ所ずつにそれを設けて、具体的な運営経費まで示していただいた。非常にこれは画期的な、また、医師会が自立的に、独自にこの地域のために提案をされた。過去に多分ないんじゃないかというふうに思いますけれども、この提案について、率直に町長としてどう考えられるか、ご意見を伺いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先日の賀茂地域医療協議会での、ただいま議員の言われるような医師会からの提案につきましては、私は、基本的には、医師会の協力が得られて、そして、今、第2次救急に対応していただいている共立湊病院、西伊豆病院のことを考えると、今の体制の中ではありがたい話だなというふうに認識をしております。ただ、あの時点では、それぞれの市・町長の意見の合意に至らず持ち越されましたけれども、私は、そういう基本的な考えであります。

しかし、やはり、あのとき示された経費の問題等が一つにはあったりして、合意に至らなかったという経緯もありますものですから、そこいらが今後の課題かなという思いはしますけれども、私は、基本的には、いわゆる医師会としての夜間の3時間への対応の1次救急の協力体制というのは、非常にありがたい話で、前向きに検討すべきではないかという思いはいたしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 夜間救急センター設置のメリットを私なりに考えてみました。それで、2次救急病院への負担軽減がまず1つ目に考えられると思うんです。2つ目には、症状・病

状によっては、そこで即座に対応できる。3つ目に、同じく搬送する消防への負担軽減と救急業務の円滑な対応がそこでできるのではないかというふうに思うわけでございます。

ただ、今町長が答弁くださいましたけれども、デメリットとして考えるなら、やはり、各自治体への負担経費です。これが問題になるうというふうに思うわけでございますが、私自身、今回の提案の数値、あえてここでは申し上げませんが、経費等の金額を見ても、これは地域住民の命のとうとさを考えれば、運営費ははかるに値しないという認識であります。

そういった意味において、この夜間救急センターが県下でないのは、この圏域だけだということも伺っております。その運営方法はさまざまでありますけれども、この地域に住む地域住民と、それから観光で訪れる方々の安心・安全のためにも、迅速な検討と、また、鈴木町長におかれては、賀茂域のそれぞれの市町の首長たちに思いを伝えて、一丸となって対応をしていただくように、また、そのリーダーシップをとっていただきたいと思うわけでございますけれども、もう一度お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

やはり、今言われた医療の分野での安心・安全ということを考えるのであれば、先ほど申し上げませんでしたけれども、多少の負担金のことよりも、やはりそれを最優先に、医師会の協力を今回得られるということを見ると、これは、私としては進めていきたいというふうに考えておりますので、今日は、そういうことでひとつご理解いただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） ぜひお願いいたします。

関連しまして、救急医療施設の運営経費等の補助金の輪番制に対する補助制度について確認をさせてもらいたいんですけれども、補助制度の内容が現在までどうであったのか、また、今後見通しとしてどうなるのか。その辺は担当課長で結構です、ご説明いただきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 保坂議員からのご質問でありますけれども、輪番制に伴う救急医療施設の運営費補助金制度につきましては、昭和48年度、県の単独事業としてこの制度は始まっております。昭和52年度には、国庫補助金がつきました。また、平成16年度には国

庫補助金がカットされ、県単事業にはなっておりますが、県のほうの負担につきましても、年々削減されてきている。形式的に委託料にしまして、993万6,000円、これにつきましては、1市3町、東海岸です。東伊豆町から南伊豆町までの1市3町での委託費でございます。その中で、先ほど言ったように県費が減ってきている。平成20年度をもってなくなる。平成21年度からは1市3町だけになるというような状況でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 平成21年から、この補助金の全廃です。全廃ということになれば、今の夜間救急だけではないのですが、当然各自治体へかける負担割合というのは非常に多くなりますし、そういった意味合いにおいて、医療過疎と医療格差というものが生じてくるのではないかというふうに思うわけでございます。ですから、その補助制度の全廃ということについては撤回を、賀茂の首長さんたちは、これも先ほどの夜間救急センター設置と同時に、一丸となって国や県に対してその補助制度の廃止撤回を求める。例えば要望活動です。

それから、困惑しているというのは、当然この地域だけではないと思います。全国を見ても、このような地域は当然たくさんあるわけでございますから、そういった地域との連携を図るためにも、全国の町村長会議などで制度の見直しというものを、ぜひこの地域から訴えて、皆さんに協力を得る。それをまた国・県等に上げていくということが、まさしく、今この地域に求められている、また町長たちに課せられてる責任だというふうに考えるわけでございますけれども、それはいかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今の補助金制度の見直しということは、これはある意味非常に大きい問題になると思いますので、今後、議員の言われるようなことをよく頭に置いて、そして、関係市町、あるいは県等のご意見も伺いながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 町長、つけ加えて、先月26日になりますが、自民党の静岡県連政務調査会が開催されています。そこで、県会議員や国政の先生方、秘書の方でしたけれども、おられまして、こういった現況を訴えて説明し、また、その要望をしておいたことをこの場で

述べておきます。

次に移ります。

2番目の、地域医療計画における共立湊病院の位置づけでございます。

地域医療計画における共立湊病院の位置づけ、これを町長としてどのように考えられているのか確認をさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、地域医療計画ですけれども、いわゆる、静岡県の保健医療計画、これは昭和63年度より策定をされ、そして、平成20年3月には平成17年度からの5カ年計画に追補版が出されておるところであります。また、平成22年度からは第6次保健医療計画が数値目標等、すべて見直されまして、公表されるものと理解をしております。

本計画では、以前からの4疾病5事業を7疾病5事業として、医療連携体制を構築しております。賀茂医療圏域で、この7疾病での共立湊病院の役割として、糖尿病及びぜんそくの専門治療となっており、5事業においては救急医療で第2次救急医療、災害時における医療での救護病院及び応援班設置病院、僻地医療では僻地診療を担う病院とされております。一方で、同医療計画に基づく僻地代診医師の派遣、僻地における医療施設や医療機器整備に伴う補助制度、画像診断モデル事業などの支援も受けており、2次保健医療圏での拠点病院として位置づけられているというふうに認識をしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 今ご説明のとおりでございますけれども、これは提供していただいた資料なんですけれども、この賀茂圏域における疾病または事業ごとの医療体制ということで、静岡県の健康福祉センターから、まとめを平成20年2月13日に出しております。この中の内容は、今町長が申し上げました7疾病5事業で構成されております。そして、その中で、今回5事業の1つだけ、僻地医療に絡めて伺います。

この賀茂圏域における僻地医療の体制では、地域住民の医療の確保と24時間365日対応可能な体制から、僻地医療可能病院としてしっかりと共立湊病院がこの中に位置づけられております。しかしながら、思い起こせば、ちょうどこの医療体制がまとまる時期でございます。平成20年2月、病院の運営会議での席上、地域医療振興協会の吉新理事長から、一向に進ま

ない新病院構想に業を煮やして、経営難や医師の確保が難しいなどを理由にして撤退表明があったことは、まだ記憶に新しいことだと思っております。

そこで、この件に関して少しお伺いしますけれども、町長に確認します。その撤退は、地域医療振興協会の理事会で決まったと、私もこれは吉新理事長から確認しましたけれども、そのとおりでありましたね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） はい、そのとおりです。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） しかし、先月25日開催された共立湊病院組合の8月定例会において、改めて、同僚議員からその理事会での会議録の開示を求めています。しかしながら、その会議録の開示を拒み続けている吉新理事長から、その後どのような返答があったのか。また、逆に、組合側から、管理者側から何かアクションを起こされたのか、その辺確認できますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの件ですけれども、撤退表明につきましては、先般事務局が病院のいわゆる協会側へ請求したところ、公開できないという返事がありました。そして、再度、先般の組合議会で今議員が言われるような異議発言があって、そして、ぜひもう一度協会側へ公開請求をしてほしいという意見がありましたので、それに基づいて、私は事務局に命じて、今、文書をもってそれを協会側へ求めています。それについての回答はまだ報告がありませんので、現段階ではそういう状況であるということをご報告しておきます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） これは私の個人的な主観でございます。吉新理事長が撤退表明をされた。私は、幾つかの点を照らして考えてみるんですけれども、どうも理解できないんです。

その1つの点として、社団法人地域医療振興協会は、僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学意識の啓発と普及を行うことを目的に設立されており、先ほど確認しま

した地域医療計画における共立湊病院の位置づけは、まさしくこの僻地医療拠点病院と明確に位置づけられている、そういう理由から、社団法人の使命上、投げ出すというしぐさが、まず理解できない。ましてや、それが協会の意思で選択するとはとても思えないわけでございます。

それから、2つ目なんです、これは皆さんにお配りしてあります資料の1というものを見ていただければわかると思うんですが、社団法人地域医療振興協会の役員名簿がございます。その中には、社団法人日本医師会副会長、全国離島振興協議会、全国山村振興連盟、そして全国過疎自立促進連盟のお歴々が名前を連ねております。そうしたことにおいて、この僻地医療のまさしく責任放棄は、大変理解に苦しむわけでございます。

そして、3つ目であります。それも資料の2を見ていただければわかると思うんですが、これは本年8月1日、直近のもので皆さんに見ていただくわけなんですけれども、浦安市川市民病院344床、この公募に同協会が参加しております。そして、344床を賄う医師というのが、ここに参加するということでは、当然確保できるということで公募において参加しているわけでございますから、そうしたことの意味確保が賄うだけの力があるこの協会さんが、共立湊病院からの撤退理由として医師の確保が難しいというのは、整合性が合わないわけでございます。

だから、この以上の点において、社団法人地域医療振興協会が協会として進んでいる状況と、吉新理事長がこの地域内で起こした一連の撤退騒動というものを双方で考えると、どうも吉新理事長の言動には疑義を感じざるを得ないわけでございます。そういうことがあるということなんです、町長、今、幾つかの点を資料配付しながら説明したんで、この辺はどうですか、理解していましたか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、議員が申されるとおりだと私も思います。まさしく、地域医療振興協会は、僻地、あるいは離島、そういった過疎地の医療を担うのが本来の任務でありまして、そういうところを撤退するということはいかがなものかという考えがしております。したがって、今回の、今議員の言われるようなことにつきましては、我々としてもそういう考えのもとに取り組んでいるということ、まずここで申し上げておきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） いずれにしろ、吉新理事長が撤退表明をしたということは事実であります。その内容が社団法人地域医療振興協会の総意なのか、または、それとも個人的衝動での発言だったのかということは、会議録も開示されないもので、どうであったかということは憶測を呼ぶことですので、これ以上申し上げませんが、ただ、先ほど確認しましたら、管理者のほうから理事長さんに、どうだと、会議録を開示してくれという文書にての通達をしたということですので、それを待ちたいというふうに思うわけでございます。ただ、これは返答の期日をつけて、それらの内容をつけてということではないですね。本来なら、その返答の期日つきで相手に送るとするのがふさわしいのかなと思いますが、その成り行きを確認したいと思います。

それから、3つ目の共立湊病院組合の財政状況と今後の見通しを伺いたいと思います。担当課長で結構ですが、共立湊病院組合の財政状況、これは単年度でも結構です、確認をさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 共立湊病院組合の決算状況ということで答弁させていただきます。

直近のものなんですけれども、平成19年度の決算状況でございますけれども、病院事業収益、前年比2,722万8,970円減の22億3,000万円強でございます。また、費用につきましては、前年比3,800万円強の増となっており、22億9,100万円強という数字になっておりまして、5,058万9,262円の単年度赤字が計上されております。このような状況で推移しております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） そうしたら、その辺の推移ということで、今後の財政見通しです。それをちょっと説明いただけますか。数字を読んでいただくだけでけっこうです。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 平成20年度からの医業収益につきまして、平成29年度まで試算されております。その数字の羅列で結構でしょうか。医業収益につきましては、平成20年度が20億6,200万円、平成21年度につきましては20億7,900万円。

5番（保坂好明君） 利益のほうも、プラスマイナスがあると思うのですが、そこも入れて

お願いします。

健康福祉課長（藤原富雄君） 医業収益に対しての医業費用があるんですが、それにつきましての数字を述べさせていただきます。

平成20年度につきまして、まだ決算は行っておりませんが、概算数字でございますが、医業収益につきましては20億6,266万7,000円に對しまして、医業費用は22億5,747万8,000円、これに医業外収益、医業外費用もつきますけれども、それは割愛させていただき、収益から費用を差し引いた当期純利益でございますが、純損失になっております。7,491万3,000円。平成21年度につきましては、20億7,900万円に對しまして22億7,600万円、これにつきましては7,758万6,000円の赤字。平成22年度以降につきましては、診療報酬等のマイナス査定等がありまして、医業収益が減少していきます。平成21年度に20億7,900万円あった医業収益が平成22年度には19億5,793万9,000円と減少になります。医業費用につきましても21億6,000万円で、赤字額なんです、8,788万2,000円。そのような数字で平成29年度までありますけれども、医業収益については以上のような状況です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） ここにフリップを用意しましたので、ここを映していただければその推移がわかると思うんですが、今課長が説明のとおり、大体6,000万円から8,000万円強ぐらいの推移です。それで、単年度ごとにずっと赤字が続いている状況でございます。

それとあわせて、共立湊病院のほうの平成19年度の経営状況、これを確認したいと思えますけれども、いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 共立湊病院のほうの収支の関係でございますけれども、平成19年度の収支でいきますと、収益につきましては、21億5,123万5,724円、費用につきましては21億17万1,557円となりまして、当期利益につきましては、4,587万7,170円となっております。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） なぜこれを確認したかといいますと、共立湊病院組合の今後の財政状況の見通しが非常に暗いわけでございます。そして、この表を見ていただければわかるんですけれども、平成21年度から実質的に赤字へ転落するという事です。当然、この穴埋めと

して、今後こういった事態に陥った場合においては、市町の一般財源から補てんするようになるということになります。

そうすると、町長が財政運営でよく言われております。また、財政運営において目指すこととして、収支均衡型の財政運営ということをおたわれております。そうすると、今の状況からすると、一般財源からそれを補てんするということになれば、町長が目指すことに支障が生じるというふうに私は理解するわけでございますけれども、その辺はいかがでしょうか。議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まさに仰せのとおりでありまして、ですから、今度国、総務省の示したいいわゆる公的病院のガイドライン、これがそのものであると思います。それぞれの公的病院がこれに沿ったいわゆる改革プランを掲げて、それぞれの数値目標をしっかりと将来計画を立てて、そして、一般会計から安易に繰り入れることのないように取り組めというのが、今度のいわゆるガイドラインであります。

ですから、今度の第三者機関にゆだねる中には、そういった思いもあって、病院の建て直しを抜本的に考えなければならないという思いがあるわけですので、それは、今進めておる、いわゆるガイドラインに沿った改革プランづくりへと反映をさせていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 準じて、私もその方向で聞いてもと思ったんですが、決論的に出してしまったわけでございますが、今の、結局、例えば、病院も赤字になり、今期は4,500万円、たまたまこれは黒字だったわけです。ただ、この黒字もいつまで続くという保証は当然ない。あと片方では、組合のほうは毎年、先ほど言った数字で積み重なっていくわけです。そうした場合、これは最悪の状態です。最悪の場合、当然病院の閉鎖ということにもなりかねない。

ですから、まさしく町長が今言った国・総務省が進める病院改革のガイドラインに沿ってということになるわけでございますけれども、まだそうなる前ですから、当然、責務、また責任ということは問われないわけでございますけれども、前段においてちょっと決論的には出ましたけれども、確認をさせていただきたい。こういう経営数字が出てくるということの確認なんですけれども、今現在の運営状況において、どこに問題があるのかということを町長

が認識されているのか。わかればその辺をお答えいただければと思います。端的に。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

公立病院の経営というのは、この共立湊病院だけでなく、全国的にそういう傾向にあるということが言えると思います。ですから、今度のいわゆるガイドラインに沿った計画づくりというのが求められておるわけですけれども、一つには、やはり、よく言われる報酬、人件費の問題もあるかと思います。それと、やはり設備です。そういったことも言われております。我々は、もちろん専門家ではありませんので、それらの点が、今度のいわゆる第三者機関にゆだねた中のその他の事項の中で恐らく出てくると思いますので、ゆだねる8人のメンバーというのは医療界では日本屈指のエキスパートですから、そういった専門的な立場での見解が出されると思いますので、それを待って、なぜこうなのか、どうすればいいのかということをもう少し待った中で方向づけをしていきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 人件費、それから設備費用、当然これらもそういうふうに障害となる原因だとは思いますが、ただ、町長がおっしゃった専門家でないということです。これは、3つあると思うんです。まず1つ目に、今、町長が言ったように、病院組合の管理者を含めて、また、各首長さんたちと組合の選出議員です。皆さん医療に関して素人だということです。それから2番目、病院経営は人の命を預かるものですから、迅速な判断と対応ができなければならないということがあると思うんです。それと3つ目に、職場にやりがいを求めるという傾向、医師がそういうことを求めている傾向にあるということなんです。ですから、そういった医師が集まる経営形態を確立することが大事ではないかと。今はそういうふうではないというふうに私は判断しているわけですが、ここに、先ほど言いました公立病院改革ガイドラインに基づく改革のメスが必要であると。

また、財政補てんをすることになれば、当然本来の自治体運営に支障が出て、そのものは、今度は直接住民に障害がまた影響が出るわけですので。よって、この地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行に伴う運営形態の見直しということが強く求められていることだと認識するわけですが、もう一度、町長、この辺をお答えいただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まさしくそのとおりであります。私の先ほど申し上げたことと、今議員の言われることが、すべてがやはりそういうことであって、今度の病院の問題もそうですけれども、今までやってきた中で経緯を振り返ってみると、何度も申し上げますけれども、我々がいわゆる素人でありますから、専門分野のことがなかなか理解できない。これは、我々がそれぞれの首長も議員の皆さんもそうですけれども、一生懸命努力し、取り組んできておりますけれども、そういったことの中での病院経営というのは、なかなか難しい面が実際ありました。ですから、そういったことを踏まえて、今後のいわゆる経営の面で、反省をしながら生かしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） それでは、4番目でございます。公立病院改革ガイドラインに基づく改革の必要性の認識ということでお伺いをいたします。

多くの公立病院が直面している最大の問題、これは、経営の悪化と医師不足等による医師機能の低下に直面して、公立病院がその地域で担うべき医療の提供に支障が生じ始めている。それをまず我々が認識すべきだということを強く言われております。そして、共立病院を取り巻く環境も、先ほど確認したように、これまでであった撤退騒動並びに確認しました財政状況、財政見通しから考えても、その俎上にあるというふうに思うわけでございますが、これについては、町長、いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

国から経営移譲を受けた開院時から、高度な医療機器の整備などによって患者数が増加するなど、事業収益は順調に推移してまいりました。しかし、平成16年度から国からの赤字補てん期間が終了したため、高額な減価償却費等による慢性的な赤字が計上されておるのが現状であります。先ほども触れましたけれども、平成19年度決算では約6,000万円の赤字が生じ、そして、当年度未処分剰余金も1億4,000万円ほどになったわけであります。そして、平成20年度以降も同様の赤字が見込まれ、指定管理者との協定内容の見直しなど、抜本的な対策が必要と思われまます。

財政健全化法に伴う健全化判断比率及び資金不足比率などの公表は、平成19年度決算から監査委員の審査意見書を付して組合議会に公表いたしました。審査結果につきましては、資金不足もなく、経営健全化基準も下回っておりますので、この場をおかりしご報告させていただきますが、反面、今後の経営状況、新病院の建設等を考えると懸念すべき点はあるというご指摘もありますので、先ほど申し上げましたけれども、公立病院改革ガイドラインに沿った改革プランの早期策定に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 公立病院改革には3つの視点があります。1つ目は経営の効率化、そして再編ネットワーク化、経営形態の見直しということであり、この3つの視点は、これまでも病院事業、また、あるいは地方公営企業全体として取り組んできた課題であり、この3つの視点に立った改革を一体的に進めることで、真に必要とされる病院機能を安定的に確保する体制を構築するというのがこのガイドラインにあるんです。

ですから、もう一度言いますが、病院事業、あるいは地方公営企業です。当然、静岡県も、病院だけでなく、この視点から地方公営企業の見直しということを図っているところでありますけれども、お手元に配付してある資料4を見ていただきたいと思います。これは本年7月31日に配られたということで私も伺っておるわけですが、「共立湊病院の地方行政法人化の動向に係る考え方」ということで、Q & A方式で、質問に答える形での構成で、県の企画部から出された資料がございます。その中の文面には、「最終的には地元市町が判断し決定する」としながらも「地元の市町から相談を受けた点について、県は入手した情報から次のように考える」。地元の市町から相談を受けたということが冒頭に書いてあるんです。

ここで町長に確認いたします。このQ & A方式の質問は、管理者が、町長が、各首長さんたちの合意の上で出されたのかです。それと2つ目に、病院改革プランを含む医療・福祉についての県の所管、これは、普通は厚生部だと認識するわけですが、この2点についてどうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このお手元の資料ナンバー4ですけれども、これは、管理者のほうから県に照会したものではありません。たまたま、県で我々が会議があったときに、これは名前は出しますけれども、河津町長が先導して、たまたま全市町長がそろったものですから、企画部長のところへ行ったところが、いわゆる独立行政法人のこういった県の考え方というのが示されました。そういった経緯で、この資料を我々は入手しました。

それから、今厚生部という話がありました。我々は、ですから、企画部長とはこの件については会っておりますけれども、ほかの県の幹部の方とは、病院関係では会っておりません。以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） 今のお答えからして、管理者がそうでないとするならば、当然地元の市町から相談を受けた点についてということをごここに述べられておりますので、当然それ以外の方が企画部に相談したという理解になるわけでございますけれども、この県企画部から出された資料の内容です。それに触れてみますけれども、「既に指定管理者制度によって円滑な運営がなされているこの湊病院と」、こうした文言があって、これも繰り返しますが、先ほどの撤退騒動、それから現在の財政状況、今後の財政見通しをこの文面は理解していない、こういったことを言わざるを得ない。また、「指定を取り消した場合損害賠償の対象」だとか「単なる経営形態の見直しだけでは優遇措置の対象にならない」、ましてや最後に「再編ネットワーク化が想定できない」等とございます。

そこで、先月20日になりますが、病院組合の正副議長、それから医療問題調査特別委員会委員長と私と計4名で、総務省の自治財政局地域企業経営企画室の方と約1時間半ぐらいお話をさせていただきました。これは当然この公立病院改革ガイドラインに基づいてのお話でございます。そうしたところ、冒頭その担当者から、公立病院改革ガイドライン策定の趣旨をよく理解してほしいということを一喝されました。そして、その公立病院改革ガイドラインの策定の趣旨でございますけれども、「地域医療確保のために、公立病院に真に必要な機能、体制を再構築するという観点に立って改革に取り組むことを要請する」とあるんです。要請するんです。

だから、結局、現在この賀茂域にある状態をゼロベースとして、地域に必要な医療機能、またその体制について、地域での議論を起こして、皆さんで検討してほしいというこの

が、まず総務省のねらいですと。そのための、また、それからまとまった案については、できる限りの応援をしますということでありました。その総務省の担当者は、この地域の物事、状況をよく把握されておりまして、県企画部が再編ネットワーク化は想定できない、先ほどの文章の中でうたわれておりますけれども、それとは対象的に、その可能性について示唆もいただきました。

そこで、県の総務部から資料が出ております。ここにありますけれども、平成20年4月8日付で自財第6号、これは多分町長のほうか、担当者のほうに行っていると思うんですけれども、その中身です。県の総務部長から各関係の市町の長あてに公立病院改革プラン策定に係る取り組み状況等についての照会が出ておりまして、改革プラン策定は県厚生部を所管とするということがこの中にございます。これは4月です。

また、この間、この南伊豆町議会の地域医療問題調査特別委員会、そこで賀茂保健所の所長さんを招いて講演をいただいたわけがございますけれども、そのときの資料に、公立病院の再編ネットワーク化の推進に係る体制整備について、賀茂保健所から、改革プラン策定に当たっては、市町がみずからの病院経営をどうしていくのか考えることが第一ということの所見をしっかりと出されておるんです。

以上のことから、そして、先ほど皆さんに配っております資料4、県企画部から出された資料でございますけれども、地元の市町のだれかが、これについては勝手に、先ほども言いましたけれども、県企画部に行って相談したということでもありますので、そこで、考えるならば、当然地域で決まってもいない物事をそこに質問として並べ立てて地域を混乱させたということが、私はこれを見て思ったわけがございます。そこで浮かんだのは、船頭多くして船進まず、それから、船頭多くして船山に登るということわざがございますけれども、まさしく、この県企画部へ勝手に相談した方、この方が先走った言動が、今の一部事務組合の体制、運営がそこに顕著にあらわれてしまったなというふうを感じるわけがございます。ですから、共立湊病院の現状の難しさを逆に露呈させてしまったという事実であると私は認識しますけれども、町長、この辺についてコメントがありましたらお答えください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに、この資料を見ますと、「県は入手した情報から次のように考える」というこの情報がどこから入った情報なのかということを保坂議員が言われるわけですが、私はそ

こまでは詮索しませんでしたけれども、我々が面会した段階では、先ほど申し上げたようなことの中での面会だったわけですので、それ以上のことは、私はまだそこで突き詰めておりませんので、今日のところはそういうことでご理解願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔5番 保坂好明君登壇〕

5番（保坂好明君） それと、町長、もう一つ大事なポイントです。これについてはお答えをいただきませんが、この物事から推測しますけれども、共立湊病院が地方独立行政法人化になると困る方がいるということです。というのは、独立行政法人になんて、だれも、病院内の議会内ではいろいろ話は出ましたが、決定もしていません。ただ、こういう方がいて先走ったために、これが県に伝わってそういうコメントが出た。ということは、やはり、そこに何らかの、困るといふ端からの力が働いたということではないですかということ、私はここで申し上げたいんです。

私も医療については当然素人ですので、これ以上医療内容についてまで踏み込むことはしませんけれども、地域医療振興協会の吉新理事長が撤退理由に挙げた医師の確保が難しいとする点については、解消に向けた全国の成功事例に学びますと、まず、病院経営の健全性の確保を認識する、そこが一番大事だということに触れております。そして、先ほど触れましたが、現在の医師は職場や医療環境に対してやりがいを求める傾向にあり、医師が集まる経営形態の見直しと確立が喫緊の課題であって、現実的な数値や今後の財政見通し等を勘案しても、悠長な病院の新築移転ありきの話などは行う暇もなければ、もってのほかであるということです。ここはもうはっきりしています。

いよいよ9月30日、第三者委員会が始まります。委員会の方々の顔ぶれ、これは町長申し上げたとおり、本当に日本を代表する医療関係者だと断言できると思います。そこで、最後になりますけれども、管理者として、この委員会に寄せる思いというものを述べていただければと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この委員会の面々というのは、私も申し上げ、今議員も申されたとおり、まさしく日本を代表する方々でありますので、私は、適切な判断をして、そして答申を出してくださるといふふうに期待をしておりますので、今日のところはそういうことでご理解願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔 5 番 保坂好明君登壇 〕

5 番（保坂好明君） 結びとしまして、この委員会の方々が、公立病院改革ガイドラインに沿ってこの賀茂地域の医療体系について検討して、共立湊病院の改革案をまとめていただくことは、この地域に住む者にとって非常に心強いことであって、その内容に期待し、また、第三者機関、また委員会の推移を見守ってまいりたいということを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君の質問を終わります。

2 時 50 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 7 分

再開 午後 2 時 5 0 分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

梅 本 和 熙 君

議長（渡邊嘉郎君） 7 番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） 通告により一般質問いたします。

一般質問通告書記載の質問の順番を変更します。

まず、風力発電問題を質問いたします。

風力発電は、地球温暖化防止のためのCO₂削減をすることを目的としたエコエネルギーとして、国策の中で事業推進されておりますが、現在、その騒音発生や低周波被害等々の危険性も指摘されております。当町での株式会社ジェイウインド石廊崎の発電所事業に対して、議会に6名の町民から3件の陳情書が提出され、第2常任委員会で協議検討してまいりまし

た。その結果、町当局には事業者に対する行政指導、事業者に対しては誠意ある対応を強く求め、交渉の推移を見守るとの報告書を議長に提出した経過がありますが、これまで町当局はどのような行政指導を何度ぐらいしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、私のほうからお答えして、そして、具体的なことにつきましては担当課長から答弁させます。

石廊崎の風力発電事業につきましては、電源開発株式会社を主な出資者とした株式会社ジェイウインド石廊崎が町道層雲峡ライン沿いに17基の風車を建設して、平成22年3月の運転開始を目指して事業を進めているものであります。ご承知のとおり、工事が進捗するにつれて、一部の近隣住民から、排水問題であるとか、あるいは騒音、低周波を懸念する声が上がっており、さらに大瀬漁港への土砂流出による漁業被害の懸念など、多くの問題が生じております。それぞれの方に対しては、町の行政指導に従って事業者が対応しておりますが、それぞれ事情が違い、対応策に苦慮しているようであります。町といたしましては、今後も事業者に対しまして、騒音対策、あるいは防災対策等を適切に講じるよう、厳しく指導してまいりたいと思います。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） ただいま町長が申し上げたとおりでございますが、簡単に言うと、それぞれ事情が違うわけです。これは議員はご承知のことと思いますけれども、人によって、距離とかいろいろな問題で事情が違いますから、それに基づいて、業者にはしっかりその線に沿って、それぞれの事情によって、簡単に言うと、解決しなさいというようなことで行政指導をしているところであります。

回数につきましては、それぞれの方によって違いますけれども、議会のほうからそういう指導があつてから、3回から4回というふうになっております。またこれも、やはり人によって違うというようなことで、ご承知おき願いたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 当局としては、事業者と直接面談して、文書か何かで指導をされたの

か、その辺をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 文書では、特に指導はしておりません。口頭の行政指導でございます。それから、特に近い住民、最近になってまたちょっと様相が変わってきていますが、これにつきましても、近いうちに、ぜひ共通の認識を持つということで説明会を持ってほしいというようなことが、つい最近我々のほうに要望がまいりまして、それについては、業者に説明しながら、また町のほうも指摘してほしいということで、その線で、近辺の方ですが、ご承知のことと思いますけれども、4名から5名と、多分夜になると思いますけれども、近いうちに話し合いを持つ予定であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） その説明会については、特によろしくお願いいたします。

それと、当局では、手石・谷戸向住民による要望運動みたいなのは知っていますか。送電線が通るということに対する要望運動ですけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） その辺につきましても、業者のほうからは報告がまいっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 私のところにも、住民の方がその要望書を持って来られておりますもので、もしあれでしたら読ませていただきます。

まず、株式会社ジェイウインド石廊崎様ということで、手石・谷戸向地区の送電線経路変更に対する要望書。

株式会社ジェイウインド石廊崎は、発電事業計画で風車17基を南伊豆町石廊崎の中木、大瀬、下流地区を中心に開発を進めています。また、その事業所で発電した2万2,000ボルトの電力を送る施設である送電塔、送電線が、現在手石・谷戸向地区に建設される計画となっております。菜の花畑の変電所に送られる説明会は2回行われましたが、納得のいくものではなかったので、計画の経路を以下の理由により変更することを要望します。

まず第1に、説明会によって送電線の経路変更を谷戸向住民が要望していること。

2として、事業者が提示する送電線埋設計画の町道には歩道がなく、直接道路を歩行することになり、特に、妊婦、乳児、園児、小学生及び健康がすぐれない方等、人体への電磁波被害の影響が懸念される。私たちが要望する経路は、車道と歩道の整備がされ、地中埋設との間で一定距離が確保できるため、電磁波による影響が緩和されること。

3として、事業者が提示する埋設計画の立ち上がり場所、天理教付近の住民が、電磁波被害、ごく近距離電柱の圧迫感から解放されると同時に、菜の花畑の電柱が不要となり景観が維持されること。

4、要望する送電経路の鉄塔設置場所への搬入路は、既に7メートルが整備されている。ナンバー6、ナンバー、これは鉄塔の位置のことらしいですけれども、鉄塔が不要となり、工事用ヘリコプターの飛来回数、鉄塔1基につき30回以上が少なくなり、騒音による公害を最小限にすることができる及び人家が近くにないこと。

5として、送電と送電線による関係する全地権者の理解が得られていないこと。

それで、添付資料として、要望する経路変更図、地図、それと2として、説明会で提示された経路変更図ということで、これは署名を集めたいです。実に、谷戸向の住民82名ということで、これは、代表者に聞いたら渡していいということなので、町長に渡しておきます。一応こういう要望書があります。

そういう中で、谷戸向住民のこういう要望があるということに対して、町のほうではどうでしょう、行政指導をもっと強く求めていくことはできないのか、この辺を、町長なのか、課長なのか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） その話は、概要は聞きましたけれども、詳しく、要望活動を行っているところまでは、実は聞いておりません。ただ、業者のほうとそういう送電線のことについていろいろやっているという話は、先ほど言ったとおり把握していたつもりなんですけれども、ただ、個々によって、そのときの印象では違ふと。簡単に言うと、賛成している人もあるというようなことも伺っております。したがって、今ここでどうのこうの申し上げられませんが、この要望書をしっかり見させていただいて、また、実情をよく調査しまして対処していきたいと、そのように思います。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） この谷戸向の人たちは、もう 2 回ほどジェイウインドと会合を開いているらしいです。7 月 29 日と 8 月 21 日と 2 度ほど開いていると。そして、まだ会合を開くらしいです。そういう中へ町のほうで出席されて、住民の要望が何なのか。谷戸向の住民自体は、風力発電事業そのものを反対しているわけではないと。ただ、送電塔とか景観問題、送電線近辺の住民の電磁波被害とか、そういうことを心配している。

そして、電磁波の問題とかそういうことに対しては、いろいろあいまいなところがあると。それにより本当に人体に影響があるのかどうかというあいまいなところがありますけれども、まず、先進地の例でいうと、もう既に公害的な話もあると。頭痛があるとか、そういう話が出てきていると。将来、もし公害が発生したときに、町としては非常に対応が困るのではないかと。そういうことを含めて、住民の要望を聞きながら、行政指導をもっと強く求めていると思うんですけども、どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 風力発電事業につきましては、比較的新しい事業でございますが、なかなかいろいろな面で明確にされていないところがあるということをご存じのことだろうと思います。ただ、そういった中で、近隣の地区、例えば、中木、下流、大瀬等々の地区につきましては、説明会を昨年、一昨年、持っております。そういうところに町が出席してやるのはいかかなものかということで、実際に出ておりません。

行政指導の範囲なんですけれども、当然のことながら、町民が困っていることにつきましては、しっかりやってくださいというようなことで、再三再四、文書等でもやっているつもりであります。

したがって、説明会に出席するしないにつきましては、十分町のほうでも、必ず出席するとか、そういう答えではなくて、その辺をよく見きわめて検討したいと、このように申し上げておきます。

それから、被害につきましては、当然のことながら、業者にそれだけの責任がございますから、それについてはしっかりと対応するように、それは常々申しております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） まず、町道へ送電線を埋設するということの許可というものは、町の

ほうは既に出したんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 相談はありましたけれども、許可は出しておりません。むしろ、工事するにも、夜間も休止するとか、そういうことでしたら、かえって民地を借りたほうが安く上がるのではないですかというような指導はしております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） では、まだ許可は出していないわけですね。その中で、許可が出ているような説明会みたいな感じらしいです。その辺のところを町当局のほうもよくとらえていかないと、送電線経路がもうこういうふうに固まりましたみたいな形で、今町長に渡したルートの中にそういう線が入っているわけです。だから、その辺のところをよく見きわめていてもらいたいということを、まず1点っておきます。

それで、まず、公害は、よく言われるんですけども、発生してからでは遅いんです。例えば、カドミウム汚染によるイタイイタイ病訴訟や大規模コンビナートによる大気汚染の四日市ぜんそく公害訴訟やチッソによる熊本水俣病訴訟が、住民が長期間その塗炭の苦しみを味あわされた。そういう中で損害賠償ということになっていくわけですけども、風力発電は、先ほども言いましたように、先進地でもう既に、低周波や騒音公害による、頭が重いとか、肩こりや手足のしびれ、夜なかなか眠れないとか、早く目が覚めるとか、光がまぶしい等々の被害報告がありまして、このような風力発電施設近隣に住む人の多くに発生する一連の症状に注目して、今、風車病という名前がついているらしいです。

これらが本当かどうかというのは、まだ検証されているわけではないのですけれども、ただ問題は、因果関係の立証が非常に難しい。当局もそれは承知していると思いますけれども、この点について、当局としてはどのように考えていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 非常に因果関係が難しいことに、私のほうで余計難しくするような回答をできませんけれども、簡単に言いますと、確かに、風力発電でいろいろなところへ視察に行かせていただき、また、議員さんの方とも一緒に行ってききましたけれども、騒音公害等々、低周波につきましてはまだ確認されておりませんが、あることも聞いております。ただ、すべては法律の中で運用すべきものだと、そういうように私どもは認識しておりまして、当然のことながら、法的なものがすべてクリアしておれば、これは町のほう

では断るあれがないわけです。ただ、行政指導でどこまで及ぶかわかりませんが、常に、そういうことがあったらしっかりとやってくださいというようなことで、業者は厳しく指導していく、これ以外は申せませんと、こういうことでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 確かに、課長の言うとおり法律の範囲内でこれらと、これは当局としては何も言えないという部分があるんですけども、ただ、行政指導において、例えば、公害が発生した場合に風力発電の即時中止とか、訴訟等損害賠償の請求においては、因果関係の有無の立証は、当然被害者ではなくて事業者側が責任を負うというような協定書、そういうものを事業者に求めていく、これが一つの行政指導というか、相手に対するプレッシャーになっていくと思いますけれども、町長、どうですか、この辺。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

土地利用委員会で指導する段階で、そういったことの指導はしておりますけれども、完成した後のことについては、まだそういう取り決め等はしておりませんので、今議員の言われたことは十分わかりますので、今後の事業展開を見ながら検討して、しかるべき対策を講ずるようにしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 公害とかそういうものが発生したときに対する、住民を守っていくという意味の新しい協定を、ぜひ業者側に求めていってほしいと。そして、公害はなくて当然で、絶対にないという条件のもとに事業者は事業をしているはずで。そして、先ほど課長が言ったように、法的基準をクリアしたから公害が発生しても責任はないと、こういうものではなくて、絶対にそういうものが発生した場合における、住民をどのように守っていくかということ、これをぜひ頭の中に置いて行政指導なり新しい協定を結んでいってほしいと、このように考えます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今ちょっと申し上げましたように、今後につきましては、今議員が言われたこと、当然のことながら、住民の味方というか、住民のことを考えてやるの

が行政だと思いますから、それについてはしっかりと、今日あったことにつきまして業者のほうに伝え、そういう方向で検討させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これで風車の問題は終わります。よろしくお願ひいたします。

次に、入札問題について質問いたします。

ご存じかと思いますが、先日、「南伊豆町議会の先生へ」との文書が実名で送付されました。多分全議員に配付されたと思いますが、この文書を少し朗読させていただきたいと思ひます。

「南伊豆町議会の先生へ。過日南伊豆町の妻良のプラント工事で落札、または下水処理管理委託を行っている日本ヘルス工業が行政職員との不正癒着で逮捕されました。毎日新聞平成20年7月30日付の新聞文面をコピーしてお送りします。南伊豆町におかれましても、このような不逞な職員が発生しませんよう先生方の厳重な監視をお願いするとともに、上記のような刑事事件を引き起し、逮捕されるような会社は、断固速やかに南伊豆地区より放逐されるようお願ひいたします」ということらしいんですけども、これに関して、この文章を読む限りでは、非常に不正な入札が行われたのではないかと。この文章が言っているのは、多分、インターネットで公表されている、入札日時、場所、平成20年7月1日、午後2時、南伊豆町役場防災センター、入札番号25号のことと思われませんが、入札内容の決定は、だれが、いつ、どこで、どのように行ったのかを説明してもらいたい。今日、町長の行政報告もあつた事業だと思いますけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） この入札の内容を、だれが、いつ決定をしたかというものでしょうか。現に、今議員のおっしゃられる文書について、町のほうにそういった不正はないということをお断言をしたいと思います。

この入札、先ほどの行政報告にもございました。日本ヘルス工業が落札をしまして契約をしたわけですが、入札に申し込む過程で、当然指名委員会という部分があります。指名委員会で指名業者を指名選定をいたしまして、入札の当日、入札時間を2時としますと、1時から1時半、その時間に入札の最終的な打ち合わせを行います。予定価格、あるいは最低制限価格等々の決定を行ひまして、入札の開始時刻の前に最終決定は行ひます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） この入札の方法がちょっとわからないんですけども、最低価格を決めた入札であるということで、一般的に、南伊豆町では最低価格は大体80%ぐらいで切るのがならわしというか、今までの慣例みたいだったんですけども、今回、低く切ったというような話を聞いておりますけれども、その辺はどうなんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 最低制限価格は、基本的に各市町大体8割程度という形で、一般的やっていたと。私どもも、今年度から静岡県との契約制度という部分を準用いたしまして、各工事ごとに設定する方法を最低制限価格にとってございます。それについては、工種ごとに最低制限価格はあるという部分で、本来正當に価格競争というのを行った部分を、優良企業を排除することなく、工事の品質を確保することということが目的で、80%以下の部分も当然出てきます。中には80%を超える、81%、82%、そういった最低制限価格も当然設定されるわけでございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 大体80%ぐらいで切るというのが、今回この事業については70%で切ったということだと思っておりますけれども、この70%を最低価格にしたというのは、何か理由があるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） これも、最低制限価格の算式がございます。工事ごとに違うわけですが、当然、一般管理費等の比率の部分で、一般管理費との業者の利益分です。利益部分が幾らかというのが大体決まってくるわけですが、それをまた工種ごとに決めるという部分で、非常にカットする部分が多くなったり、あるいは少なくなったりとかという部分で、今回の入札、この件につきましては、そういった形で設定を行いました。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） この内容が、なぜ疑われているのかちょっと私もわからない部分があ

るんですけれども、この入札の中にある扶桑建設だけ8割以上の入札をされていると。そのほかの指名業者は8割以下の数字を出しているという部分があるわけで、7割にした理由、扶桑建設というのは、当然今までは8割だから8割なのかなというような形でやったんでしょうけれども、その辺はどうなんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 特に、業者のほうは、私どもが入札案件の縦覧をして、それを当然見積もるわけです。それで、一番価格の安い部分が、最低制限価格以上の部分で落札という結果になるわけでしょうけれども、たまたま今回5社の指名で、扶桑建設1社だけの部分が80%以上という。今までの80%ぐらいの、今まで慣例で決めた、行われた最低制限価格ですと、すべてほかの4社の部分は失格ということになったわけですから。

当然、先ほども言いましたけれども、県の制度を準用したというのは、県の指導も今年度ありまして、総合評価方式で県のほうに相談に行ったときに、県のほうは、実にこういった非常に安い、物によっては工場のほうに品物があると業者が非常に安く提供できるんだと、これの部分を今までの80%の慣例的な部分でやったりすると、こんな優良的な企業の部分でいいものを提供するということになって、こういうのを排除するのではないかと。

県のほうも、担当課のほうは、良いものは市町のほうにどんどん指導しなさいよという監査事務局的な、営繕ですか、のほうからの指導があって、私どものほうもそういった指導を受けまして、今年度からこういう形で、最低制限価格は工事によって変えていくというふうになりました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 工事によって変えるということはいいことだと思います。それと、この件に関しては、課長のほうで全然そういう問題はないんですということで、これはこれでおきます。

ただ、このような問題がもしあるならば、当町のイメージダウンになるのは当然のことで、不正を疑わせるような入札がないよう入札改革をすべきだろうし、それに対する改革検討委員会ですか、そういうものを当局のほうでつくっていく気持ちはありませんか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 入札制度に関しましては、町の建設工事の検査要領という部分と

か、あるいは建設工事の成績評定要領、そういった部分に基づきまして、本年度から、検査体系につきましては、従前担当課でやっていた部分を総務課のほうに持ってきまして、縦覧から始めてすべて総務課のほうで行っております。例えば、少額の工事の部分で、130万円以上の工事については工事検査という形で総務課でやっているんですけども、少額の部分では各担当課で行っているという部分の改革等もございます。

入札の改革につきましても、近年、公共工事の品質確保の促進に関する法律とか、そういったものもございます。そういった部分で、総合評価方式の入札を本年試行的に、昨年からですけども、2件ほど出していますし、例えば、町内の企業、小規模業者、中小業者という部分を排除することになって、例えば、入札に参加できない業者等々もここにいらっしゃるかと思えます。例えば、地元の大工さんだとか、そういった部分も、本来は30万円以上ですと、入札にかけて、指名業者しか入れないような形になってはいますが、そういった部分も、町内の景気浮揚等々も考えて、小規模修繕工事に対する、これは指名ではないですけども、業者を、希望者を登録を始めて、こういった小規模修繕工事に対しても開放していこうという部分も今検討して、近々に実施に移そうかというふうに考えてございます。

そのほか、入札の公正に関することについて、副町長を中心に、指名委員会等々がございます。改善計画も今後より以上に検討していかなければならないというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） いろいろ改革されているということは、今、総務課長のお話の中でありましたけれども、そういう改革に対する検討委員会的なものは、町長、どうですか、つくる気持ちはないですか。仕事がふえるから。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 大変失礼しました。指名委員会等というふうに言いましたけれども、入札及び契約制度検討委員会設置要領というのが平成6年からできてございます。これについては、競争入札制度のあり方とか、随契のあり方、運用のあり方、あるいは建設工事の検査・監督のあり方、入札関係資料等の公開のあり方等々を研究する組織でございまして、委員長は副町長、副委員長以下、委員が5人、全部で6人の委員の構成のもとに入札及び契約制度検討委員会というものがございます。

失礼しました。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） 検討委員会もあるそうで。

それで、当町のような小規模自治体で入札改革をやるというのは非常に困難だと思うんです。吉田町のほうでは、抽せん型競争入札、こういうこともやっている。また、今課長が言いましたけれども、総合評価方式も取り入れている。この総合評価方式というのは非常に難しい部分がありますけれども、十分この点を検討されまして、当町のような小規模自治体に合ったような総合評価方式、これも研究してもらいたいと思います。

そして、さらに、一般競争入札や公募型指名競争入札、一般競争入札が一番いいんでしょうけれども、価格の維持というか、製品の維持という問題があるでしょうし、公募型指名競争入札とかの場合の入札見積もり内訳書の提出、それとか一般競争入札参加意向確認型、小規模の30万円に関しては参加意向型ではないかと思うんですけれども、そういうこともやると。郵便入札とか電子入札、これは小規模自治体ではちょっと難しいんですけれども、そういうこととか、先ほども言いましたセレクト tender、抽せん型の指名競争入札ですか、そして、指名業者に数社プラスする指名方式とか、こういうのもあるみたいですから、これらのことをいろいろ研究されまして税金を有効に使うという、そういう意味での入札の研究をさらに進めていってもらいたいと思います。

それと、先ほど総務課のほうでいろいろ製品の監査はやっているということですが、もうちょっと強い意味での監視委員会を設けていってもらいたいと思うんです。本によりますと、入札監視委員会を設けている自治体は、市の単位で21%、町村単位で4%の統計があるということですが、さらに設置を検討している自治体が13%ということですが、この入札監視委員会も、入札の公正とか公平とかという意味では一つの大事な制度だと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議員おっしゃることは十分に理解できます。入札の制度につきましても、確かに、流れ的には指名競争入札がだんだん少なくなって、流れ的には県なんかも電子入札に変更していると。私どもも県の電子入札検討委員会とかという部分に参加しまして、技術の勉強をしているわけですが、それにつきましても、町内業者等々も、これの指導をしなくてはならないという部分が当然ございます。

先ほど議員からおっしゃいました総合評価方式です。これは品格法から出てきたわけです

けれども、これは価格ばかりではなくて総合的な評価をするわけです。地元に対する貢献度とか、あるいはISOをとっているとか、ボランティア事業を何かやっているかとか、そういう評価、プラスその価格という部分でやりまして、今年度2件、昨年度2件実施をしました。地元にとっても、品質を確保するという部分では、非常にいい部分に入るといって、国も県も進めているわけで、導入、施行してございます。

今議員のおっしゃる入札監視委員会的なものですか、それもちょっと検討させていただきたいと思いますが、先ほど言った入札の制度をこれ以上の部分として、今の体制の部分で私どもできるかどうか、その辺も検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） よろしく願いいたします。

次に、伊豆急不動産より譲り受けた土地の件についてお伺いいたします。

これは、既に所有権・抵当権は終わっていると思うんですけども、農地部分の地目変更と所有権移転登記事務が既に終了しているのか、どういう状況なのか、この辺をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 全体が72万1,342平米で、うち農地部分は4.9%の4万3,164平米ということでこれは、特定農地貸し付けに関する農地法の特例に関する法律によりまして完了しております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 所有権移転も終わっているということだね。

それで、伊豆急不動産、伊豆急でしょうけれども、ゴルフ場を開発するために買い求めた土地でしょうけれども、その中には賃借地がありますね。町の示してくれた資料の中にも賃借地があるんですけども、この賃借地の処理というのはどのような形になっているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 賃借地につきましては、町へ移管する前に関係しています伊豆急さ

んのほうで地主さんとのすべての交渉を終わって、町には持ち越さないという条件のもとに受けております。すべて完了しております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） そのような説明を受けた記憶があるんですけども、現実の問題として、例えば、この広大な土地を一括して開発ということになった場合は、やはり、その賃借地というのは非常に重要な土地になってくるのではないかと思いますもので、この辺に対してある程度、地権者というか、所有者に対して町のほうから、この土地の開発等をかけるときは協力願えないかみたいな要請をしておくのも必要ではないかと思うんですけども、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この土地については、非常に広大な土地でして、まだその利用計画等にも入っておりません。ですから、こういった形でこの土地を利用していくのか、そして、検討委員会的なものももちろん立ち上げて、また議員の皆さんにもご協力を願うようになると思いますけれども、そういう計画すらまだ立っておりませんので、検討に入っておりません。

したがって、そうであるならば、まだ借地の関係にあった方々へのそういった話というのも、ちょっと今、この時点ではどうかなという思いもしますので、ある程度そういう方向が定まってきた時点で、また時期を見てそういう話もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、わかるんです、それで。ただ、利用検討委員会はそろそろつくってもよろしいんではないですか。これだけの広大な土地であり、大体2カ月や3カ月検討したからって結論が出るものではないし、どうなんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） この土地につきましては、議員ご承知のとおりですけども、昨年7月から持ち上がった話でして、これを3月いっぱい登記まで完了するというのは大変

な作業でした。いろいろな調整というものが非常に難しくなる。しかし、ご承知のように農地を町で登記をするということ、これまた余り例のないこととして、大変なことでしたものですから、皆様のおっしゃることを、またここまで私どもやってきたことをいろいろ総合した中で、今後の検討は短期間でなくても、じっくりと考えた上で対応していきたいと思えます。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今、農地の登記と言っていました。農地は農地のまま取得したんではないですね。地目変更したんですよ。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 先ほども申し上げましたけれども、農地として町が取得するために、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例による法律と。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 地目変更はしていないんだ。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） はい、農地です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） わかりました。

副町長からゆっくり考えたいということですがけれども、ゆっくり考えないで、今これだけ経済が疲弊している、何か産業を起こしたいという状況の中で、ぜひ町のほうで検討委員会を早くつくって、そして、できれば町のホームページ等でこの土地の紹介をして、だれが開発する専門業者、そういう人たちがいないか、そういう募集をしてみるのも一つかと思えますけれども、町長、どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういうことも含めて、早急に検討します。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） わかりました。これ以上もう質問できない状況で、次の質問に移らせてもらいたいと思います。

先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、ジャングルパーク問題、町長のほうが訴訟中だからということで、答弁は当然できないと思いますけれども、先ほど同僚議員が言ったように、平成15年9月30日に閉園されて5年が経過したわけです。そして、訴訟状況というのは、先ほど町長がもう8回開かれたと、次回あたりから公開になるのかというような話をされたけれども、この辺は、企画調整課長、どうですか、公開されるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今の質問についてお答えします。

現在8回の裁判が行われておりますけれども、第1回を境にずっと非公開で、先ほど町長が答えたとおりでございます。次が9月18日と伺っておりますけれども、これもやはり非公開だというふうに聞いております。ただ、裁判のことですから、見通しそのものはつきませんけれども、近いうちに、証人喚問も含めて公開になるのではなからうかというふうに聞いておりますし、また予測しております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これは訴訟の内容のことに入るから答弁できないでしょうけれども、裁判官のほうから和解の勧告とか、そういうのは出ていないんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） そういう話は出ておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） どちらにしても、同僚議員が言っているように、この訴訟は長くなるだろうと。そうすると、石廊崎の開発自体がそこで滞ると。訴訟の中で一番いい解決の方法というのは、大体お互いが理解し合える範囲で和解というのは訴訟の中で相当とられるわけです。最終的な結論を求めて、不当訴訟であるから南伊豆町が負けない、町長のその確信はそれでいいんですけれども、ただ、先ほども同僚議員が言ったように、負けなかったから、勝ったからではいいのかという話ではないわけで、やはり、南伊豆町のプラスになる方向性が何があるんだろう、そういう和解を探っていくということも必要だろうし、これは答弁で

きないでしょうから、ぜひ弁護士のほうにその方向性も考えると、このように伝えてもらいたいんです。

それと、一昨日ですか、合併協議会がありましたね。その中で、1市3町の合併協議会の新市基本計画策定小委員会で、南伊豆町は、新市施策の具体的事業で伊豆半島の最南端の石廊崎をメインにした観光活性化策の検討を強調したとありますが、これは、ジャングルパーク問題が解決しないのに、どのように観光活性化策を提案していくのか。本当にそういうことを町のほうで提案していくのか。これは、何しろまだ訴訟の解決が先なんだという話ではないんですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先日の、今言われた合併協議会の中での計画の中で出た話というのは、いわゆる委員から出された、まだ協議の前の段階の意見でありまして、そして、例えば、その考え方の中には、石廊崎といっても、今我々も進めていますけれども、トイレの新設であるとか、あるいは参観灯台、やれることは進めております。そしてまた、認識不足ですけれども、奥石廊崎もあるわけです。そういったことを含めて、石廊崎全体を含めた中でのそういう意見の考えが、ああいった表現でもって出ている段階ですので、その程度に引きとめておいていただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） それでは、次に、共立湊病院、同僚議員がこれも質問して、私の質問はもう少し軽い質問です。

共立湊病院問題については、東日本税理士法人の長さん、これは法務省の公的病院改革委員会の座長さんらしいですけれども、長隆さんが下田青年会議所主催の講演会で講演をされてから、共立湊病院がいろいろと議論され、進展してきております。その中で、新聞報道の中、先ほども出ましたけれども、第三者機関、（仮称）共立湊病院改革推進委員会、こういうものが設立される。9月30日が第1回会議かと思われませんが、この審議期間と、メンバーについては先ほど言われなかったけれども、メンバーは公表できるんだったら教えてください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この第三者機関につきましては、予定では、まず1回目が、先ほど言われた今月の30日です。そして、10月、11月と、今のところ3回の予定を計画をされております。

そして、具体的に、ではどういったメンバーでということは、8名ですか。健康福祉課長のほうからお答えさせます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） ただいま町長のほうから名前を公表してもよいということで、8名と職名を申し上げます。

長隆、東日本税理士法人会代表社員、元総務省地方公営企業アドバイザー、小山田恵、社団法人全国自治体病院協議会名誉会長、小出輝、医療法人江東病院理事長、順天堂大学名誉教授、明石勝也、聖マリアンナ医科大学理事長、亀田隆明、医療法人鉄焦会理事長、栗谷義樹、独立行政法人山形・酒田病院機構理事長、岩堀幸司、東京医科歯科大学大学院、非常勤講師、遠藤誠作、福島県三春町保健福祉課長の8名。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ありがとうございました。

町長、公開でこの審議会はやるみたいですが、たった3回で結論を出させるんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今までの打ち合わせの段階では、そういう予定であるということで聞いておりますので、今、それらについての諸経費等、補正予算を生んでくる準備に入っておりますので、ほぼ確定ですが、今の段階ではそういうことしか言えませんので、ご承知おきください。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） わかりました。

第三者機関に対して、首長会としてどのような内容の審議を依頼したのか。審議内容は当然、こういうことを審議してくださいという形で提案されていると思いますけれども、それ

を教えてくださいたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この第三者機関にゆだねることにつきましては、要綱をつくって、その中で3つほどお願いする職務について掲げております。1つは、新病院に建設に関すること、それから救急医療に関すること、その他必要事項に関すること、大きく分けてはこの3つになっております。ですから、その他という事項が入っておりますので、いわゆる共立湊病院の全般的なことが、専門的な方たちですので、恐らく意見として出されるのではないかと。今、我々が検討を重ねてきた新病院の建設に係るといのはトップに挙げております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） その建設ということに関して、例えば、どういう建設規模になるのか、建設費用の問題は当然あるんでしょうけれども、それ以外に、場所の問題までこの第三者機関のほうにゆだねたんですか。その辺のところを教えてください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

当然、建設に係るということは、場所、病院の規模、それから、もちろん経費、そういった、いわゆる建設に係る全般的なことの意味であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今の町長の話ですと、12月だから、1月か2月ごろには審議内容の報告があるんだと思いますけれども、報告された審議内容に対して首長会は拘束されるのか、どういう形なのか。それはただ参考にするだけのものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） その点が、我々の運営会議の中でも出まして、ゆだねるということ

は尊重するという言葉で合意しました。ですから、ゆだねた結果が出てきて、それを我々としては尊重して、ある意味ではそれに従うという意味合いの合意ができております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） わかりました。

それと、第三者機関に対して経営形態を指定管理者と限定して審議内容を依頼しましたね。先ほども出たんですけれども、地方独立行政法人、非公務員型だと思うんですけれども、こういうことに関する検討は、経営形態と言ったほうがいいんでしょうけれども、指定管理者なのか、業務委託か、管理運営委託なのかという、そういう部分のことに関しては全然、指定管理者だということやられたということでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今の運営形態については、特にまだ触れておりません。ただ、もちろん検討委員会の中では出てくるのではないかと思いますけれども、これは、我々一部事務組合の問題として、今の形態は続行するということで現時点ではおりますので、それについては、まだ検討委員会にはそういう投げかけはしておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ということは、第三者機関がその他の中で、例えば、経営形態は地方独立行政法人非公務員型がいいと。いろいろな、一部事務組合だと決定が遅くなるとか、指定管理者もそうなんだろうけれども、そういう問題が起こってくるから、経営形態としては非公務員型の地方独立行政法人がいいのではないかという結論が第三者機関から出てきてもよろしいということなんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

その内容について、独立行政法人という言葉が今出ましたけれども、それについては、いわゆる法人という言葉は、今回は、検討委員会の中では出ないと思います。ですから、恐らく今の形態の中での新しい病院の建設ということが主に議論されると思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 次の質問に移ります。

市町村合併問題なんですけれども、一昨日、第4回の1市3町合併協議会が南伊豆町で開催されましたが、順調に審議が進んで新市が誕生するように、町長初め協議会の委員、当局担当職員に一層の努力をお願いしたいと思います。

質問ですが、当町の保有する特定目的基金、いわゆる庁舎建設基金や福祉振興基金が約10億円程度ありますが、この取り扱いについては町長はどのようにお考えなのか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題に入っていきますと具体的な合併協議会の内容に入っていくこととなりますけれども、今言われた特定目的基金につきましては、その名のとおり使用目的が制限されておるわけです。そして、その目的に応じて使用するわけではありますが、普通会計部分の特定目的基金については、今のところ具体的な利用計画はありません。今後、合併協議の中でも、各市町の基金の取り扱いの協議がなされてくるものと思われませんが、使途につきましては、拙速には結論を出さないで、我が南伊豆町の町民のために最善な使途で使用していきたいと。せっかくの目的基金でありますので、私としてはそういう考えであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 河津町長も、新聞報道ですと同じようなことを言っていると思うんですけれども、当然これは合併ができ上がった場合は南伊豆町の基金であると。そして、地域自治組織という話にこれからなっていくわけなんですけれども、その辺のところ、例えば、この特定目的基金が、そういう地域自治組織での答申に基づいて使用されるとか、そういう話し合いというか、これは町長の一存でできるわけではないんですけれども、町長はどうかね、その辺のところ。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今出てきました地域自治組織が、どういう範囲まで権限というか、行使できる内容になるのかわかりませんが、それとは別に、このいわゆる目的基金というのは、今議員も申されたとおり、それぞれの町がまちづくりの中で目的に沿った、いわゆる積み立ててきた貯金でありますから、私は、それぞれの町で使うべきだという基本的な考えは持っております。ただ、地域自治組織の中で、では、それ以外にどういった、仮にそれが認められた場合に、各市町へと、予算的な額にしろ、配分がなされるかということについては、まだこれは未知でありますから、それがこれから協議されてくると思います。それについては、内容によって皆さんにもご相談をしながら検討して、そして協議の場で主張すべきは主張し、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長の考えはわかりました。もし合併がなるようでしたら、ぜひこの辺の確保を、ちゃんとよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

成年後見人制度です。一昨年12月の定例会で地域包括支援センターと認知症サポーター並びに成年後見制度を質問しましたが、先日、第2回目の認知症サポーター養成講座が開催されたそうです。出席者は20名募集で14名と、まだまだ関心が高いことがうかがえます。その中で、今般は成年後見人制度を質問しますが、高齢者の財産管理や身上介護の問題が今後ふえてくることが予想されるわけですが、それに対する対策、準備、これを行政側も当然していくべきだと。この件に関して答弁願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

成年後見人制度は、高齢化社会への対応及び知的障害者並びに精神障害者等の福祉の充実の観点から、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、残存能力の活用を新理念として、平成12年に民法等が改正され、施行されました。成年後見人等の審判開始の申し立てをできる者が民法及び関連法で定められており、市町村長申し立ては、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の整備によって、本人の福祉を図るために特

に必要があると認めるときできることが規定をされております。

平成17年度に高齢者や障害者に関する権利擁護と成年後見制度について法改正がなされ、介護保険においては地域包括支援センターが設置をされ、身近なところに成年後見制度利用窓口となる相談機関ができ、成年後見のニーズと制度を結び、身寄りのない方等の場合は、市町村長申し立てにつなげる重要な役割を担っております。また、障害者自立支援法において障害の種類を超えた共通の仕組みが構築をされ、利用者が直接サービスを受ける仕組みとなりましたが、利用契約の締結が必要であり、契約能力が不十分な利用者には成年後見制度を利用する必要があり、利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者においては、市町村長申し立てを行います。

本町におきましては、事例は現在まではありませんが、平成19年3月に南伊豆町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱を制定し、各法に規定する審判請求を行う場合における手続、その他必要な事項を定めさせていただきました。なお、本年度1件、町長申し立てによる審判請求が必要なケースがあり、9月定例会にて補正予算計上させていただきました。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

発言時間が来ましたので、簡単をお願いいたします。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） わかりました。

町長申し立て、これはいいんですけれども、親族で成年後見人になる人がある場合は特別問題はないんです。ただ問題は、今後親族で後見人候補者になる人がない場合が多くなると、このような場合に、専門家である弁護士は、私も司法書士ですけれども、司法書士なんかの後見人候補者として供給できなくなる時代が考えられると。それで、よく東京なんかで市民後見人を養成するというような流れがもう既に出ているわけです。将来的には、この地域も高齢者が30%、40%行っている時代になってくる。その中で、ぜひこの市民後見人の養成ということなどを先進的に考えていただきたいと。ただ、小規模自治体では非常に難しい問題ですが、ぜひこの辺をよろしく願いして、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君の質問を終わります。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年9月11日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 南伊豆町選挙管理委員及び補充員選挙
- 日程第 4 議第74号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議第75号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議第76号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第77号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第78号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 9 議第79号 町有地の処分について
- 日程第10 議第80号 町有地の処分について
- 日程第11 議第81号 町有地の処分について
- 日程第12 議第82号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議第83号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第84号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第85号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第86号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第87号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第88号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

清水 清一 君

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは、清水、一般質問させていただきます。

それでは、通告に従い、最初に共立湊病院についてお伺いいたします。

共立湊病院はここ6月、7月、8月といろいろ状況、いろんな情勢が変化してきて、いい

方向に向かっているのではないかなと私も考えます。町長以下皆さん考えていると思うんですけれども、やはりこの共立湊病院、南伊豆町にある病院として信頼される病院であってほしいし、また優秀な先生の方々がいっぱいおられて、いい病院として成り立っていただきたいと、町民の方々もそういうふうには思っていると思います。

その中で、この共立湊病院の6月議会と今のこの段階では運営の委託の考え方と方向性の取り組みについては、少し変わってきているのかなと思いますけれども、それをまとめて町長にお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの運営の変わってきたということについてでございますが、ご承知のように共立湊病院は開院時から地域医療振興協会を受託者として管理委託契約を締結をして運営を行ってまいりました。そして地方自治法の改正に伴いまして、このたび平成18年9月からですけれども、指定管理者制度を導入をして、そして現在も同協会を指定管理者として指定をして施設の管理運営を任せております。

ここ数年の医療現場では、全国レベルで医療スタッフ等の確保が非常に難しいと困難を極め、病院機能の縮小であるとかあるいは廃院といった医療崩壊の状況にあります。とりわけ自治体病院の運営は大変厳しい状況であると認識をしておるところであります。そういう中で今後の共立湊病院の運営でありますけれども、病院組合構成市町の財政面を考えた場合、思い切った経営改革が必要ではないかというふうに思っておるところであります。昨日も申し上げましたけれども、このたび総務省から示された公立病院のガイドライン、これに沿いたいいわゆる改革プランの策定等もその一つであります。そういったことで、今後やはり病院の経営面での抜本的な改革、そして運営の見直し等が必要となってきたと思っております。そういうことで組合議会とももちろんですけれども、関係の市町議会、こういった皆さんと協議をしながら、適切な運営方法について今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） その考え方、取り組み方はいろいろ変わってくる今、第三者委員会の話も少しありましたけれども、その中で変わってきたと思うんですけれども、それで、昨日

の一般質問では9月30日に第三者諮問委員会を立ち上げると、それで第1回目の会合が行われるという話を聞いておりますけれども、その中で管理者として第三者委員会へ諮問しなければなんないわけですけれども、第1回目から第3回で終わるという話を聞いていますと、もうこの時点で今日の時点でもう多分諮問はしてあるのではないかなと、こういう形でやっていただきたいと、あるいは要望みたいな形、諮問でなくてももう要望、そういう形はやってあると思うんですけれども、その内容はどのように町長は諮問をなされて、どういう病院をつくってもらいたいという形で諮問されておるのか、お伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、昨日の一般質問でも1度お答えしておりますけれども、第三者機関を設置して、そしてそれにゆだねて検討していただくということで進めております。この第三者機関の設置に関する経緯等につきましては、私は昨日の行政報告でも申し上げたところでありますが、ただいま議員も申されたように、今月とそれから10月と11月と一応3回の委員会の開催が予定をされております。そこで設置要綱を定めまして今準備を進めておりますけれども、その設置要綱の目的の中に賀茂医療圏における唯一の公的医療機関として、公立病院改革ガイドラインに沿った新病院構想に向けて、必要な提言を行うという要綱の目的であります。そしてそのゆだねた第三者機関の皆さんに協議してもらう内容ですけれども、昨日も申し上げました、まず1つとして新病院の建設に関する事、そして2つ目が救急医療に関する事、そして3つ目がその他必要事項に関する事ということで要綱の中で定めております。公立病院として経営改革、あるいは地域医療の安定的な確保など、賀茂医療圏の基幹病院として進むべき方向性について提言をしていただくということであります。

以上、第三者機関の設置については、そういう考え方のもとに今進めております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いろいろその中でガイドラインに沿った今答弁されました形で新病院の建設について、また救急医療について、その他と3点だというふうに言われましたけれども、昨日の静岡新聞でございますけれども、河津町長の記事がありました。河津の一般質問で、ここにコピーを持ってきたんですけれども、それを読みますと、共立湊病院の新病院建

設問題では、同病院の構想を練る第三者機関に対し、現在地以外での検討を強く要望したことを明らかにしたという河津の町長が答弁しているという形が新聞に出ております。それを考えますに、この現在地以外での検討を強く要望したと言っていることは、第三者機関に対して、町長はこの共立湊病院の管理者でございますけれども、河津の町長にも要望を第三者機関に出すように言ったのか、あるいは町長は管理者を通り越して第三者機関へ要望を上げたのか、またあるいは、それ以外の要望がほかの町からも上がっているのか、そういう状況をいろいろこの新聞記事から推測できるんですけども、この新聞記事から見て管理者としてどういうふうを考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの昨日の新聞記事の件ですけども、私も記事を見ました。第三者機関はまだ会合を持っておりません。したがって、第三者機関にそういうことを申し入れたということは私は理解できませんし、おかしいと思います。この30日に第1回目の会合を開くわけですから、そして委嘱状も交付をして今準備しておる段階ですので、そういう中で第三者機関にそういう申し入れをしたということ自体が私は、これはちょっとどうかなという、理解できませんし、もちろん管理者である私を通した話ではありませんので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 副管理者がこうやって管理者を通り越してやっているのではないかなと推測ができる状況ですので、また会合の席上こういうことがあるとおかしいという形を、副管理者のほうにも言っていたかないと、せっかく第三者機関がいい話をしようとしているところに水を差すような形があってはならないし、結果もうまいことが出るような形があったほうがいいわけですから、もし河津の町長がそういう要望を出すんでしたら、南伊豆町も要望を第三者機関に町長として要望を上げなければならないということになってきますので、またごちゃごちゃになってくる可能性がありますから、もし河津町長がどうしても上げると言っているんでしたら、南伊豆町も要望を出すという形を町長言っていただけますか。一応言っただけという形で解釈できましたのでご理解します。

それで、昨日の一般質問の中で、保坂議員のやつでもらいました資料がありましたけれど

も、その中で資料の4の企画部の答弁、Q & Aがありましたけれども、それについてお伺いいたします。

この中で企画部の共立湊病院の地方独立行政法人の動向にかかわる考え方というやつがございましたけれども、これを見ますと、関係市町から相談を受けたということですから、関係市町ということは下田市は必ず相談したということだと思います。町はどこだかわかりませんが、南伊豆町はやっていないと。そこまではあれとしても、この資料を解釈する段階で答えの中にはわざわざゴシック体の太字で、ここだけ読んでくださいという形で答えがあるのではないかなと。そこまでは明朝体で普通の文章なのに重要なところ、重要というか、わざと答えを誘導するような形でゴシック体で書いてある。これは企画部のまるきり誘導文書だなと。私がアンダーライン引く場合は、別の場所にアンダーライン引くのに、わざわざこうやってこういう形に読んでくださいというふうに判断しなさいと県の誘導の文書だと私は、これは考えざるを得ないと、判断をさせるための文章ではなくて、こうしなさいという文章に見えますが、町長はどう見ます、これ。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この資料ですけれども、これは昨日我々が受け取った経緯等についてはお話をしたとおりであります。そしてこの、いわゆる昨日も出ましたけれども、情報の入手であるとか関係市町という言葉が使われて、確かにあります。しかし、何をもってこういう表現をされているのか、書いたのか、私にも一つ一つ挙げていくと確かにそういう点があります。しかし、これはもう既に我々が行ったときには準備をされていて、そして昨日申し上げたような経過の中で、それぞれの首長が一緒になって急遽県庁へ行って来たという経緯がありますものから、そういう中での資料ですので、一つ一つ確かに今言われる点、我々もそういう思いがしておりますけれども、そういう中でのこういった文書でありますので、何をもってこういう、今言われるような字句にしても書き方をされているのか、ちょっと私にはここで説明しかねます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 私これを読む限り、まるきりの県の誘導だと。それでこの太字だけ読

んでいくと、いかにもこの独立行政法人がまるきり悪いという形で書いてあります。

今いろいろ県の情報を集めると、県では県立病院とか県立大学とか、いろんなところを皆独立行政法人にしようという形で今動いているわけですから、関係市町の病院が独立行政法人化しようということに対して反対するというのは、県としても不思議ではないかなと。普通の考えとしたら逆の方向へ進んでいって、県はしっかりうちら都合いいようにやるけれども、市町村が言うこと聞かないと困るから、こういう形でよしなさいという形でやってきているのかなと解釈せざるを得ないと。県の都合のいい方向でやってくださいと。町民のために、あるいはこの賀茂地域の住民のためにいい病院をつくるという形は、これを読む限りではちょっと少ないのかなと。私が考えるにはちょっといい病院をつくるという方向には進んでいないのかな、県の考えとしては。賀茂郡の地域の住民から見たらそういうふうに私は考えます。一応、そこまで終わりにしておきますけれども。

この中で3つ目に入りますけれども、病院を中心としての医療立町への取り組みという形でございますけれども、前回も言いましたように、やっぱり病院があって地域が育つ、病院がない地域には地域が育たないという形でございます。南伊豆町については病院バスが通っている関係で、医療過疎地域というのは県の資料に載っておりません。医療過疎地域というのは私の調べたところによりますと、病院あるいは医院から5キロ以上、あるいは4キロあるいは5キロ以上離れたところを医療過疎地域という。そこに30戸以上の集落があった場合は医療過疎地域であるという形を考えますと、南伊豆町の海岸線のほうはほとんど西海岸に近いほうはほとんどが医療過疎地域だと、本当のことをいうとね。けれども、医療バスが通っている関係で医療過疎地域ではないんだという形で、県の保健所は賀茂の保健所も南伊豆町には医療過疎地域がないということになっているというふうに、私は解釈しておりますけれども。その中でやっぱり病院バスがあるからこそ医療が成り立って地域が育つと思うんですけれども、そのバスもいろんな家を回って、また最終的には共立湊病院まで通っているわけですが、そうやって考えたときに、病院を中心としてどのようなまちづくりを考えられておられるのか、町長にお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今共立湊病院が建てられている湊地区のあの環境等については、私は前から環境的にもという面から存続を訴えてきました。そして今議員が申されるように、特別養護老人ホームであるとか老健施設等がその後建設をされて、ある意味ではあそこがそ

ういったゾーンとして今形成されてきているわけでありまして。そして、今後のことを考えますと、やはりあの地区はそういった思いで何としても病院も残し、そういうゾーンを継続してさらに発展充実をして、そして存続していきたいという思いで我々は取り組んできて、皆さんもそういう一緒の思いで存続決議をされたと思います。

そういう中で、今申し上げましたこういった施設があるゾーンが形成をされておるわけがあります。そして、何といたってもあの自然環境であるとか、あるいは温泉、こういった面でも恵まれておるわけでありまして。そして今後、期待の高まるであろう予防医療であるとか、あるいは私も申し上げておりますけれども、安心・安全なまちづくりということを私は今年の年度初めにも申し上げましたけれども、こういった環境が求められておると思います。そして、さらには高齢化が進む中で療養型医療であるとか、こういった医療面での取り組みもさらにまた変化してきております。そういうことを考えますと、あそこの地区、あのゾーンをやはりまちづくりの新たな施策として、今後当然これは、今までもそうですけれども、さらに考えていかなければならないかなという思いで今おるところであります。

たまたまそういう中での今回の第三者機関へのいわゆる検討をゆだねるということになったわけですので、私はこの答申の内容を受けて、そして皆さんともご相談しながら、この地区についてはゾーンについては検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 湊の共立のゾーン、あそこからあのゾーンで老健もあるしいろいろ発展させていきたい。そのとおりでございます。なってもらって、いっぱい来てもらって、町内の町民がそこの病院へ行ってもらおう。それで医療過疎地域に近い地区もいっぱいあるわけですから、そこの方々も共立に、とあとは近くの周りの医院も行ってもらって、各自よくなってもらいたいと思いますし、それをうまく検討していただきたいと思いますが、この間首長会で賀茂医師会が1次救急についての提案があったと。それでいろんな新聞報道がありましたけれども、その中で下田市の白浜とか西伊豆町仁科とかという話が出ております。それは賀茂郡全体を見たときにいい話だと思ふんです。ですが、南伊豆町の町民は実際に、では1次救急でそこの夕方どこへ行くのか、共立湊病院で無理して受けてもらおうのかなと私は推測しますけれども、それをどうやって考えられておるのか。1次救急の面でその賀茂医師会長の提案した内容がありますけれども、その町内の対応をどういうふうに考えられてお

られるのか、質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先般の賀茂地域医療協議会の中での協議につきましては、今議員が申されたように賀茂医師会からいわゆる夜間の時間帯についての提言がなされました。そしてあの時点では、昨日も申し上げましたけれども、いわゆる経費の面であるとか、まだまだ検討する余地があるのではないかということで、あの場では結論まで至りませんでした。そして我が町はどうかということでありますけれども、あのとき示されたのが今言われた東海岸、西海岸、それぞれの西東地区の仮定としてそれぞれの診療所を持って救急対応の施設として利用したいという話が出ました。

その中で、では我が町はということになるわけですが、ご承知のように第2次救急を共立湊病院に担っていただいている。そしてその中では当然1次救急も入っているわけがあります。そうなりますと、1次救急はいわゆる医師会で輪番制をもって対応してくれておりますけれども、実質的には2次救急の中で1次救急が、西伊豆病院もそうですけれども、今は相当お世話になっているということもある中で、それではということで、賀茂医師会からそういう提案があったわけです。ですので、これがまだ結論には至っておりませんが、第1次救急がそういう格好で東、西、それぞれの地区で仮に話がまとまったとなると、その1次救急については、では今担っていただいているある意味では共立湊病院であるとか、あるいは西伊豆病院もそうですけれども、その分がもちろんかわる面もあるわけですね。

ですから、共立湊病院もその時間帯をでは全然受けないよということでは私はないと思います。また我々としてはそうしてもらいたくないわけですが、これが仮に東伊豆地区あるいは西伊豆地区がそういう形で医師会がこの時間帯、7時から10時までを仮に担っていただくことになって、我々としては今ある地元のこの施設でそういった面は診てもらえると。そういった面で診てもらえるということでない、やはり地域住民の医療というのは不安が募るばかりではないかというふうに思いますので、その点についてはこの1次救急の医師会との話し合いがどういうふうに進みますか、それを見守りながら私としては第2次救急を担っていただいている今の共立湊病院にまた話を管理者としてもそうですけれども、地元の町長として受けながら、地元の町民の皆さんが不安になることのないように取り組んでいきたいという、今のところ考えであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） その形が一番理想的だなと私も考えますし、そうになっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問にまいらせていただきます。自治体合併についてでございますけれども、合併について今合併協が始まっているわけですが、合併協をやるについて合併することで住民サービスを高めたいという形でいろいろやっているわけですが、合併に関する基本的事項として、どういうふうに考えてやっているのか、また新市の将来構想と基本的な考え方、ほとんど同じような質問ですから一緒にしますけれども、このことの南伊豆町の町長の考え方をまとめてお伺いいたしますから、ご答弁お願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この今取り組んでおります1市3町の合併につきましては、今までの議会の中でも行政報告等でも施政方針でもそうですけれども、私は述べさせていただきました。そして現在先般我が町に第4回目の合併協議会が開催をされたところであります。そしてその中では、新市の名称であるとか、あるいは事務所の所在地の問題であるとか、それから基本計画であるとか、そういった各項目に従って今小委員会あるいは協議会の場で議論されております。そういう中で、この合併については私は前から申し上げておりますけれども、期限である22年3月末をもってという話を申し上げてきましたけれども、それにはやはり協議会でいろいろ今議論していますけれども、そういうことが協議が調わないと当然これは合併には至らないわけですので、合併をするということではなくて、合併に向けての取り組みの協議でありますから、そういった点で今話し合いをしておるわけですので、私はそれらの協議を重ねながら、先ほど申し上げました期限を見据えながら念頭に入れながら取り組んでいくべきではないかなというふうな思いで進めているところであります。

そういう中で、今までも申し上げておりましたけれども、我が町にはそれぞれまちづくりのための総合計画であるとか、過疎計画であるとかいろいろ計画があります。そしてその中には歴史であるとか伝統や文化、こういったものを尊重しながら、我々の子孫のために将来に向けてまちづくりを進めなければならない。そういう中で我々も一生懸命今取り組んでお

るわけであります。

そして、この新しい市ができたときのまちづくりについては、先ほど申し上げた新市の中の基本計画でこれは考えていかなければならないということになってくるわけであります。そして、では新市での将来構想と基本的な考え方ということになってくるわけですが、これにつきましては、先ほど申し上げました合併協議会の中に新市の基本計画策定小委員会を設置して策定に向けて今検討協議を行っております。この新市の基本計画策定小委員会の基本的な考え方としましては、まず1番目が、基本方針及び主要事業を定めるに当たっては、将来を展望した長期的な視点に立つもの、2つ目が、財政計画の作成については限られた財源の効率的な運営に努めるなど、適切な財政運営を図ることに留意する、3つ目が、公共的施設の適正配置と整備は住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランスや財政状況などに考慮しながら整備していくものとする、それから4つ目が、新市の建設を総合的かつ効率的に推進し、ハード面の整備だけではなくソフト面にも配慮するものとする、この4つの項目について、新市基本計画策定小委員会の中で今取り組んでおるところであります。

本町としましては、先ほど申し上げました基本的な考え方等を尊重しながら、協議の推移を見守りながら、南伊豆町町民の皆様への行政サービスの低下が生じないように合併協議会で協議、確認を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 基本的な考え方で新市の基本計画をつくっていく、その中で基本的な考えとしていろいろありましたけれども、新市の事業基本計画の中でこれからつくっていくと言われますけれども、実際これまでのほかの合併を見てきますと、基本計画にはいろいろないい点の形があって、それを実行するために合併するんだという形がございましたけれども、今現在平成の大合併でやった各市町村の中では、絵にかいたもちになってしまう合併市町村が非常に多いという話を聞いております。絵にかいたもちにならないように財政的に十分できる状況の中での基本計画を考えられておられるのか。また、その基本計画の中には普通市町村合併する場合はサービス水準は高いほうへ、また負担は低いほうへという話で8割方以上の合併市町村はやってこられたという話を聞いておりますが、そういうことも考えられた基本計画を練っておられるのか、そういう財政的な面も考えてやっておられるのかをお伺い

いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新市での財政計画であります。合併協議会の事務局によって1市3町の財政状況をまず調査をする。そして先ほど申し上げました新市の基本計画策定小委員会において協議検討した上で、さらに幹事会を経て合併協議会で提案、確認していくこととなります。財政計画ですが、これは歳入歳出ごとに計画期間内における費目別の見通し額とその考え方、根拠等について示すことになっております。特に合併に伴う影響、経費別削減効果の額であるとか、あるいは一時的な普通建設事業費の増などについては、わかりやすく示さなければならないとされておりますので、今後の協議の推移を見守りながら、我が町としては今掲げておりますまちづくり、将来に向けての幾つかのまちづくりの指針あるいは計画等があるわけですが、これが町として盛り込まれるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 新市の基本計画は今検討中ということで、なかなか答えるのも難しいという話でございますけれども、町民はいい合併をしたいわけですから、町民のことを考えて財政的にもできる、絵にかいたもちにならないと、合併したはいいけれども、実際できなかったというのでは町民が何だという形になってしまいますので、そこでいい合併になるような形を計画を練っていただきたいし、進んでいきたいと、やってもらいたいと思います。その財政計画の中で質問の4番目と5番目でございますけれども、新市での合併後10年間の地方交付税の見積額の推移と総額でございます。また合併できなかった場合の同じ金額でございますけれども、なぜこのような質問をするのかというと、財制的に厳しいという話の中から合併協が始まっているわけでございます。では、しなかった場合の交付税の措置額はどのくらいあるのかと、合併した場合の新市の10年間交付税はこのくらい来るんだと、もししなかった場合は賀茂郡の1市3町よりこのくらい交付税が上がるんだという形が出てくるんではないかなと。合併しても地方交付税については予算の3割が地方交付税であると。南伊豆町は地方交付税は予算に対する三十七、八%から39%の間の交付税の予算額であるという形を考えると、差はあるんですけれども、そんなに差はないんではないかなと思います。

3割を国から交付税としてもらう市町村であるわけですから、その見積もりもやってみるべきだと思うんですが、それについての数字等はできておられますでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新市での合併後10年間の地方交付税の見積額の推移、総額ということですが、合併新法における国の財政支援で普通交付税につきましては合併しなかったときと仮定をして、そして普通交付税額の全額が21年度合併の場合は、合併後5年間を保証をされます。またその後さらに5年間は、これは激変緩和措置が講じられることになっております。そして特別交付税でありますけれども、これは公債費負担の標準化を図るため繰上償還を行う場合の保証金を特別交付税で措置することとされております。

先ほど述べました普通交付税の全額ですけれども、これが5年間保証されるという意味合いは、合併前の算定額を保証するのではなくて、合併後の普通交付税の算定を行う当該年度ごとに、その年度の交付税の算定式に従って、合併関係市町がなお存続するものとして計算した額を下回らない額を保証するというものであります。あくまでもその年度ごとの算定方式に従った計算となりますので、現時点では交付税の額を確定的に計算することは、これはもちろんできません。新市での合併後10年間の地方交付税の見積額の推移、総額についても概算でありましようが、今後合併協議会において試算されてくるものと思われまます。

現時点で当町が独自に新市の地方交付税の額を試算するには資料等も手元にもなく、また合併協議会が作成するそれと差異が見られた場合、混乱を招くというおそれもありますので、ご了承願いたいというふうに思っております。

それから引き続きまして、合併できなかったときの1市3町の10年間の交付税の見積額の推移、総額ということですが、合併できなかったときにおける1市3町の10年間の地方交付税の見積額につきましては、先ほどのご質問の回答でもお話しいたしましたように、他市町の地方交付税を当町が独自に試算をして皆様に公表するというのも、さまざまな混乱をこれは招くおそれがあると思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。参考資料といたしまして、平成14年度から18年度までの1市3町の普通交付税額につきましては、昨年度町内各地で開催いたしました市町村合併等地区説明会の資料に掲載をされておりますので、いま一度ごらんになっていただきたいと思います。

さて、当町の地方交付税の10年間の見積額の推移でございますが、昨年度当町が独自に作

成いたしました財政見通しですと、平成20年度18億5,200万円、21年度17億6,500万円、22年度16億8,200万円と減額を続け、27年度には15億3,000万円になるという試算をしたところがあります。過日平成20年度の新交付税確定額の通知が参りましたが、その額は18億6,462万8,000円でありました。昨年度当町が試算した20年度普通交付税額よりおよそ1億8,000万円多い結果となりました。これは、私が昨日も申し上げましたけれども、いわゆる地域間格差の解消に向けた国の地方財政政策の転換によるものが大きいというふうに思っております。当町のような財政力が脆弱な自治体にとっては、国の政策の変換等で財政状況が一変をするわけでありますので、正確に先を見通すということは非常に困難であります。今年度におきましても財政見通しは現在作成中であります。財政計画等も先般各課全部を呼んで、そしてヒアリングを行い、今それを整理中であります。完成次第議会の皆様方にもご報告をいたしたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） なかなか見積もりのほうは難しいという形がございますけれども、合併した場合の見積もりについては合併協の中でやっていただけるという話を聞きましたので、それだけはぜひやっていただこうと思います。

他の町も関係するのでできなかったという形はなかなか難しいという形ではございますけれども、それも各町で町民説明会のとき配った資料があれば、その資料を集めてきて公表できるのではないかなと考えますから、その形もいろいろ調べていっていただきたいと考えます。

この地方交付税いろいろありますけれども、各年度ごとに国の方針で、今年は1億円ふえたとかという形がございますよかったですよという形がありますけれども、これからもその計算式が変わるかもしれませんけれども、今の現段階で計算式でやっていくのが当然の結果であるからやってもらいたいと思います。

続きまして、関係計画の見通しということでございますけれども、先ほども町長が述べられておられましたけれども、総合計画、過疎計画等いろいろ考えて盛り込んでいくというふうに言われました。その中で、ではこの計画があるから町民に説明をしなくてもいいのかという形になってきます。これまで合併協4回河津から始まり松崎、下田、合併協は私傍聴させていただきましたけれども、この経過につきまして町民に合併の様子についての説明は、

合併協は各市町村持ち回りでやっているから町民に対して説明会を開かなくてもいいのかなという考えもございませうけれども、各地区を回って各町民に合併についての説明をこれから3月ぐらいの間に、最低でも2回ぐらいやったほうがいいのではないかなと。

1回開くのは大変なんですけれども、2回ぐらいこれから各町民の合併に向けての要望を聞いて歩くのも必要ではないかなと。こういうまちづくりをやっていただきたいとかという話が、これまで合併が決まってから、合併協が始まってから一度もない。町民に対しての説明会等が一つもないわけですから、もう合併する段階になって町民説明会をやってはとて、なし崩し的になる可能性が非常に高いわけですから、町民に対しての説明をする中で、要望等をこの合併協の中へ入れていく必要があると思うんですが、そこを町長はどういうふうに考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町民の皆様への説明ということではありますが、今のところ考えておりますのは、やってきております広報南伊豆であるとか、あるいは合併の協議会が作成する合併協議会だよりというのがあります。それからいわゆる今のホームページ、これらによって状況等は説明をしまっている所存であります。そして今申された地区説明会ということですが、これもこの協議会の推移を見守りながら今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 住民説明会については検討課題ということですが、やったほうがいいのかなと私は考えますし、各集落22カ所を回るのは大変ですから、その半分ぐらいの旧村あるいは選挙管理委員会の投票所ごとに、その地区を回るという形であれば10カ所以内であるから回れるのかなと。そうすれば説明的に関心のある方はこぞって来られるのではないかなと考えますので、そういう形も考えてみていただきたいと思います。

合併に向けていろいろ考えていますけれども、もし合併した場合、地区にあるこの役場がございませうけれども、この役場は南伊豆町で考えれば一番大きい事業所でございます。共立湊病院が一番大きいわけでございますけれども、その次に大きいのが役場かなと。そのあといろいろございませうけれども、休暇村等ございませう。ですから、そうやって考えたときに、

この大きな事業所が合併によって統廃合になるわけですが、そうなっていった場合、その地域が衰退すると。共立湊病院は一生懸命第三者機関でやるからいいかもしれませんが、この役場がなくなる。支所として残るわけですが、この経済的なものをこの地域として下賀茂地区あるいは南中地区を経済的に考えたときに、合併によってこの地域が衰退していくのではないかなと考える方もおられて、町民からはなくなったらどうするんだという話も、まあ大丈夫だとは思いますが、という形ですけれども、実際納得する方は少ないという形があるものですから、町長、この役場はもし合併してなくなって、あるいはここに分庁舎で残るのは何かわかりませんが、その中でこの地域の商店街の消費の関係を考えますと、衰退していくことも考えられますので、そのところどういふふうにご考慮いただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、昨日の一般質問でもありましたけれども、私はこの今ある役場をまず残したいという言い方でお答えしました。それが昨日言われた支所という言葉が使われましたけれども、どういう名称になるにしても、私はここはまず残したいという思いであります。ということは、行政サービスもむろんのことですけれども、やはり地域のそういった経済活動をもちろん考え、地域振興を考えての上のこととありますので、そういう幅広く私のお答えした「残したい」ということはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そのことは一生懸命考えていただいて、合併によって産業振興も行われるという形を考えていただきたいと思います。

次にまいりまして、町内における鳥獣害対策でございます。

被害の把握状況についてでございますけれども、今年は例年に比べ2年前と同じぐらいイノシシの被害が大きいと思います。昨年、一昨年は意外とイノシシの被害が少なかった状況でございます。今年度へ入りましていつもの年よりちょっと被害が大きいかなと、大分大きいぞと、2年前、3年前と同じぐらいではないかなと私は考えます。効果が上がっているのかどうかわかりませんが、この把握と被害対策の効果については、どういうふうにご

えられて町はこれまでやってきておられたのか、お伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの議員の質問された有害鳥獣対策は、もうこの議会でも何回となく質問がございました。そして、町民からもそういう声もうひっきりなしにいまでももちろんあるわけでありまして、そこで、これは後ほどまたお話ししますが、我が町にあっては新しい特措法のもとに新しい計画を先般策定をいたしました。

そういう中で、今議員が申されますようにまず被害の把握状況であります。この状況につきましてはイノシシ、我が町では一番今まで被害のことで言われておるこのイノシシ被害でありますけれども、山林のタケノコであるとか、あるいは畑の野菜、こういった作物、田畑の石積みであるとか町内全域から被害の発生が報告をされてきております。そしてまた、猿につきましても農作物被害と人家、愛玩動物に被害を与えるなど、被害や苦情が寄せられております。そして最近では特にシカですけれども、これにつきましても下田あるいは松崎町に隣接している一条地区であるとか南上地区などで目撃をされて、そして木を削った形跡が見られるなどの被害が懸念されておるところであります。

そこでいろいろ町としてもその対策を講じておるわけでありまして、補助金等を出しておりますけれども、この効果であります、町内の有害獣駆除によるイノシシの捕獲頭数は平成16年度が77頭、平成17年度が84頭、平成18年度が249頭、平成19年度が102頭、平成20年度におきましては、現在のところ町内各地からの駆除の申請がありまして、20頭の捕獲がありました。猿につきましては、平成16年度が4匹、平成17年度が3匹、平成18年度が19匹、平成19年度が16匹、平成20年度におきましては、現在のところ2匹の捕獲がありました。そしてシカですが、これにつきましては、平成16年度に1頭の捕獲がありました。カラスにつきましては、平成18年度に3羽、ヒヨドリが16羽の駆除実績がありました。

それから今度は補助制度による電気さくあるいはワイヤーメッシュ等でありまして、これは平成16年度、電気さく14件、ワイヤーメッシュ11件、爆音機1件、72万4,000円、平成17年度、電気さく17件、ワイヤーメッシュ3件、94万8,000円、平成18年度、電気さく14件、ワイヤーメッシュ8件、64万円、平成19年度が電気さく16件、ワイヤーメッシュ11件、バードパンチャー3件、126万5,000円、平成20年度に起きましては電気さく14件でワイヤーメッシュ8件、64万円というような交付になっております。これが被害の状況把握であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） これまでいろいろイノシシ対策、シカあるいは猿に対してやってきているわけですが、先ほど町長言いましたように南伊豆町の鳥獣被害防止対策計画を策定したと、県下に先駆けてつくったという話を聞いておりますけれども、その内容でわからない方もいっぱいおられると思うものですから、それを説明していただきたいと思いますので、簡単をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げました南伊豆町の鳥獣被害防止計画ですが、これは詳細につきましては担当課長から説明をさせます。そして先般9月6日付の静岡新聞でこの鳥獣被害防止特措法の関係が記事として載っておりました。この中に伊豆地域の市町ではニホンジカの生息域の約半分を占める伊豆市が他地域に先駆けてというふうな書き方がございますけれども、この計画は県下では我が町がいち早くということで作成したということを担当課から報告を受けておりますので、その辺も含めて担当課長から説明させます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 先ほど議員の言われました防止計画でございますけれども、これは平成19年12月21日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律というのが制定されまして、それに基づきまして先ほど町長が言いましたけれども、静岡県での各市町に先駆けまして南伊豆町有害鳥獣被害防止計画というものを策定いたしました。これは20年度から24年度までの3カ年という形で8項目から成っております。

まず最初に、対象鳥獣の種類、それから被害防止計画の期間及び対象地域、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、それから対象鳥獣の捕獲等に関する事項、防護さくを設置その他対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項、それから被害防止施策の実施体制に関する事項、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項、その他防止施策の実施に必要な事項という形になっております。

この計画の策定のメリットと申しますと、財政支援措置といたしまして、電さく等の補助

金ですとかわなの購入費、それから報償金等に交付税の見返りが出てくるよと。それから第2点目に処理加工施設などの設置時に国・県の支援措置があるよというような形になっております。この被害防止計画に沿いまして対策を講じていくわけですが、そのほかにも現在行っておりますこの補助制度の電気さく、ワイヤーメッシュ、それから猟期以外の許可捕獲、それから年間を通して猟友会に委託しての捕獲をしておるわけですが、それらの対策、それから被害の状況把握を南伊豆町有害鳥獣対策協議会、また広域的なものにつきましては、伊豆地域の有害鳥獣被害対策会等々と連携して、情報の共有化を図りまして対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 私もこのホームページで出ていましたので、プリントアウトして見たわけですが、なかなか南伊豆町が県下に先駆けてやったというのはいい話であるし、またそれについては交付税措置がなされるという形は非常にこれまでイノシシの補助金あるいは電気さく等も金額的には少ないんですけども、町の予算でやっていたと。それが交付税措置があるという形のほうが非常によからうという形を考えますので、これはよかったですし、ぜひとも各課でもこういうものがあつたらどんどんやっていただきたいし、それがひいては町民のためになるわけですから、ぜひともこういうものは県下に先駆けていものはどんどんやるという形をお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

横 嶋 隆 二 君

議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 1 番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って、私は南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の日本の情勢、状況について簡単に触れたいと思いますが、今の日本は全労働者の中で3分の1が非正規雇用で、特に若者の中でその比率が高く、将来展望が見えない。正規の仕事につけないために結婚すら考えられない、そういう状況がある。また4月に実施された後期高齢者医療制度では、お年寄りが将来に絶望感を持つと同時に怒りがわき起きている。また原油の高騰、投機マネーによる国際市場の中で原油が高騰して、漁業者や農民、そして物価高による国民全般が塗炭の苦しみの中にいるという状況であります。

一方で大企業は空前の利益を上げて、これは減税措置によるものですが、またアメリカに対してはグアム島の基地移転に対する政府の拠出に見られるように、アメリカ、大企業に対しては優遇する政治、このもとでいわゆる国民弱者が冷遇される政治が続けられています。これはとりもなおさず小泉構造改革の政治であり、9月1日に突然退陣した福田首相のあの惨劇は国民の怒りのあらわれではないでしょうか。

私は今回の質問で地方交付税の推移と町財政の現状を一番に持ってきましたが、これも小さな自治体が冷遇されて、大都市にはかつてない優遇がされてきた、この政治のつけ、そしてこの間の推移について、また今市町村合併の法定協議会が進んでいますが、財政の点からこれらを検証したいと思います。

さて、地方交付税の推移と町財政の現状ですが、冒頭の日本の現状に関連して、この間直近では、9月号の文藝春秋で東洋経済等々に論文を出されている元財務官僚の村上正泰氏は、9年間旧財務省に在籍をして退職をしたと。自分は公務員になるに当たり、国民に奉仕をする、国民生活が少しでも向上する、そのために官僚になった。しかし、この間三位一体改革の中で財務省から厚生労働省に派遣されて、頭から予算を削減する。国民生活のどんな部門であっても頭から削減をする、そういう方策のもとに骨太の方針を決めざるを得なかったと。こういうざんげの気持ちと政策決定のあり方に疑問を呈して、このままでは日本はとんでもないことになると言って官僚をやめたわけですが、私はこうしたことも今の地方自治のあり

方を検証するには、大いに傾聴しながら自分たちの行く先をしっかりと見ていかなければいけないというふうに思います。

それでは、まず最初の質問ですが、南伊豆町の平成12年度から平成19年度までの普通交付税の推移、そして平成20年度の地方交付税の見込みについて答えていただけますか、これは数だけでいいです。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

平成12年度から19年度までの普通交付税の推移と20年度の見込みということであります。

普通交付税につきましては、まず平成12年度から申し上げますと、平成12年度が20億1,298万9,000円、平成13年度が18億9,063万8,000円、平成14年度が18億1,003万1,000円、平成15年度が16億7,531万8,000円、平成16年度が16億8,498万5,000円、平成17年度が17億4,873万9,000円、平成18年度が17億1,286万3,000円、平成19年度が17億5,329万4,000円となっております。そして平成20年度の見込みということですが、平成20年度につきましては、去る8月15日に県知事より通知がございまして、18億6,462万8,000円に決定をいたしました。昨年度に比べますと約1億1,000万円の増額となっております。この増額の主な要因につきましては、地方再生対策費の新設であるとか事業単価の増額によりまして、いわゆる基準財政需要額がふえたためであります。

この近年の歳出決算総額に係る地方交付税の割合を見ますと、平成15年度の34.2%を底に平成18年度には43.6%、平成19年度に至っては46.9%となっております。依然として我が町のいわゆる地方交付税への依存度は年々高くなってきております。今後も引き続きまして集中改革プランに沿った行財政改革により、経費の削減に努めるとともに歳入の確保を模索していかなければならないというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 続いて、この数字の中にあらわれていますけれども、小規模市町村に対する段階補正の影響額は結果としてどのくらいであったのか、その点を教えてください。数字だけでいいです。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

数字だけということですので、簡単に申し上げたいと思います。

平成20年度の普通交付税算定の消防費を例にとりますと、人口区分は8,000人未満から200万人超の10段階に分かれておりまして、当町は8,000人以上 1万2,000人未満に区分をされるわけであります。人口が10万人の場合は段階補正係数は1.000となり、3万人の場合は1.257、当町は1万3人ですので1.520となって、人口の少ない市町村ほど基準財政需要額にはね返ってくるという仕組みになっております。

以上、要点のみ申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 今ちょっと額ということを使ったんですけども、いいです。

今質問した平成12年度というのは、地方交付税がまた基準財政需要額がこの二十数年の中で一番高い時期であります。三位一体の改革が始まって直後の額であります。この数字に町長若干コメントをつけましたが、これまで地方交付税が減らされて自治体がやっていけないとさんざん言われてきました。きわめつけは繰り返しこの間、議会でもやってきましたが、前執行部のときに、これは一般財源ベースの財政見通しで平成16年に出されたやつですけども、平成18年度に5億5,400万の実質単年度赤字、平成19年度には4億9,000万、5億の赤字で町はやっていけない、つぶれるからイコール合併だということが物すごい勢いで執行部、そして合併推進の議員から喧伝されてきたわけであります。

今述べられた平成12年度から19年度、そして今年度のほぼ確定した見通しについては、どのように見られているのか、また、この次の質問にも数字にも関係しますが、町長は合併すると財政基盤が強くなる、これは静岡県の市町村合併推進構想でも言われていますが、この実例または実情についてつかんでいることがあれば、その2点についてお答えしていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げました、例えば普通交付税等を例にとりますと、近年は横ばいに来て、そして平成20年度見込みが既に決定しましたけれども、若干の増であるということをお知らせ

ました。我が町の場合は、やはり普通交付税に頼るところが非常に大きいわけでありまして、先ほど申し上げましたように、その依存度というのは年々率が高まってきております。そういう中でこの合併ということで今取り組んでおることについての議員の質問でありますけれども、財政的な面で考えますと、やはり我が町の場合は自主財源である税収がなかなか伸び悩んでおる、そして三位一体の改革の中で普通交付税とともに補助金の削減等も国は政策の中で今取り組んでおる。では、税源移譲はどうかというと、我が町にあってはそう一体改革の中での恩恵はほとんどと言っていいくらい受けられる状態ではないということを考え、そして国の政策的なことであるとか、我が町の将来、財政見通しを考えたときに、やはりここ1年や2年、あるいはこれが5年になるのか10年になるのかわかりませんが、当面はそういう、言ってみれば今並みぐらいでいくのかな、あるいは若干落ち込んでおるといふ、あるいは推測も成り立たないではないかもしれませんが、私は前から申し上げておりますように、この合併というのは我々としては長い目で見て、そして将来を見据えながら人口の減少であるとか高齢化であるとか、そういったことを考えながら、福祉の面で、先ほども出ましたけれども、医療の面であるとか、そういうことを考えて、今まで私は説明会でも議会でも述べてまいりましたとおりに取り組んできた経緯があるわけでありまして、事、財政の面では、今議員が申されたようなことで私も理解をしております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） これは合併して直近というとなかなかデータが出ないんですが、少し時間が前旧法のもとでの合併で決算が総務省の決算カードでも出ました。現時点でアップされているのは、平成18年度ですけれども、旧西伊豆町、旧賀茂村と新西伊豆町です。これは一番近い事例で、合併して2年の決算が出ておりますが、旧西伊豆町と旧賀茂村の地方交付税の合計額、平成12年度で23億8,500万、これが平成18年、2006年には17億4,384万、合併直前の平成16年でも、これは若干事業減らしてきて普通地方交付税の合算額は17億5,446万8,000円、17年度に西伊豆町は焼却センターをつくったために17年度の地方交付税は若干ふえて18億になっていますが、普通の場合には17億4,000万で地方交付税が減っております。

また、よく業界の中でも建設関係の方は合併すると事業がということを言われますが、合併前の中で旧西伊豆町、旧賀茂村と西伊豆町の事業の合算額で多かったのは平成14年の約15億4,200万、これが平成18年度では10億と大幅に減っております。

では、合併して財政力の指標の一つである財政力指数はどうであるかという、これまでの平均、これは西伊豆町の平均で0.37とか0.40、合わせても平成17年度で0.38、平成18年度で0.41、そういう状態であります。財政基盤が強くなるとか、あるいは地方交付税がふえているというよりは、合算額から比べると明らかに減っている。今述べた単独の町村が南伊豆町の場合に18年度でも交付税がふえている、これと明らかに逆行しております。

これは伊豆市とて同じであります。平成13年2003年の普通地方交付税、4市町の合算額は約55億6,000万あったものが、平成18年度では44億2,000万円、しかも伊豆市の場合は修善寺町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、旧土肥町を含めた非常に広い地域でありまして、現在職員数は平成18年度の決算数字で419人、合併時点で439人ですから20人減っておりますが、これは漸減しても適切な数字、人口とあるいは予算にかかわって見れば、時間かかるわけですが、ちなみに函南町という伊豆市より1,600人人口が多い函南町の職員数は242人、半分です。市街地が多い函南町と一概に比べることはできませんけれども、交付税が減って、今は3万7,000人の人口に見合った分よりは多い地方交付税、減っても多いんですけれども、しかし当たり前の人口になった場合にはべらぼうに地方交付税が減っていく。

私は合併したら財政基盤が強くなるとか、それは実例としてもうこれはあり得ない、そういうことではないかというふうに思います。

これは実例なんで、これで終わりますけれども、2つ目の質問で、平成12年度から平成19年度までの南伊豆町の地方債発行額の推移を数字だけ答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

数字だけということですので……

11番（横嶋隆二君） ごめんなさい。町長、それと の実質将来負担額比率の12年から平成19年まで、2つ一緒をお願いします、数字だけ。

町長（鈴木史鶴哉君） まず、地方債発行額の推移であります、平成12年度からの地方債発行額を順に申し上げます。平成12年度が12億2,370万円、平成13年度が11億5,240万円、平成14年度が7億5,520万円、平成15年度が10億5,140万円、平成16年度が8億3,820万円、平成17年度が4億9,880万円、平成18年度が4億2,260万円、平成19年度が2億8,960万円となっております。数字だけですと以上であります。

それから、負担比率ですね。

11番（横嶋隆二君）　そうですね。

町長（鈴木史鶴哉君）　実質的な将来財政負担比率、これを平成12年度から申し上げます。平成12年度が76.3%、平成13年度が100.1%、平成14年度が111.1%、平成15年度が150.4%、平成16年度が149.5%、平成17年度が145.8%、平成18年度が145.9%、平成19年度が130.9%となっております。数字だけですと以上であります。

議長（渡邊嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔11番　横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君）　もう一つ、下田市の基金残高、平成18年度決算、総務省のデータに載っているものの基金残高、そして下田市の平成18年度の実質的な将来財政負担額比率、これは答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君）　総務課長。

総務課長（鈴木博志君）　下田市の18年度の基金残高ですね。3億5,074万4,000円、実質的な将来財政負担額比率につきましては176.0%でございます。

議長（渡邊嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔11番　横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君）　基金残高のうち財調はどのくらいですか、下田市の。

議長（渡邊嘉郎君）　総務課長。

総務課長（鈴木博志君）　申しわけありません。基金の残高全体分しか今ちょっと数字つかんでいないものですから、台帳見ると。申しわけございません。

議長（渡邊嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔11番　横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君）　下田市の平成18年度決算での基金、財調の残高8,633万1,000円ですね。

ここで質問ですが、町長、先ほどの議論で、議論というか実数で合併すると、いわゆる旧市町の交付税の合算額よりは合併した市町の交付税は厳然として減るんですね。今法定協議会の中で新市構想、何か最近の日本人というか、新しいものをつくると何か気分も一新して、いろいろな意味の環境がよくなるような幻想にとらわれがちだと思うんですが、やっぱり今さまざまな苦境に立っている政治の環境について冒頭に申し上げましたが、そうした根本にしっかり目を向けて自分の道筋をどうしていくか、こういうところ、痛いところにしっかりと目を向けて、ここに切り込んでいく、問題点を解決していくという視点がない限り、どんな目先を変えてもこれは現状が改善しないということは、いろんな面で言えるのではないかと

というふうに思います。

法定協議会の中でいろんな新規事業が並んでいます。しかし、今言ったように平成18年度決算で合併市の中心になる下田市の財政調整基金が8,600万、松崎町はその時点で6億6,000万、河津町が8億6,000万、南伊豆町は2億4,500万、19年度の3月にはこれに5,200万プラスしておりますが。こうした状況で、しかも合併の場合に旧合併法では合併特例債という、これも問題ありますけれども、恩恵があったと。しかし、今は新規事業をやるには起債に頼らなければならないと思いますが、その点の確認。また一時的に財政が膨らんで、その財政規模のままでやった場合に、大きな市町が合算した基金やあるいは目的基金を約束が固い、あるいは制度的な約束がなければ議会の中で多数でこれが大きなところに使われてしまう、そういう懸念もあると思います。

ここで質問ですが、町長、そうした今までの流れの問題で、合併の問題で新規事業といっても起債をしなければそうした新たな事業、夢は括弧つきの夢ですけれども、できないのではないか。

こうした中で、もう一つの質問は、賀茂支援局がこの間、首長会議で地域自治組織の具体的な案を提示したということですが、この点についての確認をしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの地域自治組織につきましては、我々は首長とそして副市・町長、各合併対象1市3町でこれに県が入りまして、いわゆる勉強会ということで先般行われました。その中で、地域自治区についていろいろこういった例がある、あるいはこういったケースがあると、そういう説明を受けながら我々としては勉強会を実施したところであります。

そしてその中で出てきたのが、いろいろ先般質問でもございましたけれども、いわゆる投資的経費の問題であるとか、あるいは例えば支所等を置いた場合に、そこでもって裁量でもってある程度の額を地元のために投資できるとか、そういったいろんな具体的な例も話し合いがなされましたけれども、それらについては、今後もちろん合併協議会の場で小委員会なり、あるいは協議会の場で議論されることですので、ただ我々レベルの段階では勉強会ということで、そして今後のそれぞれの考え方についてはまちまちなわけですから、それぞれが反対すべきだということで、ある程度のそこでは方向性でもないですけれども、話し合いとしてはなされましたけれども、私はそれはその場で結論を出すべき問題ではないというこ

とを私は申し上げました。

そして、これはもちろん決定でもないし、そういう決定すべき機関でもないし、これは当然協議会の場で議論すべき内容のものであってという、私はそういう主張をしてきましたので、私としてはこのことについては協議会の場で議論をして、そして進めていくべきことであるというふうに認識をしております。

以上です。

11番（横嶋隆二君） もう一つ、合併して新規事業は起債ではないとできないこと。

町長（鈴木史鶴哉君） その起債の関係ですけれども、今言われた旧法では特例債という支援策が盛り込まれておりました。これとて借金ですから、その約30%はそれぞれの新市が負担しなければならないということになりますと、これを利用すればするほど借金がふえるわけですから、話を聞きますと、なかなか合併したところもこういった特例債は使っていないということを知っております。

そして、これが新法ではもちろん支援策としては盛り込まれておりません。新規事業を行うとなるとやはり起債が当然のことながら必要になってまいります。このことについても、ですから今行われている基本計画なりの中で財政計画ももちろん検討されると思いますので、私はそういった面での検討になると思いますけれども、起債というのはこれは借金ですから、当然それぞれの市町も抱えている借金もあるわけですので、そういったことをよくかんがみて、そして新市の中で検討されるべきではないかなというふうに思っています。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） これが、なぜこういう質問をしたかといいますと、法定協議会では新市の計画が現状、そうそう華々しくやられているわけではありませんが、いろんな計画で市町から出す、そういうことがこの間の法定協でもありました。

戻って、6月の下田市の議会で、これは同僚の沢登議員が、下田が当時病院を、今も腹には持っているとは思いますが、下田に移転すると主張していました。貯金がないのにそれを主張するその道理があるのかと、そして下田の基金はほかと比べて非常に少ない、これでどうしてできるんだ、病院に関しても。そう言ったところ、石井市長の答弁は、下田の議員さんが余り自分のところのあれが少ないじゃないかと言われるのもいかなものかと、基金が少ないから新規事業ができないということではなくて、やっぱり合併をすることによってお金の使い方が有効に生かされる、そういう方向へ考え方をしていただきたい。

これは、私が先ほど質問したことと町長の答弁、そして賀茂支援局が地域自治組織の提案をしてきた。この地域自治組織の提案はもちろん決定ではありませんけれども、自治法に基づく財産の関与はできない、管理ができない地域自治組織であります。我々も7月に水窪町などにも行って勉強をしてきましたが、旧市町の基金の管理をして、それを旧市町の町民のために使う、その管理ができる合併における地域自治組織というのは、合併特例法に基づく地域自治区でしかありません。

そうすると、今合併しても交付税は減っていく。また、下田市が自分の基金は使い果たす。ベースで30億の予算もかければ、いずれそういうふうになってくるのは目に見えていたわけですが、そういう実態。そして、旧市町の問題では、合併を進めるために県の支援局が意図的に自治法の地域自治組織を持ってきて、そうしなければ、下田市長も言っている合併によってお金の使い方が有効に生かされる。これは中心となる大きな市が、その人口なりいろいろな比率、比重でもって力を発揮できる、それが内在していると思うし、合併を進める地域支援局との思惑と一致しているというふうを感じざるを得ないのであります。

私はこれについては特にコメントは求めませんが、とんでもない状態であるし、これは先ほど数字でも出してもらいましたが、今合併して交付税が現実に近隣の西伊豆町でも伊豆市でも交付税が減っていく。財政の将来負担額比率でいうと、新西伊豆町は173.5%、これは100%が普通、とんとん、危なげない見通しであります。伊豆市が133.7%、こういう状態あります。合併していいことはない、それが数字で言えるのではないかというふうに思います。あくまでこれは数字の問題ですけれども。

さて、6番目の平成の合併第1号として特例債もあるし、お土産もあるし、そして国がPRした兵庫県篠山市の平成18年度の実質的将来財政負担額比率について、この数字と、また続けて7番目の南伊豆町、下田市、篠山市の平成18年度の実質公債費比率についてお答えしていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

実質的な将来財政負担額比率については先ほど述べたとおりであります。平成18年度の篠山市の当該比率は306.0%となっております。

なお、基礎数値について述べますと、起債残高が519億985万7,000円、債務負担行為支出予定額が7億2,097万6,000円……

11番（横嶋隆二君） 町長、簡潔な答えでいいです。

町長（鈴木史鶴哉君） いいですか、これで。

あと積立金の現在高が67億3,221万5,000円、それで標準財政規模が149億9,759万9,000円
であります。

以上です。

11番（横嶋隆二君） それと、実質公債費比率です。

町長（鈴木史鶴哉君） 実質公債費比率であります。では数字だけ申し上げます。我が南
伊豆町が12.1%、それから下田市が20.5%、それから今申し上げました兵庫県の篠山市が
17.9%であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 国が平成の合併の成功例としてやった篠山市、もう一度繰り返しま
すけれども、実質的将来財政負担額比率は平成18年度、驚くなかれ306%。これが減ってき
てこの段階です。平成15年度には380.5%。南伊豆町が町が破綻すると言って、貯金は崩す
は起債はべらぼうにやるわという前執行部のもとに、とんでもない財政執行がやられたとき
ですら150%、南伊豆町の良識ある議員は、これに歯どめをかけて箱物建設に関してストッ
プをかけてきたわけですが、よりによって特例債でやった国が宣伝した篠山市はこういう状
況。

8月10日から3週間にわたって平成大合併の今ということで特集が3週にわたって毎日曜
日に掲載されました。この中で、篠山市の課長、平成6年に定年退職した上田多紀夫さん61
歳、当時は旧篠山町職員として合併協議会の事務局長を務め、合併後は初代の市合併管理室
長についた、この方が語っている言葉です。当時は合併バブルに浮かれてしまった。合併後
の建設ラッシュ、博物館、運動公園、図書館、温泉施設、当時の上田さんは全国の市町村や
議会からの招きで約50回の講演をこなし、合併は避けて通れない、特例債で施設整備に取り
組んでいる先進地の事例を説いて回る合併の伝道師、町でも4年前、これが繰り返されたわ
けであります。

こうした中で、篠山市はどうなったのか。三位一体の改革、交付税ショックで歳入の3割
を頼る篠山市、公共事業の抑制に転じても既に遅しで、特例債の発行額は予定も含めて164
億円、上田氏は国の厳しい財政状況を考えれば、後の交付税削減はある程度予想できた。最

初から事業を絞るべきだったと、こう言っています。隣の鳥取県知事をやっていた片山善博現慶応大学教授は、国は公共事業をすれば後で面倒見てあげますよと言っておきながら約束を破った。うまい話に乗る自治体も問題だが、国の責任は大きいと指摘する。どうせ合併しなければならないなら、特例債の優遇措置があるうちに、こういうことで進んだ国が平成の大合併の第1号としてPRした、しかも2万人が視察に訪れた篠山市では合併に伴う公共事業での巨額の借金が財政を圧迫している。その数字が実質的将来財政負担額比率、現状でも306%ということであります。

これらの財政の数字で恐縮ではありますが、厳然たる事実であって、総務省のホームページからだれでもが入手をできて財政分析を行って、みずからの町のあり方、市民町民でもできる内容をこの場で確認をしたわけですが、あわせて合併するということは、地域が地域に落とす交付税を、結論的に減らしていくものではないかというふうにつくづく思います。

この篠山市の教訓に関連しますが、昨年も今年も毎年議員研修を行っておりますが、おもしろい現象があります。昨年7月町議員研修で、小西砂千夫さん関西大学教授で合併推進の人でありましたが、昨年の講演で三位一体改革には毒まんじゅうがあったと、食らったところは大変な思いをしている。これは合併をしてしまったところは大変な思いをしているということなんですね。今年の講演では、介護学者のちょっと度忘れしてしまいましたが、彼は合併については、そういう言葉で言いませんでしたが、地方あって都会があるんだと、地方、過疎地を回って講演をしておるそうです。

町長に確認をしますが、私は合併の是非ではなくて財政の使い道で、先ほど町長が南伊豆町の実質的将来財政負担額比率を答えてもらいました。町長が執行部の時代は100%以下で推移してきておりますけれども、起債と貯金の関係、こうした財政運営について特例債に関しては、先ほど特例債であっても借金だと、借金についての見解の一端を聞いたわけですが、簡単に財政運営の基本、これについて答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は財政運営につきましては、当初予算編成時等申し上げてまいりましたように、まず入るをはかりて出るを制するという基本的な考え方に立っております。したがって、我が町の財政的なこと、例えば歳入の面であるとか歳出の面、こういったことをマクロ的に見通しを立てながら、そして当初予算を編成し財政計画を組んでおるところであります。

その中で、やはり何といても、先ほどから申し上げましたように、依存財源度の高い我が町にあっては、地方交付税あるいは補助金の国の政策によって、大きくこの我々の取り組むべき行政としては内容も変わってこようかと思えます。そこで、今申し上げましたような地方交付税の推移を考えますと、今のところは何とか平年並みの推移をしてきておる。しかし、国の打ち出しておる政策は決してそういうものではないというふうに私は理解しておりますので、このまま推移するというふうには今の段階では、我々行政を担当する者としては考えられません。

したがって、では自主財源はどうかというと、自主財源も先ほどから申し上げましたように非常に難しいと。では歳出の面はというと、もう行財政改革を行って、もう削るに削り、切りに切りして、そしてぎりぎりまでほぼやってきております。これにも、よく言われますけれども、やはりこれには限界があると思えます。そういう中で我々が考えるとしたら、町の将来を考えると、今行われている合併によって行政の枠を拡大することによって、そしていろいろデメリットもありました、出てきました、議員が申されました。ですけれども、我々はやはりこの合併をするとしないを……

11番（横嶋隆二君） 町長、財政運営だけでいいですよ、財政運営。

町長（鈴木史鶴哉君） ですから、そういうことで財政面では、先ほど申し上げました財政運営については基本的な考え方のもとに立って今後も進めてまいりたいというふうに思います。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 合併の推移と絡めてやりましたが、基本的には自治体の財政運営とそのあり方の問題です。

この項の締めくくりということではありませんが、やはり教訓があります。町議会が16年、今から5年半前にイノシシの問題で視察に言った旧赤木町が合併して島根県飯南町になっております。ここは中国山地の脊梁にあるところで辺地であります。財政力は16%、この実質的将来財政負担額比率というのは317、非常に深刻です。昨年議会が視察に行った南房総市、合併しても財政力というのはふえなくて、これは38%、将来財政負担額比率というのは172.5%。

一方で、最近よくテレビでも出る葉っぱものの商売でいわゆる料理につけるつまもの商売で高齢者80歳以上のおばあさんが元気で、その町には寝たきりのお年寄りもいなくなって特

養を廃止してしまったとかいうことも出されている徳島県の上勝町、人口2,000人のところ
であります。財政力指数は0.15%、やむを得ません。山の中で孤立しているところでありま
す。実質的将来財政負担額比率は34.6%、また上勝町から峠を越えて高知県側に出た、議会
でも繰り返し紹介している高知県の馬路村、これは人口1,000人でユズの売り上げ、これを
29億円もやっているまちづくりをしているところで、ここも財政力指数は0.17%でありま
すが、実質的将来財政負担額比率は69.1%、いろいろ国の動向で制約がありますが、みずから
の足元、そしてみずからの財政状況をしっかりと見据えて、そして土地の住民とともにまち
づくりをしていく、こういうところに財政的にもしっかりとした展望が見えるし、合併に頼
って何かないものねだりをしているところの自治体が、むしろ深みにはまっている、これが
実態ではないかと。

繰り返しますが、この数字は総務省のホームページで公表している決算カードに基づいて、
その決算カードからだれでもが分析できる財政分析によって行ったもので、私はこうしたこ
とからも、数字が合併して交付税が減ることが明らかになった。こうしたことからよ
くよく物事を考えていく目を養わなければいけないのではないかと、このことを申し上げて、
次の質問に行きたいと思います。あわせて県が自主的な合併と言いながら、先ほどの地域自
治組織の問題でもそうですが、核心的なところでこれを誘導している、このことも厳しく批
判せざるを得ないのであります。

さて、次の地域保健医療計画と共立湊病院の位置づけであります。

最初の質問ですが、平成18年6月の改正医療法に基づく地域保健医療計画の見直し、静岡
県は7疾病5事業を位置づけて、今年の3月に保健医療計画の追補版を出しました。こうし
た計画の中で、共立湊病院がどのように位置づけられているのか、その点をお答えしてい
ただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

静岡県保健医療計画では平成20年3月に平成17年度からの5カ年計画の追補版が作成をさ
れました。また平成22年度からは第6次保健医療計画が数値目標等すべて見直されて公表さ
れるというふうに伺っております。静岡県保健医療計画追補版では、4疾病5事業を7疾病
5事業として医療連携体制の構築に取り組むということでありまして。それで、賀茂保健医療
圏での共立湊病院の役割でありまして、糖尿病及びぜんそくの疾患専門治療、第2次救急医

療事業の展開、それから災害時の医療での救護病院及び応援班設置病院のほか、僻地医療を担う病院としての位置づけがあります。今後も同医療圏の拠点病院として高度な医療が確保されるよう、賀茂地区医療協議会などを通じて県に指導及び支援を求めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） そうすると、共立湊病院は改正医療法の医療計画の見直しでも僻地の拠点病院たる問題であるということ。そして医師会の中ではこの賀茂医療圏の中での課題、どのような問題があるか、その点を簡単に答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

医師会の中での今言われた問題というのは、1次救急ということであります。これにつきましては、先ほどの質問でもございましたけれども、先般賀茂医師会長から医療協議会の中でのいわゆる夜間の救急対応の提案がありました。それについては先ほど申し上げたとおりであります。これらについては今後またそれぞれの市町が一緒になって協議をして、そして結果が出てくると思いますが、我々としては今応援体制を組んでいただいている輪番制であるとか、そういった面でいわゆる地元の開業医として、あるいは診療所としてそれぞれの市や町、地元には医療機関があるわけですので、いわゆるメンツが非常に大きいわけがあります。そういった面で賀茂医師会とも連携をとりながら、1次救急だけでなくいろいろな分野で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 先ほどの医療計画の問題、また医師会はこの課題は1次救急の夜間1次救急等々で大方の問題は解消されるということを、特別委員会でも聞いて確認をしてきましたが、そうすると、町長、いわゆる地域医療振興協会は厚生労働省の管轄の公益法人で僻地保健医療対策費4,700万が出されている公益法人で、非常に重要な役割をしている法人だと思います。ここがやはり2月に撤退表明をする、そしてこれは町長とも6月にやりとりをしましたが、密約ではなくて非公式な場での撤退表明をして、これを町民、地域住民に不

安を与える、この点はあってはいけないことだと私はと思いますが、その確認。そして昨日も出されました、この撤退の理事会での確認、期日を確認をしてこれを回答を求めていただきたいと、早急に。

もう一つは、2月7日付で共立湊病院の院長が撤退に関して、やりたくてもやれないとか、こういうことも書いている。この理由についても文書で出すべきではないのか。

3つ目に、こういう医療法に基づいた病院があるいは公益法人が安易に撤退をするという表明を、これは公式な確認ではないものが県議会では知事に対する質問とその答弁で、施設の移転を含めた新病院構想を1年以内に提示することを条件に運営が継続したと、こうしたことがやられていること自体が、これは遺憾なことであると思いますが、町長にその3点お答えしていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの撤退表明の件につきましては、これは病院議会でも議員のおっしゃったとおり取り上げられて、そして今事務局を命じて協会のほうへと文書をもってこれは公表するようになるといふことで、公開するようといふことで求めております。

そして、県議会云々というお話がありました。このいわゆる表明が一連のいろんな波紋を呼んでいるということでもありますけれども、私はやはりその受けとめ方ではないかと思えます。ですから、それについて私がどうこう言うことはできませんけれども、ただ今議員が言われたようなことがあったのは事実でありますし、我々はその点で管理者として協会側には申し伝えてありますし、今回もそういった行動をとっておるわけですので、その他についてはちょっとここでは私からは申し上げるべきことではないと思えますので、ご理解願いたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） もう少しで時間ですので、最後にもう一度確認ですが、町長ね、撤退の問題に関してその理事会でのいつ確認したか、あるいはその内容の提示を文書でやっているということですが、同時にそれとは別に、共立病院の院長がこれ以上やれないということも言っている、その点に関しての回答。これはなぜやれないのか、どういう問題があるの

か、その点を回答してもらい、この点を追加をしてもらいたいというふうに、公益法人の責務だと思いますので、その点の確認だけ最後にしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

その点についてはちょっと今までは出てこなかったと思います。いわゆる確認事項の中では、ですから、今回そういう今この議会でもって横嶋議員から発言がありましたので、これは病院議会として出ることになります。管理者としてなります病院議会ということになりますので、その辺をよく事務レベルで調べて、どういう形でそれが協会側へ申し出ることができるのか、ちょっとそれは検討させてください。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 地域医療振興協会の理事会には日本医師会の副会長さんも名前を理事に連ねております。こうした点からいえば、この撤退表明の問題というのは非常に日本の過疎地域医療に当たる国の政策の面からいっても、極めて重大な問題だということであり、同時に南伊豆町民の健康、生活の基盤の確立の点でも重要なことでもあります。あわせて合併や地域の存在、合併に基づく関連する自治体のあり方、これを本質を見失わないで町民の福祉そして産業の増進のために一層奮闘する、また町に対しても奮闘していただくことを求めて、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後01時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷 正 君

議長（渡邊嘉郎君） 2番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 通告により一般質問をさせていただきます。

まず、数年前から交流時代の到来ということで、国・県等はいろんな施策を展開しているわけですが、そういう線に沿って一般質問をさせていただきます。

まず1から3項目までございますけれども、その前に町長、副町長にお伺いしたいと思いますが、本町の主な産業は何だということをお考えであるかをお話をいただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 我が町は観光立町という言葉を使って私も今までいろいろ行政を進めてきた経緯がありますので、私はやはり基幹産業は観光であると認識しております。これは産業、第1次産業から第3次産業までありますが、構造的に見てもそういうことが言えるかと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） それでは、1項目の質問をさせていただきます。

皆さんご存じだと思いますが、来年3月に富士山静岡空港が開港ということになっていますが、それに対して富士山静岡空港の開港が南伊豆町にとって、現時点でどのような影響があって、それを今後どのようにとらえていく必要があるのかというようなお考えがあったらご答弁願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

富士山静岡空港ですが、これは今言われたように、いわゆる地球的な規模で人あるいは物、情報が交流をして、そして国際的な競争が激化する、いわゆる大交流、大競争の時代において、国内遠隔地あるいはアジアの主要都市を直接結ぶ産業インフラ、生活インフラとして静

岡県全体のさらなる発展を目指すことを目的として建設が進められてきたものというふうに我々は認識をしておるところであります。

そこで、富士山静岡空港の開港であります。我が町としては当然のこととして、交通手段としての選択肢がふえるわけでありますから、国内外の交通アクセスの時間短縮が期待できるものであります。また国内旅行者のほかに特に東アジア圏の観光客の流入が期待できることから、外国人との交流がふえる可能性もあり、観光の活性化、ひいては地域の活性化につながるものであるというふうに認識しているところであります。

このように富士山静岡空港の開港は、本町にとっては羽田空港と距離的にはさほどかわらないという側面はあるわけですが、町民の生活、交通の利便性の高まりとともに、新たな観光客の増加につなげるチャンスであるというふうにとらえることができると思います。

以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 本町では二、三年前にいわゆるリージョナル空港という形で南伊豆に空港をとというような形の中で町長、県等に陳情した経過があると思いますが、その中で現在国ではようこそジャパンとかビジットジャパンのキャンペーンとして、2010年に1,000万人のいわゆる日本への流入人口を構想して、先日のマスコミではその関連として経済効果が4兆3,000億ほどあるよというようなことがありました。

それで、そういう形の中で、今町長の答弁の中で東アジアという形でありますと、中華人民共和国の人口が13億、それから大韓民国の人口が約4,800万、台湾の人口が2,300万人という形で、その東アジア3国の人口の1%が日本へ観光客として流入すれば、非常に魅力的な流入人口になるのではないかと考えています。また、その東アジア3国の日本へ来る観光客は、ある見方なんです。可処分所得が日本人よりも現在は高いではないかというようなことも言われています。

そういう中で具体的に、先ほど町長の答弁の中には交通アクセスの選択肢がふえるというようなことがございましたが、現在では鉄道ですと三島から、それから熱海から、それから道路ですと沼津インターとか国道135号とかというようなものしか考えられないんですが、そういうものについて、ほかの手段としての具体的な考えというのはございますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの質問はいわゆる交通アクセスの問題だと思いますけれども、今ある陸上交通が鉄道あるいは車等のございましたけれども、それ以外に今我々としては三方を海に囲まれた町ですから、海上交通ということも当然のことながら今後は考えていくということになると思います。

やはりこの富士山静岡空港が開港するという事は、かつてないもちろんのことで、我々としてはこういった形態でどこからアジア圏からお客様どのくらい来るのかということもまだなかなか予測も難しい面もあるわけですので、そういったことをいよいよ半年後に控えて観光の面で、そういった面でも検討を加えながら詰めていきたいと思っております。

そして最初言われた、いわゆるリージョナルということと言われましてけれども、我が町としてはコムータ空港ということで、言葉は前に取り組んできておる経過がありますけれども、官民一体となった誘致を進めてきておりますけれども、今までのところはこれはまだそう特に進展もございませんので、そういったことで今できることをこの開港を控えて我々としては踏まえねばならないというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） それで次に、2番目に入りますけれども、来年3月の開港に対して今までの取り組み、今後の取り組みということで、先ほど町長が今後はということと言われたんですが、いわゆる先進地というんですか、ほかの市町の例ですと、これはあくまでも新聞報道等なんです、いわゆる神奈川県箱根町とか山梨県の河口湖町、それから静岡県では主に浜松市のほうの館山寺温泉等がいろんな各種の誘致の活動の構想を計画していると。これについては1つの例としまして、静岡県西部ですと工場が集約されていると、先端技術の工場があるよと。それから東部の裾野、御殿場周辺につきましては自動車産業の日本の有数な集積地だということで、私が聞いたところによりますと、一つのツアーの行程としまして静岡空港に降りて浜松の工場を見て、例えば館山寺に泊まって、それから先日新聞報道、2月、3月ごろですか、出ました御殿場のアウトレット、それから温泉に入って東京に行きまして、それから羽田、成田から帰るといようなコースが一番有力だといような、ツアーが有力だといようなことを聞いているんですが、南伊豆町ですと温泉とか景色等はあるんですが、これが大韓民国だとか台湾へ行きますと、伊豆半島よりははまだ景色のいいところがたくさんあるといような形の中で、いわゆる韓国ではゴルフの需要がふえて、ゴルフ場が

少ないということで、日本のゴルフ場にツアーとしてゴルフをやりに来ていると。そういうようなことがあるんですが、南伊豆町でもゴルフ場等があるものですから、そういうものの誘致を含めて温泉とか何かを誘致というような考えがありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

国内観光客誘致の具体策ですね。我が町の豊かな自然を素材としたいいわゆる着地型の商品開発と考えておるところでございます。現在までもみなみの桜であるとか菜の花まつり等の花をテーマとしたいろいろなイベント等も推し進めてきております。

そんな中で今申された国際的な観光客を迎える時代にもう入ってくるということで、今申されました例えばゴルフであるとか、そういった面での誘致ということも、当然これは今までも考えておりますし、取り組んできておりますけれども、こういったことも今後さらに誘客に結びつけていきたいというふうに考えておるところであります。

やはり重要なのは交通アクセスや着地型商品開発後の情報発信や体験モニターツアーなどの実施であるというふうに思っております。このことにつきましても、情報発信につきましては外国人を日本にどういうふうに呼ぶかと、そして国で行っておりますビジネットジャパン事業におきまして、静岡、山梨、神奈川3県の知事が訪中をして上海トップセールスの事業の展開であるとか、またようこそジャパントラベルマート事業による商談会への参加などを実施するものであります。県単独でも県知事などのトップセールスで香港、上海、台湾、韓国を訪れると同時に、韓国と台湾で観光展の実施等がなされておるようであります。

また我が町が実施しました伊豆ブランド創生事業による体験モニターツアーでは、韓国から先ほど申された差田のゴルフ場に3泊4日で迎え入れて、大変好評をいただいたところでもあります。交通アクセス面におきましては、先ほど申し上げましたけれども、富士縦貫道、こういった面でも陸路の整備を進めながら、そしてまたこれも先ほど申し上げました海上のルート等も当然のことながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 今海上アクセス、交通のアクセスの問題でご答弁いただきましたが、これは観光課長で結構ですが、平成14年に伊豆南部の市町村、その当時は市町村ですが今は

市町なんです、伊豆地区御前崎海上高速航路推進協議会というのを立ち上げまして、伊豆地区と御前崎、相良地区の観光振興とか富士山の今回の開港に向けてのいろんな流入人口を図る活動を展開しているわけなんです、その最近県の所有であるT S Lが、言葉が悪いんだけど、ポシャった関係で、これも活動は現在はないと思うんですが、その今までの活動と、それから、先日駿河湾フェリー等の運航事業者があくまでも静岡清水から土肥までの航路だよというような、ちょっと私考えととったんですが、それをいわゆる静岡清水から、現在建設中の松崎新港とか下田港に伸ばすような今後の活動というのはやられる気持ちがありますか、お聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 先ほどの御前崎の関係はちょっと担当外ですけど、今の議員が申されました駿河湾フェリーですか、この関係につきましては、今年6月19日に伊豆観光推進協議会の中の伊豆地区三港アクセスワーキングというのが立ち上がりまして、カーフェリーの利活用第1回検討会というのを開催いたしまして、そうしまして静岡空港から清水までシャトルバスで運行しまして、そして清水港から土肥までフェリーで来まして、その後一応交通3社、伊豆急行、それから東海自動車と、それから今のエスパルス、土肥へ行くフェリーですね、その3社の共同セット券というのを作りまして、今あるんですけども、それを今計画してまして、そして空港から清水に来て土肥に来てまして、それから3社のセット券ですと伊豆を回っていくというような形で、まだそういう形を今作成しておる案であります。

それで、今言われましたように、土肥でなく新松崎港ですか、そちらにフェリーがというのは、そこまでは具体的にまだ完成もしておりませんし、まだそういう題材があると思います。そこで御前崎は企画の課長にお願いしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） ただいまの谷議員の言われる伊豆地区御前崎港海上高速航路推進協議会というのがございまして、この団体でございますが、下田市を含めて当然下田市東1市5町、それから商工会議所、観光協会、東海バス、漁協、27組ほどの団体で組織しておるものでございます。この中で、今年5月29日に総会がございまして、その中でやはり富士山静岡空港のことが話題となっておりますので、その辺をちょっと報告させていただきます。

実は静岡空港は静岡県でもお客さん呼び込むというようなことで、国内から106万人、海外から36万人というようなことで県が概算を見積もっております。そういった中で、今言

ったこの御前崎の航路推進協議会の中でも出たのが、広域的な観光ルートの構築を図るために、首都圏からの誘客、また静岡空港からの誘客を図りたいと。その確立を念頭に置きながら、観光客の目線に立った行程を実施するようジェットホイルの体験乗船というのをやっております。これはたまたま今年3月3日から7日までやったんですけれども、御前崎大井川、先ほど出ていました松崎、下田に就航することになれば、当地域の経済波及効果は、はかり知れないことがあるだろうということで推察しております。

したがって、今後の課題ですけれども、このジェットホイルを定期便のような形で今後の課題として運行したらどうかというようなこともこの中で話し合われていることも事実でございます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 交通アクセスの問題がある程度日数を限られたツアーですと、一番ネックとなると思うんですが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、三島それから熱海等でいきますと、鉄道でも1時間半とか片道2時間、それからバスでもやはり同じく1時間半とか2時間と。伊豆南部へ行きますと往復4時間ぐらいの時間のロス等あるもんですから、ぜひその話を進めていってもらいたいと思います。

次に、空港開設に伴います観光インフラの整備ということで、ほかの市町村ですと最低外国語4カ国語ぐらいの看板とかパンフレットを作成して、先ほど言いましたように活動しているところがあるんですが、本町並びに賀茂地区のいわゆる南部地域の市町村ではどういう今までに活動をしているのか、今後はどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） つい先ほども申し上げられましたけれども、この今の誘客対策の第一弾としまして、町のホームページとリンクしております観光協会のホームページのまず第一弾で多言語化といたします。これについては事業費の関係でとりあえずは英語と日本語、引き続きまして多言語から出していただき、第一弾でそれを実施いたします。それに引き続きまして、多言語のパンフレットの制作も予定しております。もちろん国ですとか県の施設の案内看板等の多言語化も要望していくところでございます。

また今年度に旧厚生省薬用試験場跡地に設置の多言語の看板をリニューアルいたしまして、また波勝崎の駐車場には年多言語の観光案内看板を設置いたす予定となっております。

また、そのほかにもやはり外人が来ますと通訳の養成ですとか配置、それから病人の問題などが幅広くしていかなければならないんじゃないかなという形で考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 今のパンフレット等で多言語の紹介ということですが、中華人民共和国と台湾というのは公用語が1つとして北京語になっているものですから、この2つの国と地域については北京語で1つで賄えますし、それから大韓民国はハングルということで、この中央鉄道等の駅の看板にはそういうものがあるものですから、そういうものを早急にやっていただきたいと思います。

それで次にいきますが、外人観光客の誘致の具体策という形でお伺いします。

この外人ツアーの観光客の形態というのは、私旅行会社に知人がいるものですから、そういうものをどういう形態でということで聞きましたら、昭和30年代の日本人のツアーの形態に類似している面があるよという話の中で、伊豆の観光の全体の落ち込みが徐々にですが下がっていますよと、それについては日本人の観光客のニーズに対して対応されていない面があるんじゃないかと。1つの例として、いわゆるバブル期のツアー全盛期のころの建物、それから料理の形態等でやっているケースがたくさんありますと。そういうものは今日本の場合ですと、少人数の旅行形態になっているものですから、そういう受け入れ態勢の施設、それから意識等についてはなかなか難しい面がありますという形の中で、先ほどから申し上げます東アジア3国のツアーというのは、食事等が日本人と違まして家の中で食べるというような習慣はないようです。必ず外の屋台とか何かで食べるということで、それを置きかえますと、ホテルの食事等についてもいわゆるバイキングスタイル、ビュッフェスタイルでいいんだよと。そうしますと、材料についても人員についても少なくとも済むから、そういうものについても十分検討したらいかがですかというようなお話があったんですが、そういうものについて町でもいいですし、それから伊豆地区の観光関係者の中でもいいですが、協議をするというような考えはございますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） ありがとうございます。その辺は今言われましたようなそれぞれの国の人たちのニーズにこたえるような形で対応をしていきたいと思っております。本当にそのほかにも食事、議員がおっしゃられますように、宿泊施設、食事はもちろん、その受け入

れ態勢、先ほどから言っていますアクセス、交通機関、その他の事由ですね、それから気候だとか周辺の環境ですとか等々いろいろもろもろ条件がありますので、これはまた伊豆観光推進協議会やらを問わずご関係の会合の席にはそれらも考慮に入れて対策したいと思います。

また、そのほかにもまた南伊豆町の豊かなこの自然を素材とした着地型の商品開発を考えております。先ほども町長申し上げましたけれども、今までのみなみの桜と菜の花まつりのときの題材で花と町内巡りツアー、それから県のラウンドオペレーション事業によりまして、山つつじまつりと観光施設を結んだツアー、またアロエの花と大漁まつりツアーなどなどのメニューをつくって今まで実施してきまして、成果をおさめておりますので、今後も関係機関と協議しながらまた進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 今の答弁で詳しく答弁していただいたんですが、そういう花めぐりツアー等については国内観光客の流入ということも含めた中での当然施策ということによろしいわけですね。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） はい、そのとおりです。国内外を問わずそのような形で着地型の商品づくりを目指しまして進めていきたいなと考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 次に移らせていただきます。

次は、環境を生かしたトレーニングセンター、合宿などの誘致、その整備についてでございますが、先月北京オリンピックが閉幕して、次にロンドンオリンピックが2012年、その次に日本というんですか、東京のほうでは2016年の東京オリンピック誘致を目指して招致委員会等を立ち上げまして、ある程度官民一体になって、その運動をするというような形のものが報道として具体的に上がっています。その中で、本町は過去に町長がたしか担当されたと思うんですが、レディースマラソン等を20回ほど開催し、それから合宿等につきましては、規模は余り大きくないんですが、高校、大学生のアーチェリーの合宿所ということでたびたび新聞テレビ等に紹介された経過がございますが、現在の日本体育協会傘下の各種競技団体や、それから運動部を有する企業につきましては、首都圏近辺にトレーニングセンターや合

宿所を設けて所属選手のトレーニングを行っています。例としましては、東京の北区にアテネオリンピックの前に大ざっぱなんです、金額で470億円ぐらいをかけてナショナルトレーニングセンターというのを建設して、現在それを頂点としまして、1つの例としてサッカー協会の福島県でございますJビレッジ、それから同じくサッカー協会が静岡市の清水にあります清水トレーニングセンターや、それからラグビー合宿、いわゆる大学ラグビーの慶応だとか早稲田とか、そういうラグビー部の合宿が長野県の菅平、それから静岡県内ですと大井川河川敷のマラソンコース、トレーニングコースにしまして、そこに箱根駅伝の参加大学が合宿を張っているということで、たしかそこを具体的に合宿をしましたアジア大学でしたか、三、四年前に箱根駅伝で優勝したというような実績もあります。

また、先ほど申しましたアーチェリーの練習場としてはヤマハの孺恋にありますアーチェリーの練習場、それから先日北京オリンピックでアメリカを破って優勝しました日本ソフトボールのチームが、天城を越えました伊豆市の天城ドームでもう固定された合宿所というような形になっています。もう一つはお隣なんです、東京都の大島町に海岸線をカラー舗装しましたランニングコース等をつくって合宿とかトレーニングセンターの誘致をやっているんですが、それを踏まえた中で、陸連等に私お尋ねしたところ、南伊豆町については弓ヶ浜、往復2.四、五キロの弓ヶ浜、砂浜があるよと、それから温泉があるよと、それから個人的なものですから、皆さんにお知らせしなかったんですが、菜の花まつりのときに陸連の事務局の者を連れてこの役場の裏の花見のコースを見てもらったところ、弓ヶ浜からこの前原橋を往復すれば10キロ前後になるものですから、非常にいいトレーニングコースになるんじゃないかなというような話が出たんですが、そういうものを含めた中で、私もオリンピックに出場するような選手に会う機会があったものですから聞きましたら、砂浜というのは選手が腰やひざを故障したときには、砂浜と温泉が非常にいいですよと。それでその選手はこの弓ヶ浜を知らなかったので私はニュージーランドまで行きましたと。そういうような話がありました。もう一つは、ここには陸連の公認のスポーツドクターもいらっしゃいます。

そういう中で町としてトレーニングセンターとか合宿等の誘致というのを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

まず本町におけるスポーツ合宿であります、これはご承知のように武道館あるいは差田

グラウンド、こういったスポーツ施設を利用した学生による武道であるとか野球、サッカー等による短期合宿が春と夏に行われております。また湊地区においては、首都圏の学生による春のアーチェリー合宿が盛んでありましたが、近年では実施する民宿が減ってきてまして、今実施しているのは2軒のようではありますが、受け入れを行っている2軒程度の中で合宿件数が減少傾向にあるというふうになっております。

このアーチェリー合宿の減少の要因につきましては、今議員も言われましたけれども、首都圏近郊の千葉であるとか神奈川県において雨天でもできる専用施設が整備されてきていると。そして近くて安い経費で練習できるようになってきたということが挙げられております。

そこで合宿誘致先進地のスポーツ合宿誘致アンケート調査について調べてみましたところ、次のような結果が報じられております。まず1点目として、合宿場所は快適な気候で練習で疲れた体をいやす温泉があり、心身ともに快適に過ごせるところ、2つ目として、練習施設、宿舎については合宿に適したスポーツ施設が完備され、安価な宿泊コストであること、3点目として、合宿対象競技では野球、サッカーがトップであり、合宿誘致成功事例としては、陸上長距離が最も多いということが言われております。それから4点目として、合宿誘致ターゲットは、まず実業団、そして高校生以下の学生、大学体育会系の学生の順であって、合宿誘致成功事例としては実業団、大学生、高校生以下の順であります。

以上のアンケート結果から、本町におけるスポーツ合宿の実情をうかがえるところでもありますが、温泉であるとか、あるいは弓ヶ浜のような白砂青松の弓ヶ浜、こういった恵まれた自然環境、既存の体育施設等の有効活用を図りながらスポーツの合宿誘致を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） 今町長の答弁の中で、スポーツ合宿のアンケートという形の中で安価な宿泊施設というようなご答弁がありましたが、私もいろんな形で宿泊施設等が一番問題になるんじゃないですかというような形を聞きましたところ、一番問題なのは食事の面ではないですかというような話も出まして、その中ですと、実業団等では今は管理栄養士を全部そのチームにつけるといった形をとっている方式が多いそうです。そうしますと、先ほど大島の例がありましたけれども、大島等では合宿地というのは民宿等が多いそうですが、そういう管理栄養士の献立表、レシピをつくってくれるような宿泊施設ならもう十分ですと、むしろ

肉とかそういうものよりは、魚等のたんぱく質のほうが選手にはいいよというような返事をいただいたものですから、そういうものをぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

次に、エコツーリズムの推進という形でお伺いします。

最近ですとエコツーリズム、エコツーリズムという形でマスコミ等にそういう言葉がありますが、これは昨年の19年6月にエコツーリズム推進法というのが議員立法で成立して、本年4月から施行されているということで、庶務官庁は環境庁、それから国土交通省、農林水産省、文科省という形で多岐にわたっているんですが、この法律の成立、それから施行の背景には、今までのパッケージ型の旅行、通過型の観光を見直そうということで、本町等当てはまると思うんですが、地域の自然環境の保全等に十分注意しながら、時間をかけて自然と触れ合うような旅行の形態という形のもとに、この法律ができたと聞いていますが、それについて町長の見解をお願いしたい。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのエコツーリズムでありますけれども、今言われたように本年4月1日から施行された新しい法律であります。このエコツーリズムの推進法が成立した背景には最近の身近な環境についての保護意識であるとか、こういった高まりの中で自然と直接触れ合う体験への欲求の高まりが見られるようになってきております。このような背景からこれまでのパッケージ、通過型の観光とは異なって、地域の自然環境の保全に配慮をしながら、時間をかけて自然と触れ合う、いわゆるエコツーリズムが推進される事例が見られるようになってきております。しかし、現在は地域の環境への配慮を欠いた、単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用によって自然環境が劣化する事例も見られるところでもあります。

このような状況を踏まえて、適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定める法律を制定したというふうに認識をしておるところであります。

そして、この法律の趣旨であります。地域の自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを推進するに当たって、次の4つの具体的な推進方法を定めてエコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、観光教育の推進を図るもので、まず1つ目として、政府による基本方針の策定、それから2つ目が、地域の関係者

による推進協議会の設置、それから3つ目が、地域のエコツーリズム推進方策の策定、4つ目が地域の自然観光資源の保全であります。この全体構想が認定をされますと、1、地域資源の保護、2、立ち入りの制限、3、国が認定地域の取り組みを全国にPRするなどのメリットがあります。

このように、この法律の趣旨はたぐいまれなる自然を有する本町と相通じておりまして、自然環境の保全に配慮しながら、時間をかけて南伊豆町の自然と触れ合っていただくと同時に、創意工夫を生かしたエコツーリズムを実施をして、そして地域社会の発展を目指したいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） それでは次に、そのエコツーリズム関係に関連するんですが、南伊豆町内に存在していますエコツーリズム関連の資源の活用についてお伺いします。

静岡県内ではエコツーリズム関係の具体的な動きというのは、私が記憶しているところだと、静岡市を含めた南アルプス周辺地域で、そういうものを具体的に協議して検討しているような動きが現在あります。これは所有者がたしか東海パルプさんの所有のものだと思んですが、そういうものを具体的な協議に入っていくという動きが県内にもございます。

町内を見ますと、南アルプスほどスケールは大きくないんですが、例を挙げますと青野の東京大学の樹芸研究所の演習林とそれからできたばかりの青野のダム等の関連の地域、それから奥石廊のユウスゲ群生地と、それから石廊崎灯台をリンクさせた地域、それから菜の花ツーデーマーチ等、具体的に計画されたり実践されたりというようなものがあります。これにつきましても、先ほど申しました青野のダムと東大樹芸研究所、それから奥石廊のユウスゲと裏石廊を回ったリアス式海岸のハイキングとか、それから波勝崎園とそれから松崎町にまたがります天神原のヤマツツジ群落等を一緒にした地域のものというのが考えられますけれども、これを総合的、有機的に検討して、エージェント等に売り込むというような考え、それから新たな資源の掘り起こしというのは考えているかをお聞きしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我が南伊豆町は富士箱根伊豆国立公園であるとか、あるいは名勝伊豆西南海岸といったこ

とで指定を受け、恵まれたそして豊富な自然があるわけであります。そういう面から、今議員が個々に地名を挙げられましたけれども、このエコツーリズムが施行されて新たな法律ができたわけですから、それらの法律の趣旨に対して、そして今後町としては観光の面で取り組んでいくべきであるというふうにまず認識をしております。

今後具体的なことにつきましては、主に観光の面で考えなければならないと思いますけれども、それと同時にやはり自然保護であるとか環境保全等もちろん配慮をしながら、このエコツーリズムを新しい法律として我々も今後の取り組みの中で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

〔2番 谷 正君登壇〕

2番（谷 正君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君の質問を終わります。

南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、南伊豆町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、それぞれ委員の任期満了を控えて行われるものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、南伊豆町一条537番地、吉田明君、南伊豆町入間917番地、渋谷健二君、南伊豆町大瀬337番地、菊池國昭君、南伊豆町岩殿99番地、高橋吾市君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉田明君、渋谷健二君、菊池國昭君、高橋吾市君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、南伊豆町湊894番地の18、鈴木肇君、南伊豆町子浦1537番地、仲村清君、南伊豆町加納162番地の2、佐藤保孝君、南伊豆町下小野802番地、大野光明君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木肇君、仲村清君、佐藤保孝君、大野光明君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順に決定いたしました。

議第74号及び議第75号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第74号 南伊豆町教育委員会委員の任命について及び議第75号 南伊豆町教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第74号、議第75号の提案理由を申し上げます。

教育委員会教育委員であります岡部順之氏及び平山敏郎氏が、本年10月30日の任期満了となります。つきましては、この際ご提案申し上げました2名の方を教育委員として任命いたしたく提案いたしました次第であります。

まず、おやめになります岡部氏であります。同氏は平成8年10月31日に就任以来、3期12年間、また平山氏は平成10年9月21日就任以来、2期半10年間にわたり教育行政の進展にご尽力を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

後任であります二條の高橋和郎氏、吉祥の田代俊光氏を任命いたしたく提案した次第であります。

高橋氏は南伊豆中学校校長を退職後、社会教育委員二條区区長を務め、教育に対する豊富な経験、田代氏は吉祥院住職の傍ら、民生委員、児童委員等務められ、責任感が強く誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、両氏ともに深い見識を有しておられ、教育委員として適任であると存じ提案申し上げる次第であります。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第74号議案 南伊豆町教育委員会委員の任命について同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は同意することに決定いたしました。

採決をいたします。

議第75号議案 南伊豆町教育委員会委員の任命について同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第75号議案は同意することに決定いたしました。

議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第76号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されましたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

今回の法改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確にすること及び議員の報酬に関する規定を整理する内容となっております。

議会活動の範囲の明確化とは、議案の審査や議会の運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれることとするものであります。

また、議員の報酬に関する規程の整備とは、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたものであります。

改正法の施行日は、平成20年9月1日に決定し、新たな報酬等の支給までに報酬等に関する条例の改正が必要なため、今回上程をするものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結したいと思います。

採決いたします。

議第76号 南伊豆町議会の議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決されました。

議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第77号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町営住宅管理条例に規定する南伊豆町営住宅から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する、暴力団員を排除する排除事項等の整備を行うものであります。

詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

目次中「第5章補則（第55条から59条）」を「第5章補則（第55条から第60条）」に改める。これは59条を60条として、56条から58条までを1条ずつ繰り下げ、55条の次に1条を加えるためであります。

第6条第1号中、「以下第13条において同じ。」を、「以下同じ。」に改め、同条に次の1号を加える。第6条では、入居者の資格を定めておりますが、1号では現に同居し、もしくは同居しようとする親族についての整理を行い、さらに1号を加え、6号で、その者又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを入居資格として加えるものであります。

第12条に次の1項を加える。第12条では、同居の承認について定めておりますが、1項を加え2項で、町長は町営住宅の入居者が前項の規定により、新たに同居させようとする者が

暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならないとするものであります。

第13条に次の1項を加える。第13条では、入居の承継について定めておりますが、1項を加え2項で、町長は前項の規定により、入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならないとするものであります。

第40条第1項に次の1号を加える。第40条では、住宅の明け渡し請求について定めておりますが、1号を加え7号で、暴力団員であることが判明したときには明け渡しを請求することができるとするものです。

第50条第4号中、「第5号」を「第7号」に改める。第50条第4号では、駐車場の使用の資格を定めておりますが、条例第40条第1号から第5号に第6号を追加し、新たに加える7号までとするものであります。

次に、目次の改正を説明しましたが、第5章中第59条を60条とし、第56条から58条までを1行ずつ繰り下げ、第55条の次に次の1条を加えるものです。内容は、関係機関への意見聴取。第56条、町長はこの条例の施行に必要な限度において、町営住宅に入居しようとし、もしくは同居しようとする者又は現に町営住宅に入居し、もしくは同居している者が暴力団員であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるとするものであります。

この件につきましては、下田警察署と南伊豆町営住宅における暴力団排除に関する協定を締結する予定であります。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で内容説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第77号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決されました。

議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第78号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

当組合は昭和37年11月に静岡県市町村職員退職手当組合として発足し、以来組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、また平成18年4月より静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を統合するとともに、組合名称を静岡県市町総合事務組合に変更し、従来の退職手当の支給事務に加え、非常勤職員の公務上並びに通勤上の災害に対する認定及び補償事務を共同処理し今日に至っております。

今回の規約変更は当組合の構成団体の一部が当組合もしくは当組合で所管する事務から脱退することに伴うものであり、規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、構成組合市町議会の議決が必要となります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第78号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決されました。

議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第79号 町有地の処分についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本案件は、現在湊コミュニティセンターが存する町有地となっております湊字下條619番地の1、948.08平米を湊共有地管理会へ譲渡するものであります。

当該土地につきましては、昭和62年3月27日に湊共有地管理会への寄附金をもって当町が当時の国立湊病院より払い下げを受けたものであり、昭和62年4月20日に当町と湊区、湊共有地管理会が取り交わした覚書により、昭和72年3月27日、平成に直しますと平成9年3月27日以降、湊共有地管理会に名義を変更するとあります。

以上の経緯を踏まえ、湊共有地管理会に土地の譲渡をするものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第79条の内容説明をさせていただきます。

提案理由にありましたとおり、本件土地につきましては、もとより湊コミュニティセンター、今建っている土地でございます。町が62年3月27日に寄附金をもってとありましたけれども、湊共有地管理会が当時5,024万円の寄附を町のほうにしてございます。62年4月20日、湊区と湊共有地管理会と交わした覚書によりましてと提案理由にもございましたけれども、昭和72年3月27日、つまり平成9年3月27日以降というので、かなり時間は経過いたしておりますけれども、覚書のとおり湊共有地管理会に無償譲渡するものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第79号 町有地の処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決されました。

議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第80号 町有地の処分についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本案件は、現在町防災倉庫、防火水槽が存する町有地となっております湊字二本松894番19、245.44平方メートル、894番29、92.13平方メートル、894番45、175.85平方メートルを湊共有地管理会へ譲渡するものであります。

当該土地につきましては、平成4年12月25日に湊共有地管理会の寄附金をもって当町が当時の国立湊病院より払い下げを受けたものであり、平成4年12月25日、当町と湊区、湊共有地管理会が取り交わした覚書により、平成14年12月27日以降、湊共有地管理会に名義変更をするとあります。

以上の経緯を踏まえ、湊共有地管理会に土地の譲渡をするものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議題80号の内容説明をさせていただきます。

本件土地は湊のロイヤルホテルさんの浜寄りというんですか、海岸の道路から一歩手前の

道路の交差点のところ、そこに接する土地でございます。もう一つの部分としては、その駐車場を挟んだ土地でございます。これも前件と同様、国立湊病院からの払い下げを受けるに当たりまして、湊共有地管理会から寄附金をもってということありました。当時の金額として、6,270万円の寄附金がございます。この案件も覚書期限を過ぎているため、覚書のとおり湊共有地管理会に無償譲渡するものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

2番（谷 正君） 総務課長にちょっとお聞きしたいんですが、この湊の土地の関係では、ここ何かちょっとわからないんですが、現地と公図と違う土地があるというようなことを聞いたことがあるんですが、この土地については現地と公図は合っておるということですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。私も海岸のほうは結構かなり違うというふうにお聞きをしているんですけども、その通りから一步村中に入った土地でございます。現に国立湊病院の官舎があったところですかね。そのところ、今現に防火水槽ともう一つの部分は防災倉庫があるというところで、公図と現地とは合っておるのではないかとということでございます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議第80号 町有地の処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決されました。

議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第81号 町有地の処分についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本案件は、現在伊浜簡易老人憩いの家が存する町有地となっております伊浜字上ノ山1287番2、315.03平方メートルを伊浜区へ譲渡するものであります。

当該土地につきましては、旧伊浜村所有地で6カ村合併前に伊浜区として所有権を確認すべきところ、訴訟手続上、現在は当町名義としたもので、平成15年4月16日に当町と伊浜区が取り交わした覚書により平成20年3月5日以降伊浜区長等関係者に名義を変更するとあります。

以上の経緯を踏まえ、伊浜区に土地の譲渡をするものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議第81号の内容説明をさせていただきます。

本件はちょっと先ほどの2件とはちょっと違ひまして、今現在伊浜管理老人憩いの家が建っている土地でございます。この登記簿謄本によりますと、この所有者として知格舎という

名義がございました。これは表示登記のみで保存登記がされていなかったというので、地元の伊浜区としては以前から非常に困っていたという土地でございます。そうした経緯の中で、原告を南伊豆町、この地番自体が伊浜区の簡易老人憩いの家と現在普照寺というお寺さんが建っている地番でございます。その土地を知格舎という住所地不明の被告という形で相手どって、南伊豆町と普照寺が原告になりまして裁判を起こしました。その裁判のこれは平成15年1月31日に起こしまして、原告、被告については今申し上げたとおりでございます。

この認諾調書、裁判の確定したものでございますけれども、これをちょっと読ませていただきますと、この現在、知格舎なる人物、組織、団体等は存在していないものだという部分で、伊浜地区の古老のお話によりますと、昔伊浜地区に小学校が設立をされた。その名称が知格舎だったということです。登記簿上はこの「格」という字になっているわけでございます。これが昭和6年に伊浜小学校が編さんした我が郷土という資料が残ってまして、この冊子が残ってまして、それを証拠に、明治6年に伊浜地区に小学校が設立された、それを知格舎と称した。明治16年まで市之瀬小学校の分教場と、それからどんどん変わってまして明治6年妻良小学校に合併されて伊浜学舎となる。それから明治19年から妻良小学校の伊浜分校、明治23年に三浜村尋常小学校伊浜分校と、代々学校としての名前が変わっていったということです。

この本件土地は上記いずれかの時期にもと知格舎の学校用地となっていたということで、その関係で登記簿上、当時所有者として知格舎という記載がなされたものではないかということです。この知格舎という部分ですけれども、もともと個人所有ではなくて、当時の伊浜区として、30年7月31日南伊豆町になったわけですけれども、の所有と、いわゆる属する土地であると推定されるということで、これが結構かなりの部分ありますけれども、それが裁判で認められて認諾という形になりました。

この15年3月、1月31日にその裁判で認諾されたわけですけれども、覚書をこれについても結んでございます。この土地、これは1287番地の2ということで、全体では1287番地ということですが、簡易老人が建っているところの部分について315.03平米でございます。この土地が伊浜の簡易老人憩いの家用地として使用するものと。この裁判の認諾調書のとおり、旧伊浜村の所有地で6カ村の合併前に伊浜区として所有権を確認すべきところへ、未確定のまま今日まで来た。訴訟手続上、現在はこの南伊豆町名義にしてあるものだが、平成20年3月5日以降、伊浜区長等の関係者名義に無償で変更するものとするという覚書を町長と伊浜区長と15年4月16日に結んでございます。

この案件も先ほどと同様、この覚書の期日が過ぎているものですから、今回無償で伊浜区に譲渡するという形で提案をさせていただきました。

どうぞ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結をいたします。採決いたします。

議第81号 町有地の処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

議第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第82号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）であります。補正予算額9,050万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,630万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、平成20年度の人事異動に伴う人件費の更正と、住民税を年金から特別徴収するシステム改修等委託料454万7,000円、定住交流居住事業委託料56万5,000円、住民税等の所得変動に係る還付金1,301万2,000円、国保会計保険基盤安定繰入金728万4,000円、後期高齢者医療事務の療養給付費負担金623万6,000円、石垣りん文学記念室建設関係費を1,570万1,000円と、基金積立金1,437万1,000円の増額であります。

歳入の主なものは、民生費県負担金の国保会計保険基盤安定負担金460万8,000円と、県税徴収費委託金403万円、数値確定による権限移譲事務交付金18万8,000円、また石垣りん文学記念基金寄附金1,437万1,000円と、その中から記念室建設のための繰入金1,200万円と補正予算の財源として前年度繰越金5,302万7,000円を増額をいたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議の上、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議第82号の内容説明をさせていただきます。

初めに、21ページをお開きください。

歳出から申し上げます。2款総務費、1項総務管理費です。一般管理事務です。114万6,000円の減で2億9,382万8,000円とするものでございます。

2節、3節人件費でございますけれども、今町長が申しあげましたとおり、人件費につきましては、人事異動に伴う更正でございます。以降省略をさせていただきたいと思っております。

なお、給与費の明細書につきましては、48ページと49ページでございます。ごらんになっていただきたいと思っております。

19節の負担金補助及び交付金でございます。各種補助金で48万円の増でございます。これが社会福祉協議会への補助金の増でございます。社会福祉協議会の臨時職員の部分と、あるいは水道光熱費等々の費用の増額でございます。

48の基幹業務電算事務でございます。459万8,000円で4,160万2,000円としたいものでございまして、13節の委託料で特別徴収制度対応システム改修及び審査システム導入委託料、これが住民税の年金からの特別徴収部分のシステム改修の委託料で454万7,000円でございます。

49の情報系業務電算事務でございます。126万円の増加で815万8,000円としたいものでございます。備品購入費、機械備品126万円です。職員用情報系のパソコンの購入7台分でございます。

60事業で地域づくり推進事業です。117万9,000円で7,387万3,000円としたいものでございます。

1節、9節に関しましては、合併推進委員会の委員報酬と費用弁償でございます。5人分、12回分を一応計上させていただきました。

次のページです。

委託料でございます。南伊豆町定住交流居住事業委託料56万5,000円です。昨年ワークショップ等をやりました。事業で本年度体験モニターツアー、バス1台分の事業をやりたいという形で56万5,000円を計上させていただきました。

次のページでございます。

2項徴税费です。82の賦課徴収事務で1,303万3,000円の補正で2,180万1,000円としたいものでございます。

23節償還金利息及び割引料、町税還付金が1,301万2,000円でございます。住民税のその所得変動による還付金1,231万2,000円等でございます。

27ページに進んでください。

3款民生費、1項社会福祉費です。170の社会福祉総務事務です。336万円補正で5,240万6,000円とするものでございます。

13節の委託料です。石廊崎埋葬地掘り起こし委託料です。37万3,000円。石廊崎の上のジャングルパーク手前に無縁墓地がありまして、町の。その掘り起こしをしようという形で委託料37万3,000円を計上いたしました。

171の障害者（児）福祉事業です。479万円補正の1億866万4,000円としたいものでございます。

23の償還金利子及び割引料です。国県支出金返還金477万円です。自立支援医療費更生医療分でございます。

次のページです。

172の保険基盤安定線出金です。728万4,000円補正して3,719万9,000円とするものでございます。728万4,000円でございます。

173の障害者（児）地域生活支援事業13万3,000円補正し、1,947万6,000円としたいものでございます。

役務費でございます。成年後見人申し立て関連諸費手数料13万3,000円でございます。町長申し立てによる鑑定料等の諸手数料分でございます。

29ページでございます。

188の後期高齢者医療費事務です。635万2,000円補正し、1億3,822万1,000円とするものでございます。

19節で療養給付費負担金623万6,000円です。後期高齢者医療給付費の請求額の決定によるものでございます。

32ページに進んでください。

4款衛生費、2項清掃費でございます。下の261焼却施設維持事業です。731万9,000円補正し、8,810万5,000円とするものでございます。

7節の賃金、臨時作業員賃金196万4,000円と、需用費です。これ燃料費で195万1,000円、灯油等の値上がりによるものの補正でございます。

次のページの南部衛生プラント組合負担金です。これも122万円補正の6,020万円とするものでございます。プラント組合のプラントの燃料費の高騰によるものでございます。

34ページ、5款農林水産業費、1項農業費です。288の農業振興事業で223万9,000円、848万1,000円とするものでございます。

13節委託料で、吉祥農地管理業務委託料23万9,000円の補正で、伊豆急から寄附のございました土地の管理委託料23万9,000円計上させていただきました。

その下の県単独農業農村整備調査費の負担金です。200万円です。県営の海岸保全、伊浜地区の施設修繕でございまして、伊浜の海岸保全施設が堤防の波返しの老朽化ということで、調査費2分の1の負担200万円でございます。

37ページ、3項の水産業費です。335の漁業集落排水事業特別会計繰出金117万円の補正でございます。同じく337の入間漁業集落排水事業50万円の補正でございます。これは施設修繕料50万円ですけれども、脱臭ファンの取りかえでございます。

次のページです。

6款1項商工費でございまして、真ん中辺の358観光振興事業です。252万円の補正で2億7,630万1,000円とするものでございます。

15節工事請負費、長津呂遊歩道の手すり取りかえ工事80万円です。転落防止さく21メートル分を計上させていただきました。

続きまして、その下の負担金補助及び交付金でございます。観光交流館給水負担金131万円でございます。観光交流館の水道管、1口新規の引き込み負担金でございます。40ミリの負担金でございます。

下の366環境美化推進事業30万6,000円の補正で、243万7,000円とするものでございます。委託料で歓迎塔、公園樹木剪定委託料30万6,000円です。石廊崎の亜熱帯公園の桜とヤシの伐採をしたいものでございます。

次のページです。

7款土木費、1項土木管理費、土木総務事務で158万5,000円の減額で、3,835万7,000円としたいものでございます。

19節です。木造住宅耐震補強助成事業費補助金20万円、同じく木造住宅補強計画策定事業費補助金9万6,000円です。これは倒壊ゼロの関係で高齢者割り増し分の1棟分を見込みました。その計画策定部分も含めまして両方計上させていただきました。

次のページでございます。40ページです。

5項の都市計画費です。421の公共下水道事業特別会計繰出金です。46万8,000円の減額で2億6,306万8,000円としたいものでございます。

43ページ、9款教育費、2項小学校費です。小学校管理事務でございます。279万8,000円補正し、1億1,261万6,000円としたいものでございます。

12節役務費です。機器等運搬料19万6,000円です。これ南崎小から統合により、竹麻小学校に引っ越し部分でございます。ピアノとかそういった部分です。

19節の負担金補助及び交付金です。学校統合記念誌作成負担金73万5,000円です。南崎小学校の閉校記念誌及び東小学校の開校記念誌、南崎小学校は450部、東小は250部の予定でございます。

次のページをお開きください。

4項の幼稚園費です。幼稚園事務で339万8,000円補正し、3,520万4,000円としたいものです。

15節の幼稚園補修工事費65万5,000円です。グラウンドの整地と砂場の補修工事でございます。

次のページです。

5項の社会教育費です。一番下の518の図書館の管理運営事務です。3,028万7,000円の補正し、4,815万5,000円としたいものでございます。

1節と9節、報酬等旅費につきましては、図書館協議会の委員報酬3回分を見込みました。そのほか12節から15節の間、これが行政報告で報告したとおり、石垣りんの文学記念室の関係諸費用でございます。1,570万1,000円です、合計で。工事請負費は1,345万6,000円でございます。木造平屋建て35.13平米の増築の部分でございます。

次のページです。

25の積立金です。石垣りん文学記念基金積立金1,437万1,000円でございます。

続きまして、9ページへすみません。

歳入でございます。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目で農林水産業費分担金です。25万円補正し469万5,000円としたいものでございます。入間漁業集落排水事業の地元分担金でございます。

次のページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料です。6目の教育使用料です。28万5,000円補正し、368万2,000円としたいもので、保健体育使用料です。武道館使用料、社協分です。28万5,000円の使用料をいただく形で、行政財産の使用料、年額計算しますと57万900円となりました。10月1日からの使用という形で6カ月分、28万5,450円ということでございます。

13ページでございます。

16款県支出金、1項県負担金です。1目の民生費県負担金です。460万8,000円補正し8,018万8,000円です。国保会計基盤安定負担金でございます。

15ページをお願いします。

16款県支出金、3項委託金です。4目の権限委譲事務交付金です。18万8,000円を補正し306万1,000円としたいものでございます。権限委譲事務交付金数値が確定いたしました更正でございます。24事業でございます。18万8,000円の補正です。

次のページでございます。

18款1項寄附金です。4目の教育費寄附金です。1,437万1,000円補正でございます。石垣りん文学記念基金寄附金でございます。これが66人分の寄附金でございます。

次のページです。

19款繰入金、2項の基金繰入金、1目の基金繰入金で1,200万円でございます。石垣りん文学記念基金の繰入金が1,200万円です。この記念室の建設費用に充当するためのものがございます。1,200万円でございます。

次のページでございます。18ページです。

20款1項1目繰越金です。5,302万7,000円の補正で1億8,839万円としたいものでございます。前年度繰り越しでございます。これは今回の補正の財源でございます。

次のページです。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入です。71万4,000円を補正し、5,074万2,000円としたいものでございまして、下の静岡縣市町村振興協会定住交流居住助成金56万4,000円、先ほど説明しました体験モニターツアーの助成金で、これは静岡縣市町村振興協会からの助成金でございます。

申しわけございません、5ページにお戻りください。

5ページ今回の補正の債務負担行為の補正でございます。事項として自動体外式除細動器(AED)集落設置推進事業費補助金です。期間が21年度から25年度まででございます。限度額は35万1,000円で、事業予定額は42万1,000円、うち20年度の支出予定額は7万円ということでございます。これにつきましては、天神原と中木区、AEDの補助金の申請がありまして、補助をするという形で5年間、60カ月分のリースでございます。

次に、8ページをお願いします。

歳出合計が41億8,579万9,000円です。補正前の額です。補正額は9,050万4,000円です。合計で42億7,630万3,000円でございます。補正額の財源内訳が特定財限で、国県支出金が987万2,000円、その他2,762万円、一般財源が5,301万2,000円でございます。

以上、内容の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長(渡邊嘉郎君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） ちょっとお聞きしますけれども、22ページのコミュニティ施設整備補助金、内容はどのようなものか、これを1点説明いただきたいと。

それから、34ページ、288事業の13節吉祥農地管理業務委託、これは町で補助を受けるといふことをお願いしましたように草刈りをやってくれるということで非常にこれはよいことです。この内容はどこらやるのかということをお教えいただきたいのと、今まで伊豆急行が所有地のとき、毎年たしか2回ぐらいやっていたと思うんですけれども、その部分を2回やる予算かどうか、その辺も1点教えていただきたいと思います。

それから、これに関連して、町有地で大分道路に面してというか、136号沿いに差田のグラウンドの続きの土地、これは町で買収して今残土利用だとか、それから全然手つかずで全くありますし、非常に道路沿いですし、見た目も余りよくないし、前々執行部と前執行部の負の遺産と言われぬように、町長ぜひあそこの管理も今後検討していただきたいというふうに思いますので、それをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） コミュニティ施設整備事業の補助金の関係ですけれども、実はこれに関しましては、毎年当初予算で決めるべき補助金ですけれども、今回平戸の公民館の関係で至急のあれが、要するに屋根が漏るというようなことで要望が出ています。私どものほうで今まで補正とかそういうのは正直なところやったことがないというようなことで、いろいろ検討をしたんですけれども、過去の状態、つまり平戸区につきましては、ここ数年正直なところコミュニティの申し込みがありませんでした。そういった中で、いろんな意味で判断しまして、今年の当初予算でもつけていなかったと、正直なところそのときは既に漏っていたと。ところが区長さんが気がつかずにそのまま来たというようなことで、緊急やむを得ないというような判断で今回補正させていただくと、こういうことになりました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 288事業の吉祥農地管理業務委託料でございますけれども、これは先般吉祥農地管理会の方々と現地を視察しまして、議員が申されました国道沿いです。それからゲートボール場の付近、それから神社の奥、これ大体1万3,000平米ですか、という形になっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） この辺に関して関連というかあれなんです、町有地いろいろございます。それで有効活用できるところが大分あると思うんです。この吉祥の今の土地にしましても、ぜひ有効活用を図るよう、先ほど定住促進ではなくて定住何とか事業、これなんかの関連もありますので、ぜひここらを推し進めていただいて。

それともう一つは、町有地の有効活用をするための委員会みたいなものの設置もぜひ町長、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 今の質問の中に、1回か2回ということと、それと差田のところの町営グラウンドのところの質問があったと思うんですが、その答弁も一緒にお願いをいたします。

産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今回のこの23万9,000円は、これで1回分です。

差田のグラウンドのほうは、先ほどの本当は球場のほうは委託しておりますけれども、手前側の差田地区とグラウンドの管理につきましては、現場を調査しましてまた検討してみたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 今課長が言われるように、そこの差田のグラウンドはもうもちろん整備されているんだけど、あれから差田の地区のほうへかけて非常に荒廃していて、今残土処理場みたいにもなっていますけれども、非常にイノシシだとかそういうものが出てきて、また地区の人たちがやっぱり高齢化なものですから、自分たちで草刈りだとかそういうものはできないというような話も差田のほうからありますので、ぜひその辺も、それ国道沿いですので、先ほど申し上げたように、やはり町有地でもあるしぜひいい検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 46ページの石垣りん文学記念基金積立金1,437万1,000円、これは基金というか寄附がこれだけ集まって、これをそのまま積立金にして、工事費は1,345万という

のは町のほうで出しているという考え方でよろしいわけですか、ちょっとわからないので。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 46ページの1,437万1,000円は寄附があった分を基金のほうへ積み立てる部分の積立金でございます。それで、そのうち経費として先ほど私、記念室の関係費用が1,570万1,000円かかりますよと申し上げましたけれども、その前の45ページ、この財源として、この基金から1,200万円を繰り入れるという形でございます。ですから、残りとしては237万1,000円まだ基金のほうには残りますよという形になりますね。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 多分そうではないかなとは思ったんですけれども、同じ補正予算の中で、例えば基金に積み立てて基金から取り崩すということは可能なんですか。

そうですね。わかりました。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

清水清一君。

6番（清水清一君） 石垣りんの話はよい話で私は別の話を今日聞きたいと思います。

27ページでございますけれども、石廊崎埋葬地掘り起こし委託料ということで載っていますけれども、多分石廊崎に掘り込んだ方を別の所へという話だろうと思います。それをまた掘り起こしてやろうという話なんですけれども、それを何体ぐらいあって、掘り起こした仏様をどこへどうしてしまうのかということと、その土地はどこの土地であったのかということをお伺いしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 石廊崎の埋葬地掘り起こし委託料の関係ですけれども、今議員が言われるように、40年代身元不明の遺体を埋葬してあります。17体あります。それにつきまして、地元のほうからもいろいろ要望等がありまして、何とかできないかと。その何とかできないかが掘り起こしをし、ちゃんと葬って行えるという1点と、もう少しその地を整備したほうがいいんじゃないかという2点があったんですが、それが石廊崎の四十数名の共有名義の墓地になっております。その周りがいろいろあります、岩崎産業の土地で囲まれているというような土地でありますので、この際掘り起こしをし、火葬をし、お骨にして無縁墓地へと保管したいという計画を立てました。それに伴って委託料で予算を設けるということでございます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 私からでは若干補足説明をさせていただきます。

実はあそこの無縁墓地は流れが職員のころ石廊崎で水死しておられた、いわゆる自殺等でなくなられた方をあそこへ一時仮に埋葬しました。そして関係者が来ると、それを掘って確認してもらったりして、掘ったり埋めたり掘ったり埋めたり的那种な墓地であります。それが何回かもう多くなって、そして今、慈雲寺、伊古奈のホテルの近くに何年前ですか、無縁の箱をつくりまして、そこで今は葬っておりますけれども、そういう中で今回石廊崎からそういう申し出があって、これを全部掘り起こして、そしてあそこを整備したいということでありまして、その掘り起こした遺体は今下田の火葬場で焼くということで、実は先般管理者の石井市長に申し入れて、これはぜひ無料でやってくれと、そして焼いた後の始末は、あそこに無縁のそういった墓がありますので、そこへ入れてくれということで了解をとっておりますので、そういったことで処理したいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第82号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決されました。

議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第83号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳出につきまして、総務費を増額し、それに対応する歳入として繰入金を充てる内容でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を増額をして、歳入歳出予算の総額を1億2,779万2,000円とするものであります。

なお内容につきましては、TKC後期高齢者医療システム改修委託料であります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議第83号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔「議長、提案説明が違っています」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 失礼いたしました。

提案説明をもう一度お願いをいたします。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 失礼いたしました。

議第83号 南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

本案は、7月の本算定実施に伴い、歳入では国庫支出金1,549万6,000円、県支出金を301万8,000円、繰入金を728万4,000円、繰越金を1,772万3,000円及び諸収入を132万1,000円増額して、国民健康保険税を2,065万6,000円、療養給付費交付金を128万1,000円、前期高齢者交付金を1,427万2,000円減額するものであります。

また、歳出では諸支出金を1,230万5,000円増額し、後期高齢者支援金等を4万4,000円、前期高齢者納付金等を17万2,000円、介護納付金を345万6,000円減額するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ863万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,906万4,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

大変失礼をいたしました。深くおわびを申し上げます。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第83号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決されました。

議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第84号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、議第84号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ362万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を8億1,948万5,000円とするものであります。

内容につきましては、歳出では平成19年度の保険給付費の確定に伴い、国県負担金等返還金362万8,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、平成19年度実績に伴い、国・県補助金の精算交付金として2,000円、前年度繰越金が確定し362万6,000円を償還金の財源とするため追加するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決されました。

議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第85号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出につきましては、総務費を増額をし、それに対応する歳入として繰入金を充てる内容

でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,779万2,000円とするものであります。

なお、内容につきましては、TKC後期高齢者医療システム改修委託料であります。

ご審議のほう、よろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 補正そのものは大変小さいのですけれども、ご承知のように後期高齢者医療制度というのは国民の中から猛反発を受けている制度であります。高齢者を差別するひどい制度を廃止する、そういう方向で考えているということで反対の意思を表明いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結をいたします。

採決いたします。

議第85号 平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決されました。

議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第86号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

下水道会計補正予算は、人事異動による人件費の更正であり、歳出予算のうち公共下水道建設費用4万円減額し、総務管理費を42万8,000円減額するものであります。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を46万8,000円減額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結をいたします。

採決いたします。

議第86号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決されました。

議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第87号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第87号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

漁業集落排水事業補正予算は、老朽化したマンホールポンプ2カ所の修繕費で、歳出予算のうち総務管理費の施設修繕費を234万円増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、漁業集落排水事業費受益者分担金を117万円、一般会計繰入金を117万円増額するものであり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,583万1,000円とするものであります。

どうぞご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結をいたします。

採決いたします。

議第87号 平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決されました。

議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第88号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第88号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、人事異動による人件費の異動のほか、簡易水道等の薬品費及び水道施設改良費の工事請負費が主なもので、収益的収支予算につきましては、営業費用を120万2,000円増額、営業外費用を34万6,000円増額し、また建設改良費を762万5,000円減額するものであります。

詳細は、上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議第88号の内容についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出のご説明をいたします。

1 款水道事業費用154万8,000円増額し、2 億7,776万7,000円とするものであります。内訳としまして、1 項営業費用、3 目総係費を102万6,000円増額し4,043万6,000円とするもので、1 節の給料、2 節手当等、5 節法定福利費につきましては人事異動によるものでございます。

20節の保険料3万2,000円は原動機付自転車の自賠責共済費用でございます。

4 目簡易水道等費を17万6,000円増額し4,284万4,000円とするもので、5 節の法定福利費2万4,000円は更正減でございます。

15節の薬品費20万円は、幸田の簡易水道で炭酸ガスを使うものですから、その不足分でございます。

2 項営業外費用、3 目消費税を36万4,000円増額し、336万4,000円とするもので、36節の消費税でございます。

次のページをお開きください。

次に資本的収入及び支出のうち支出でございます。

1 款資本的支出を762万5,000円減額し、1 億4,152万7,000円とするものでございます。

1 項建設改良費のうち1 目水道施設改良費を762万5,000円減額し、8,060万4,000円とするもので、5 節の法定福利費2万5,000円は更正減でございます。

11節の委託料は840万円の減で、内容としまして水道ビジョンを1,300万円の減、水道台帳管理システムを460万円増でございます。

50節工事請負費は80万円で、町道成持牛込線の配水管布設がえ工事でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

4 番（稲葉勝男君） ちょっとお聞きするんですけども、地域水道ビジョンというのは内容的にはどんなものでしょうか。私も水道課やったけど、その当時あったのか。これが1,300万減額というのはどういうあれだか、内容をちょっとお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） 地域水道ビジョンというのは、厚労省のほうで平成20年度までにその市町の水道をどういうふうにするか、どのような方向に持っていくかということをつくって、県と厚労省のほうへ出せということでございました。それで、うちの賀茂郡、下田も入れて1市5町の担当課長の中では、これは各市町でつくっても合併すると、またそこで作り直せということになるので、そういう合併とかそういうものがはっきりするまで待ってこないかということで、18年度から出てきた話なんですけど、延び延びになっていたわけですが、県のほうでどうしてもつくらなければだめだということになったものですから、各市町で腰を上げるというような形になります。

〔「やったんで、1,300万円ほど減額されたのですか」と言う人あり〕

上下水道課長（小坂孝味君） いや、これは各市町でうちのほうも当然そうですけれども、予算を作るときに見積もりをとって予算を組んだわけですが、予算のときにはその見積額をもとに予算を決めました。それから後、実施設計をつくる段階で、例えば打ち合わせの回数だとか、そういうやらなくてもいいような問題もあったものですから、そういうものを精査した中で、実施設計を組んだところ、設計額が下がりました。それでまた工事とは違って入札をやった結果、委託の入札だものですから、請負比率的にかなり安い金額で契約ができたので、そういう中でこれだけの金が浮いてきたという、そういうことです。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） もう一点、申しわけないです。

水道台帳管理システム、これ460万、これは全部上水道の台帳ですか。

議長（渡邊嘉郎君） 上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） これも当初考えていたわけなんですけど、簡水も含めて、今東電あるいはN T T、民間企業、いろいろ水道管がどこに埋設されていると、調査に来てもなかなか一つのものになっていないものですから、極端にいうと掘ってみなければわからないよというような、そういう状況になっています。また、当時担当した者の頭の中に入っているとか、そういうものがあるものですから、それをだれでもわかるような形にしておいたほうが、例えば調査に来てわからないから後にしてくれとか、そういうのがサービスの低下になるものですから、そういうことも全部考えまして、台帳をとりあえず今ある資料をもとにつくったほうがいいではないかということで計画を……

4番（稲葉勝男君） 上水道も簡易水道もですか。

上下水道課長（小坂孝味君）　そうです。

4番（稲葉勝男君）　わかりました。

議長（渡邊嘉郎君）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第88号　平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

これをもって本日は散会をいたします。

散会　午後　3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成20年9月12日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第 90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第 91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第 93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第 94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第 95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第 96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第 97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第 98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第 99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開議 午前10時00分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

議第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

議第89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、議第89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についての提案理由を申し上げます。

平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額41億9,013万7,160円、歳出総額38億9,546万6,668円で、歳入歳出差引残金2億9,467万492円で、実質収支も同額となりました。これを平成18年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては2億2,611万4,005円、5.1%の減、同じく歳出につきましても2億8,084万3,302円、6.7%の減となりました。

平成19年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮し、歳出削減に努めつつ、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具現化に努めますとともに、その執行に際しましては計画的、かつ効果的な執行を心がけてまいりました。

本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

なお、決算の内容につきましては会計管理者より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡邊幸雄監査委員。

〔監査委員 渡邊幸雄君登壇〕

監査委員（渡邊幸雄君） 監査委員の渡邊でございます。

平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の審査結果をただいまから報告いたします。

平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算意見書。

1、審査の概要。

（1）審査の対象、平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

（2）審査期間、平成20年7月16日から平成20年8月11日。

（3）審査の方法等、南伊豆町一般会計歳入歳出決算書、南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、主要施策の成果を説明する書類、その他説明のために提出された関係書類。

2、審査の結果。

平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算については、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適正、かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

（1）一般会計決算及び財政状況。

一般会計決算収支及び概況、別表1を見ていただきたいと思います。

歳入については41億9,013万7,000円で、前年度比マイナス2億2,611万4,000円で、94.9%であった。歳出については38億9,546万7,000円で、前年度比マイナス2億8,084万3,000円で、93.3%であった。また、実質収支は2億9,467万円で、実質単年度収支は1億1,681万5,000

円黒字となった。

次に、 歳入決算状況。

一般会計の款別決算額は別表 2 のとおりである。調定額合計は43億3,081万1,000円、収入済額合計は41億9,013万7,000円であり、調定額に対する収入済額の割合は96.75%で、前年度より0.01ポイント下がった。

次に、町税です。

町税全体の決算額は 9 億7,639万2,000円で、前年度と比較すると8,509万9,000円増加した。増加したものは、町民税7,939万2,000円、固定資産税1,472万3,000円、軽自動車税72万9,000円であり、町民税の増加は税源移譲によるものが大きいと思われる。

また、減少したものは、町たばこ税マイナス157万5,000円、特別土地保有税マイナス103万円、入湯税マイナス714万円である。

町税の収納状況。

町税の収納状況は、別表 3 のとおりです。町税全体の収納率は87.76%で、前年は86.16%、前年度より1.60ポイント上昇している。現年度分の収納率はほぼ前年並みであるが、滞納繰越分の収納率は5.29ポイント上昇した。

町税を除くその他の収入。

別表 2 により前年度と比較をしてみますと、科目別で増加している主なものは、地方交付税5,405万2,000円、繰越金3,211万2,000円、分担金及び負担金490万3,000円である。減少しているものは、町債マイナス 1 億5,260万円、国庫支出金マイナス8,379万9,000円、地方譲与税マイナス6,702万円、繰越金マイナス5,227万4,000円、諸収入マイナス2,498万円、地方特例交付金マイナス1,011万1,000円、財産収入マイナス629万円で、町税を除くその他の収入は、前年度と比較すると大幅に減少している。

次に、 歳出の決算状況。

一般会計歳出の款別決算額は別表 4 のとおりである。予算現額は、39億9,274万円に対して、支出済額は38億9,546万7,000円で、執行率は97.6%と前年度と比較すると0.4ポイント上がっている。決算額を前年度と比較してみると、平成19年度は 2 億8,084万3,000円の減少で、科目別では、災害復旧費マイナス 1 億9,278万2,000円、土木費マイナス 1 億1,910万2,000円、商工費マイナス4,011万7,000円、民生費マイナス2,357万6,000円、農林水産費マイナス2,217万円、消防費マイナス2,120万7,000円、教育費マイナス1,869万2,000円で各科目大幅な減少となり、増加したものは総務費 1 億5,199万6,000円、公債費486万4,000円、議

会費410万6,000円である。

性質別の分析は、審査意見のほうで述べることにいたします。

本庁の財政分析をすると、次の表のとおりになります。

財政分析の指標の状況を申し上げます。

財政力指数ですが、自治体が標準的な行政活動を行うのに最低限必要な自前の収入、町民税等の割合ですが、1を超えるほど財政力は強く、財源に余裕がある。南伊豆町の財政力指数は、平成19年度0.349、県の平均が0.874、郡の平均が0.477で、前年と同じである。ここ数年0.34から0.35で推移している。

実質収支比率、財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算譲与または欠損金の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね3ないし5%が望ましいと考えられている。南伊豆町の実質収支比率は、平成19年度9.4%、県平均7.5%、郡平均7.2%で、前年度より1.3ポイント上昇している。

次に、経常収支比率、財政構造の弾力性、経常一般財源に余裕があるかを判断するために用いられる指標で、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。南伊豆町の経常収支比率は平成19年度85.5%、県の平均81.9%、郡の平均89.1%で、前年より2.6ポイント上がっている。

公債費比率、経常一般財源に占める公債費の財政負担状況を示す指標で、高いほど財政硬直化の一因となるものとされているが、この比率は10%を超さないことが望ましいとされている。南伊豆町の公債費比率は平成19年度12.3%、県の平均が13.5%、郡の平均が17.1%で、前年度より0.8ポイント下がっている。

基金残高比率、すべての基金の残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。南伊豆町の基金残高比率は平成19年度44.1%、県平均が26.3%、郡平均が44.1%で、前年度より0.8ポイント上がり、郡平均と同率となった。

実質公債費比率、平成17年度より新たに指標として設定されたもので、地方自治体の標準的な収入と借金返済、下水道、事務組合等の借入金のすべてを含むとの割合で、この指標が18%以上になると起債に当たり許可が必要とされる。南伊豆町の実質公債費比率は平成19年度14.4%で、県平均14.3、郡平均12.9、2.3ポイント上昇している。

公債費負担比率、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって、公債費の財政負担の状況を把握しようとするもので、南伊豆町の公債費負担比率は平成19年度16.3%、県平均14.5%、郡平均18.0%で、前年度より0.1ポイント上昇した。

町債の状況は、ここに掲げてあるとおりでございます。町債は、平成15年度末56億9,691万1,000円、平成19年度末に50億7,224万円で、年々減少をしております。

(2) 財産の概要。

公有財産の状況。

行政財産、土地27万6,645平方メートル、建物3万9,799平方メートル。普通財産、山林288万2,725平方メートル、57万4,190平方メートルふえております。所有林239万6,116平方メートル、立木の推定蓄積量1万6,837立方。分収林87万269平米、立木の推定蓄積量7,902立方メートル。その他21万1,238平方メートル、14万4,219平方メートルふえております。建物は1,442平方メートル。物件ですが、温泉権が16.5平方メートル。有価証券、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク50万円。出資による権利、静岡県道路公社出資金外19件ありまして、5,270万8,000円。

次に、物品の状況ですが、1点3万円以上の物品は、平成19年度末現在346点で、前年度末に比べて2点減少した。

基金の状況。

基金の状況は、別表5のとおりです。平成19年度末の基金の残高は13億951万6,000円で、その大部分は特定目的基金である。しかし、平成12年度以来7年ぶりで5,600万円の財政調整基金の預金利子以外の積み増しがあり、厳しい財政の中で手がたい運用がなされた。

(3) 審査意見。

一般会計決算収支について。

ここ数年財政調整基金の取り崩しが行われてきたが、平成19年度は実質単年度収支1億1,681万5,000円の黒字となり、財政調整基金へ5,606万3,000円の積み増しできたことは一定の評価ができる。

一般会計歳入について。

町税は、町民税の税源移譲による増加もあり、前年と比較すると全体としてふえている。

町税は、地方自治体の経営の基本となるもので、総収入の23.3%となっている。減少しているものの中でたばこ税の157万5,000円は全国的なものと言えるが、来客の減少で入湯税714万円の減少は気になるところである。年々減少傾向にあった地方交付税は、国の地方への配慮もあり、最終的には前年度より5,405万2,000円増加し、緊縮財政の中で基金積立金や単年度収支の黒字化を図ることができた。その他の収入で減少している内容は、町債で町単独事業町道の整備の完了、国庫支出金で災害復旧費の減少、地方譲与税等によりその他の収

入が減少しているものである。

町税の収納率は、前年度より1.60ポイント改善されている。滞納繰越分の固定資産税、入湯税の収納が前年度を上回り、徴収努力の結果がうかがえる。

税負担の公平性からも徴収率の向上は避けて通れないものであり、今後も全庁体制で真剣な取り組みを継続されたい。

一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成19年度は2億8,084万3,000円の減少となっている。さらに、性質別に前年度と比較してみると、別表6のとおりである。

平成19年度は、投資的な経費が大幅に減少している。（普通建設事業マイナス1億1,855万4,000円、災害復旧事業費マイナス1億9,310万6,000円）また、特筆すべき点は、前年度に引き続き人件費が減少している。投資的経費の人件費を含む総額で10億円を割り、9億4,523万7,000円となった。人件費が町税の収入を下回る結果になったことは、行政改革における職員の定数の減少による効果があらわれているもので、今後も先を見据えた定員管理を行い、健全財政の運営に努められたい。

物件費については前年度より増加しているが、引き続き経費の節減努力を望むものである。

財政分析。

財政力指数、平成15年度0.35、平成16年度0.354、平成17年度0.350、平成18年度0.349、平成19年度0.349とここ数年横ばいの状態が続いている。産業振興により税収を上げることができれば、自主財源がふえ財政力が強くなる。

実質収支比率、団体の財政規模やその年度の経済の景況等によって一概には言えないが、3ないし5%が望ましいと考えられている。平成19年度は9.4%であるが、特に問題はない。

経常収支比率は、平成19年度85.5%と財政の硬直化が進んでいるが、平成18年度郡平均よりはよい。

公債費比率は、平成19年度12.3%で、平成18年度郡平均、県平均を下回って良好であるが、10%を超さないことが望ましいとされている。

基金残高比率の平成19年度は44.1%で、平成18年度県平均を上回っており良好である。

実質公債費比率は平成19年度14.4%で、平成18年度より2.3ポイント上昇しているが、起債に当たり許可が必要な18%までは至っていない。

公債費負担比率は、平成19年度16.3%で若干上昇した。15%を超えているので、今後とも地方債の管理には配慮されたい。

町債については、先ほど申しあげましたように年々減少しておりますので、問題がございません。

基金について。

財政分析の基金残高比率が示すように、平成19年度は財政調整基金の積み増しもあり、わずかながらふえた。今後も財政運営にあっては慎重な検討を加え、安易に取り崩さないよう要望する。

結び。

国の三位一体の改革以降、国庫補助金等依存財源の大幅減少が続き、加えて観光が主要産業である当町は、今後も安定した税収は期待できない。

一方、義務的経費や社会保障関係費は間違いなく増大の方向にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと思われる。行政改革の手を緩めることなく、財政健全化を堅持していくよう強く要望するものである。

平成20年8月22日、南伊豆町監査委員、渡邊幸雄、監査委員、齋藤要。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 監査委員決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

歳入から説明をいたします。

朗読して説明といたしますけれども、時間の都合上、款項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額をご説明いたします。

それでは、まず第1款の町税でございますが、収入済額9億7,639万1,968円、不納欠損額1,996万7,384円、収入未済額1億1,618万324円となっております。

1款町民税3億6,155万2,893円、36万5,984円、1,950万2,940円。2項固定資産税4億

9,889万2,000円、1,528万7,300円、7,493万814円。3項軽自動車税2,152万4,100円、3万2,200円、120万6,900円。4項町たばこ税6,482万9,325円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。5項特別土地保有税52万円、428万1,900円、1,894万7,530円。6項入湯税2,907万3,650円、ゼロ、159万2,140円。

2款地方譲与税7,702万7,000円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、12款1項まで収入済額の欄のみとなります。

1項自動車重量譲与税5,724万9,000円、2項地方道路譲与税1,977万8,000円。

3款1項利子割交付金381万4,000円。

4款1項配当割交付金284万7,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金222万1,000円。

6款1項地方消費税交付金9,409万8,000円。

7款1項ゴルフ場利用税交付金1,383万7,639円。

8款1項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

9款1項自動車取得税交付金5,154万2,000円。

10款地方特例交付金487万6,000円、1項地方特例交付金395万6,000円、2項特別交付金92万円。

11款1項地方交付税19億7,765万9,000円。

次に、12款ですけれども、次のページに移りまして、1項交通安全対策特別交付金108万円。

13款分担金及び負担金7,235万3,371円、不納欠損額ゼロ、収入未済額43万5,200円。1項分担金1,241万8,400円、2項負担金5,993万4,971円、不納欠損額ゼロ、収入未済額43万5,200円、これは保育料3人分の未納でございます。

14款使用料及び手数料8,809万5,812円、不納欠損額ゼロ、収入未済額78万1,090円。1項使用料7,573万9,333円、不納欠損額ゼロ、収入未済額78万1,090円、これは道路、河川の占用料及び町営住宅使用料の未納でございます。2項手数料1,235万6,479円。

15款国庫支出金1億2,347万1,334円、1項国庫負担金7,529万7,999円、2項国庫補助金4,431万139円、3項委託金386万3,196円。

16款県支出金1億8,551万5,858円、1項県負担金6,613万4,126円、2項県補助金8,402万3,002円、3項委託金3,535万8,730円。

17款財産収入973万8,439円、1項財産運用収入288万6,249円、2項財産売払収入685万

2,190円。

18款 1項 寄附金57万円。

19款 繰入金585万5,163円、1項 特別会計繰入金585万5,163円、2項の基金繰入金はございませんでした。

20款 1項 繰越金 2億3,994万1,195円。

21款 諸収入6,380万2,381円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円。1項 延滞金、加算金及び過料76万4,780円、2項 町預金利子56万7,933円、3項 貸付金元利収入 1万3,000円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。

4款 雑入6,245万6,668円。これにつきまして、主なものとして銀の湯の物品販売及び貸出収入、これが1,311万8,000円。在宅高齢者等の食事サービス事業利用者負担金、これが436万8,000円。それから、市町村振興宝くじ交付金406万4,000円などがございます。

次に、22款 1項 町債 1億9,540万円。

歳入合計は、予算現額39億9,274万円、調定額43億3,081万1,022円、収入済額41億9,013万7,160円、不納欠損額1,996万7,384円、収入未済額 1億2,070万6,478円、予算現額と収入済額との比較 1億9,739万7,160円でございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

歳出につきましては、支出済額の欄のみをご説明いたします。

まず、1款 1項 議会費5,708万1,347円。

2款 総務費 6億7,305万3,368円、1項 総務管理費 5億6,197万9,510円、2項 徴税费6,714万9,473円、3項 戸籍住民基本台帳費1,927万4,662円、4項 選挙費1,648万1,699円、5項 統計調査費740万1,144円、6項 監査委員費76万6,880円。

3款 民生費 7億2,933万2,206円、1項 社会福祉費 3億1,246万1,441円、2項 児童福祉費 3億474万3,380円、3項 災害援助費3,360円、4項 介護保険費 1億1,212万4,025円。

4款 衛生費 5億6,358万7,857円、1項 保健衛生費 2億5,720万6,035円、2項 清掃費 3億638万1,822円。

5款 農林水産業費 1億5,677万660円、1項 農業費4,439万6,665円、2項 林業費757万9,902円、3項 水産業費 1億479万4,093円。

6款 1項 商工費 1億4,325万6,997円。

7款 土木費 3億8,301万1,504円、1項 土木管理費4,244万7,302円、2項 道路橋梁費6,839

万7,124円、3項河川費477万8,678円、4項港湾費974万3,050円、5項都市計画費2億4,028万5,998円、6項住宅費1,735万9,352円。

次のページに移りまして、8款1項消防費2億1,284万1,302円。

9款教育費3億3,621万5,718円、1項教育総務費6,216万3,007円、2項小学校費1億4,078万9,383円、3項中学校費4,740万3,251円、4項幼稚園費2,519万7,094円、5項社会教育費5,610万766円、6項保健体育費456万2,217円。

10款災害復旧費3,005万5,361円、1項農林水産業施設災害復旧費282万550円、2項公共土木施設災害復旧費2,723万4,811円。

11款1項公債費6億1,026万348円。

12款1項予備費については、支出額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額39億9,274万円、支出済額38億9,546万6,668円、不用額9,727万3,332円、予算現額と支出済額との比較は9,727万3,332円でございます。

歳入歳出差引残額2億9,467万492円は、平成20年度に繰り越しをいたしました。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書、それから119ページから122ページの財産に関する調書、そして別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思っております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結をいたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第89号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げたものであります。

平成19年度の決算額は、歳入決算額15億9,428万3,360円、歳出決算額15億4,655万8,835円、差引残額4,772万4,525円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各特別会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略をします。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、123ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に朗読説明いたします。

1款1項国民健康保険税、収入済額4億144万5,770円、不納欠損額493万5,100円、収入未済額1億776万8,479円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、収入済額18万1,300円。

以下、収入済額のみ説明となります。

3 款国庫支出金 4 億3,504万2,362円、1 項国庫負担金 3 億588万7,354円、2 項国庫補助金 1 億2,915万5,008円。

4 款 1 項療養給付費交付金 2 億4,624万円。

5 款県支出金7,800万7,265円、1 項県負担金663万3,068円、2 項県補助金7,137万4,197円。

6 款連合会支出金、1 項連合会補助金、これはありませんでした。

7 款 1 項共同事業交付金 1 億9,362万2,214円。

8 款財産収入、1 項財産運用収入10万1,714円。

9 款繰入金9,349万8,209円、1 項他会計繰入金6,349万8,209円、2 項基金繰入金3,000万円。

10 款 1 項繰越金 1 億4,227万3,319円。

11 款諸収入387万1,207円、1 項延滞金及び過料105万2,800円、2 項預金利子ゼロ、3 項雑入281万8,407円、これの主なものは、一般被保険者の第三者納付金270万円でございます。

歳入合計、予算現額15億9,199万3,000円、調定額17億698万6,939円、収入済額15億9,428万3,360円、不納欠損額493万5,100円、収入未済額 1 億776万8,479円、予算現額と収入済額との比較229万360円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

一般会計と同様に、支出済額のみ説明いたします。

1 款総務費960万3,800円、1 項総務管理費927万6,114円、2 項徴税费17万1,148円、3 項運営協議会費15万6,538円。

2 款保険給付費 9 億7,844万3,942円、1 項療養諸費 8 億5,505万3,930円、2 項高額療養費 1 億1,114万12円、3 項移送費ゼロ、4 項出産育児諸費490万円、5 項葬祭費735万円。

3 款 1 項老人保健拠出金 2 億1,522万7,831円。

4 款 1 項介護納付金8,577万9,833円。

5 款 1 項共同事業拠出金 1 億7,530万5,846円。

6 款 1 項保健事業費430万512円。

7 款 1 項基金積立金10万1,714円。

8 款 1 項公債費ゼロ。

9 款諸支出金7,779万5,357円、1 項償還金及び還付加算金7,779万5,357円、2 項延滞金ゼ

口。

10款1項予備費ゼロ。

歳出合計ですけれども、予算現額は15億9,199万3,000円、支出済額15億4,655万8,835円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに4,543万4,165円となっております。

次のページに移りまして、歳入歳出差引残額4,772万4,525円は、平成20年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、141ページの財産に関する調書及び決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第90号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成19年度の決算額は、歳入決算額12億849万9,490円、歳出決算額12億3,032万4,965円、差引不足額2,182万5,475円となりましたが、この歳入不足につきましては繰上充用金を対応させていただきました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、142ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、 収 入 済 額 6 億 2,161万2,000円。

2 款 国 庫 支 出 金、 1 項 国 庫 負 担 金 3 億 8,688万2,335円。

3 款 県 支 出 金、 1 項 県 負 担 金 9,559万8,000円。

4 款 繰 入 金、 1 項 一 般 会 計 繰 入 金 1 億 219万9,000円。

5 款 1 項 繰 越 金 220万8,155円。

6 款 諸 収 入 は ゼ ロ で ご ざ い ま す。

歳入合計、予算現額12億7,377万7,000円、調定額及び収入済額とも12億849万9,490円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス6,527万7,510円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項医療諸費、支出済額12億2,013万2,475円。

2 款諸支出金1,019万2,490円、1 項償還金634万8,327円、2 項繰出金384万4,163円。

歳出合計、予算現額12億7,377万7,000円、支出済額12億3,032万4,965円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ4,345万2,035円でありました。

歳入歳出差引、歳入不足額2,182万5,475円は、平成20年度老人保健特別会計から繰上充用いたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び決算の附属資料であります主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思っております。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第91号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付して提案を申し上げます。

平成19年度の決算額は、歳入決算額 8億4,024万5,291円、歳出決算額 8億2,178万8,803円、差引残額1,845万6,488円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、149ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、収入済額 1億2,307万6,640円、不納欠損額46万3,850円、収入未済額291万4,250円。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金544万3,417円。

3 款 1 項手数料 3万1,900円。

4 款国庫支出金 2億807万2,785円、1 項国庫負担金 1億3,553万8,000円、2 項国庫補助金 7,253万4,785円。

5 款 1 項支払基金交付金 2億4,886万261円。

6 款県支出金 1億2,076万9,041円、1 項県負担金 1億1,732万4,729円、2 項県補助金344万4,312円。

7 款財産収入、1 項財産運用収入ゼロ。

8 款 1 項寄附金ゼロ。

9 款繰入金 1億1,204万9,265円、1 項一般会計繰入金 1億1,204万9,265円、2 項基金繰入金はありませんでした。

10 款 1 項繰越金2,033万432円。

11 款諸収入161万1,550円、1 項延滞金、加算金及び過料ゼロ、2 項預金利子ゼロ、3 項雑

入161万1,550円、これは各種サービスの利用者等負担金でございます。

歳入合計、予算現額 8 億3,986万8,000円、調定額 8 億4,362万3,391円、収入済額 8 億4,024万5,291円、不納欠損額46万3,850円、収入未済額291万4,250円、予算現額と収入済額との比較37万7,291円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費1,812万587円、1 項総務管理費576万9,602円、2 項徴収費18万2,808円、3 項介護認定審査会費530万371円、4 項賀茂郡介護認定審査会費686万7,806円。

2 款保険給付費 7 億7,040万7,488円、1 項介護サービス等諸費 7 億414万9,601円、2 項介護予防サービス等諸費1,527万5,632円、3 項その他諸費100万3,595円、4 項高額介護サービス等費1,048万4,405円、5 項特定入所者介護サービス等費3,949万4,255円。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金及び 4 款 1 項公債費とも支出はございませんでした。

5 款地域支援事業費2,335万7,138円、1 項介護予防事業費938万5,521円、2 項包括的支援事業・任意事業費1,397万1,617円。

6 款 1 項基金積立金ゼロ。

7 款諸支出金990万3,590円、1 項繰出金ゼロ、2 項償還金及び還付加算金990万3,590円。

8 款 1 項予備費、支出はありませんでした。

歳出合計ですけれども、予算現額 8 億3,986万8,000円、支出済額 8 億2,178万8,803円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額、支出済額との比較はともに1,807万9,197円となっております。歳入歳出差引残額1,845万6,488円は、平成20年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書、173ページの財産に関する調書及び決算の附属資料、主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思っております。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第92号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第93号～議第95号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま一括上程させていただきました議第93号、議第94号、議第95号の3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付してご提案を申し上げます。

議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額112万8,049円、歳出総額6万470円、差引残額106万7,579円となりました。

議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額33万円、歳出総額13万1,250円、差引残額20万1,750円となりました。

議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額907万6,015円、歳出総額893万4,000円、差引残額14万2,015円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、174ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明を申し上げます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額52万2,514円。

2 款 1 項繰越金60万5,535円。

3 款諸収入、1 項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額103万円、調定額及び収入済額とも112万8,049円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は9万8,049円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費6万470円。

歳出合計、予算現額103万円、支出済額6万470円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ96万9,530円になりました。

歳入歳出差引残額106万7,279円は、平成20年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び179ページの財産に関する調書、また決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、180ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。

1 款 1 項繰越金、収入済額は11万6,897円。

2 款諸収入、1 項預金利子はありませんでした。

3 款財産収入21万6,103円、1 項財産売払収入13万1,250円、2 項財産運用収入8万4,853円。

歳入合計、予算現額38万3,000円、調定額、収入済額とも33万3,000円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナスの5万円となりました。

次のページの歳出でございますけれども、1 款総務費、1 項総務管理費13万1,250円。

歳出合計、予算現額38万3,000円、支出済額13万1,250円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び

予算現額と支出済額との比較はそれぞれ25万8,750円。

歳入歳出差引残額20万1,750円は、平成20年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び185ページの財産に関する調書、また附属資料の主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、186ページをお願いいたします。

平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額が887万7,627円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金ゼロ。

3 款 1 項繰越金19万8,388円。

4 款諸収入、1 項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額907万6,000円、調定額及び収入済額とも907万6,015円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は15円となりました。

次のページの歳出をお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額893万4,000円。

歳出合計、予算現額907万6,000円、支出済額893万4,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び次の予算現額と支出済額との比較はそれぞれ14万2,000円。

歳入歳出差引残額14万2,015円は、平成20年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び191ページの財産に関する調書、また決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区の内容説明を終了いたします。

これで3つの財産区の特別会計の決算内容を終了いたしますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第93号議案、議第94号議案及び議第95号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付してご提案を申し上げます。

平成19年度の決算額は、歳入総額3,108万2,182円、歳出総額3,108万2,182円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、決算の内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、192ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額が4,950円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金3,107万7,232円。

3 款1 項繰越金はございませんでした。

歳入合計、予算現額3,108万3,000円、調定額及び収入済額とも3,108万2,182円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス818円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款1 項公共用地取得費3,107万7,232円、これは現在工事中の（仮称）観光交流館の敷地の一部を購入したものでございます。

2 款繰出金、1 項基金繰出金4,950円。

歳出合計、予算現額3,108万3,000円、支出済額3,108万2,182円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに818円。

歳入歳出差引残額ゼロでございました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第96号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案件につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付して提案を申し上げます。

平成19年度の決算額は、歳入決算額3億9,227万3,938円、歳出決算額3億9,227万3,938円、差引繰越額ゼロ円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、197ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額1,133万2,500円、不納欠損額ゼロ、収入未済額739万9,600円。

2 款使用料及び手数料3,977万8,131円、3,843円、63万7,373円。1 項使用料3,977万7,131円、3,843円、63万7,373円、2 項手数料1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金6,000万円。

4 款県支出金、1 項県補助金ゼロ。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金 2 億3,972万8,207円。

6 款 1 項繰越金ゼロ。

7 款諸収入 3 万5,100円、1 項預金利子ゼロ、2 項雑入 3 万5,100円。

8 款 1 項町債4,140万円。

歳入合計、予算現額 3 億9,699万5,000円、調定額 4 億31万4,754円、収入済額 3 億9,227万3,938円、不納欠損額3,843円、収入未済額803万6,973円、予算現額と収入済額との比較はマイナス472万1,062円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款下水道費、1 項下水道建設費、支出済額 1 億4,342万3,677円。

2 款業務費3,061万6,391円、1 項業務費915万8,602円、2 項施設管理費2,145万7,789円。

3 款 1 項公債費 2 億1,823万3,870円。

4 款 1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 3 億9,699万5,000円、支出済額 3 億9,227万3,938円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ472万1,062円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、207ページの財産に関する調書、主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第97号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第98号及び議第99号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま一括上程させていただきました議第98号、議第99号の2議案とも漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付してご提案を申し上げます。

議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額1,513万2,920円、歳出総額1,513万2,920円、差引残額ゼロ円となりました。

議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2,146万1,459円、歳出総額2,146万1,459円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、208ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額53万2,849円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料469万3,990円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金985万6,560円。

4 款 1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 4 万9,821円。

歳入合計、予算現額1,597万5,000円、調定額及び収入済額とも1,513万2,920円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス84万2,080円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額580万9,508円。

2 款 1 項公債費932万3,412円。

歳出合計、予算現額1,597万5,000円、支出済額1,513万2,920円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ84万2,080円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、213ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、214ページをごらんください。

平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額 5 万9,105円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料463万8,200円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金1,671万7,911円。

4 款 1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 4 万6,243円。

歳入合計、予算現額2,216万7,000円、調定額及び収入済額とも2,146万1,459円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス70万5,541円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額480万2,653円。

2 款 1 項公債費1,665万8,806円。

歳出合計、予算現額2,216万7,000円、支出済額2,146万1,459円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ70万5,541円です。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、219ページの財産に関する調書、それから主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで2つの漁業集落排水事業の特別会計の決算内容を終了いたしますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案2件を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第98号議案及び議第99号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計

歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の審査を付して提案を申し上げます。

平成19年度の決算額は、歳入決算額 2億379万6,980円、歳出決算額 1億8,569万6,980円、差引繰越額1,810万円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 大年清一君登壇〕

会計管理者（大年清一君） それでは、220ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について、まず歳入から説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額2,302万3,000円。

2 款県支出金、1 項県補助金 1億1,900万円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金897万3,980円。

4 款諸収入、1 項預金利子、2 項雑入ともゼロでございます。

5 款 1 項町債5,280万円。

歳入合計、予算現額 2億4,617万5,000円、調定額及び収入済額とも 2億379万6,980円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス4,237万8,020円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

1 款漁業集落環境整備費、1 項妻良漁業集落環境整備費、支出済額 1億8,425万5,144円。

翌年度繰越額6,010万円。

2 款 1 項公債費144万1,836円。

3 款 1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 2 億4,617万5,000円、支出済額 1 億8,569万6,980円、翌年度繰越額 6,010万円、不用額37万8,020円、予算現額と支出済額との比較6,047万8,020円でありました。

歳入歳出差引残額1,810万円は、本年 5 月 2 日の臨時議会においてご報告申し上げましたとおり、繰越明許費の財源として平成20年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、そして227ページの財産に関する調書、それから主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第100号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第101号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成19年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算の認定をいただきたく、提案を申し上げます。

当期の事業収益は、前年に比べ13.4%減の2億7,643万4,000円となりました。この増は、会計システムの資産額、減価償却累計額を固定資産システムに合わせたため、過年度損益修正益が発生したことによるものですが、収益の大部分を占める給水収益は、1.3%減の2億3,584万6,000円であります。事業費用は、前年に比べ2.9%減の2億5,920万5,000円となりました。主に、総係費の人件費、簡易水道等費の修繕費及び営業外費用の支払利息の減などによるものであります。

この結果、当期の損益は1,722万8,000円の純利益を計上することとなりました。資本的収入の決算額は1,166万8,000円、同支出額は1億1,738万8,000円の結果となり、不足額1億572万円につきましては損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡邊幸雄監査委員。

〔監査委員 渡邊幸雄君登壇〕

監査委員（渡邊幸雄君） 平成19年度の南伊豆町水道事業会計決算の審査結果を報告いたします。

平成19年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成19年度南伊豆町水道事業会計決算。

2、審査実施場所、南伊豆町上下水道課及び役場庁舎。

3、審査の期間、平成20年6月1日から平成20年7月31日。

4、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

次に、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果。

1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

2、経営について。

(1) 経営成績について。

南伊豆町の水道事業の平成16年度から19年度までの推移は別表2のとおりである。平成19年度の状況は、事業収益2億7,643万4,000円で、前年度比13.4%の増加となった。事業費用は2億5,920万5,000円で前年比2.9%の減少となり、当年度純利益は1,722万8,000円となっている。事業収益の増加した要因は、会計システムの資産額、減価償却累計額を固定資産システムに合わせたため、過年度損益修正益が発生したことによるものである。

収益の大部分を占める給水収益は2億3,584万6,000円で、前年比1.3%の減少で、相変わらず減少傾向が続いている。

事業費用減少の要因は、総係費の人件費、簡易水道等費の修繕費、営業外費用支払利息の減によるものである。

南伊豆町水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は年鑑指標を各年とも下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本回転率と営業収益営業利益率に分解することができる。営業収益営業利益率については、各年とも年鑑指標を下回っている。この結果、営業収益に対する営業費用比率は、平成16年度110.62%、平成17年度107.97%、平成18年度106.06%、平成19年度106.93%となっており、年鑑指標、地方公営企業年鑑給水人口5,000人以上1万人未満のものでございますが、それが112.01%と比較しても下回っている。

として、支出の利用状況について、別表1を見ていただきたいと思います。

南伊豆町の水道事業の1日の配水能力は、平成15年度から19年度まで各年とも1万988立方メートルである。これに対する1日の平均配水量は、平成15年度6,028立方メートル、平成16年度5,942、平成17年度5,757、平成18年度5,595、平成19年度5,481立方メートルと減少が続いている。この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成15年度54.9%、平成16年度54.1%、平成17年度52.4%、平成18年度50.9%、平成19年度49.9%

と50%を割ってしまった。年鑑指標は51.3%です。

施設利用率は、負荷率と最大稼働率とに分解することができる。今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると、1日の最大配水量は、平成15年度8,494立方メートル、平成16年度8,440、平成17年度8,041、平成18年度8,322、平成19年度7,992立方メートルと年々低下し、負荷率は平成15年度71.0%、平成16年度70.4%、平成17年度71.6%、平成18年度67.2%、平成19年度68.6%となり、年鑑指標73.6%を下回っている。また、最大稼働率は、平成15年度は77.3%、平成16年度76.8%、平成17年度73.2%、平成18年度75.7%、平成19年度72.7%で、年鑑指標69.7%を上回っている。以上、施設の利用状況では施設利用率が50%を割り、今後とも40%で推移することになれば心配である。

人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費（給与費）は別表3のとおりで、平成16年度は6,302万円、平成17年度5,457万9,000円、平成18年度5,425万4,000円、平成19年度4,530万8,000円となっており、人員削減、機構改革等により減少している。その総費用に占める割合は、平成16年度23.4%、平成17年度20.6%、平成18年度20.3%、平成19年度18.3%と年々下がってきている。また、給水収益に対する人件費の割合は、平成16年度25.2%、平成17年度22.5%、平成18年度22.7%、平成19年度19.6%となっており、19年度はかなり下がってきたが、年鑑指標の17.5%と比較するとまだ高い。人件費をさらに分析するため、南伊豆町の水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると、次表のとおりである。この表から、南伊豆町水道事業の労働生産性を示す指標は年々上がってきているが、年鑑指標と比較すると、職員1人当たりの営業収益、職員1人当たり給水人口においていずれも下回っており、全国同規模の水道事業より労働生産性が低いことを示している。

次に、南伊豆町の職員数を年鑑指標と比較すると次のようになる。この表から、有収水量1万立方1日当たりの職員数は、原水浄水配水施設関係職員数で年鑑指標を上回っている。

また、職員の平均給与を年鑑指標と比較すると、次の表のとおりである。基本給では下回っている。手当では上回っている。平均年齢は高く、勤続年数については上回っている。

さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると、次の表のとおりである。平均給与、労働生産性、労働分配率は良好な状態で推移し、少しずつ年鑑指標に近づいている。

支払利息について。

支払利息は、別表3性質別費用構成表のとおりで、平成16年度3,896万6,000円、平成17年

度3,767万1,000円、平成18年度3,552万3,000円、平成19年度3,250万7,000円となっており、その総費用に占める割合は、平成16年度14.5%、平成17年度14.2%、平成18年度13.3%、平成19年度12.5%と年々減少してきている。また、給水収益に対する支払利息の割合を見ると、平成16年度15.6%、平成17年度15.5%、平成18年度14.9%、平成19年度13.8%と減少している。

南伊豆町の水道事業の平成16年度末から平成19年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、それぞれ別表4、別表5のとおりである。

また、正味運転資本基準の資金運用表は次の表のとおりである。正味運転資本が増加しておれば、財政状況は良とするが、この表から2,049万円増加してよくなっている。

ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財務比率を算出すると次表のとおりである。

このように、短期流動性を示す流動比率、長期健全性を示す自己資本構成比率は、ともに年鑑指標を下回っている。固定資産対長期資本比率も年々悪化している。100%以内が望ましいと言われております。

(3) 建設改良工事について。

建設改良工事(工事請負費)3,892万4,000円の主なものは、町道改良関連工事青市地区140万6,000円、県道改良関連工事一條簡易水道420万7,000円、公共下水道関連工事手石地区配水管布設がえ(第1工区の2)564万8,000円、手石地区配水管布設がえ(第2工区)845万6,000円、手石地区配水管布設がえ工事(第1工区の1)867万円、吉祥簡易水道差田地区配水管布設がえ工事438万2,000円、湊地区配水管布設がえ工事357万6,000円などである。公共下水道関連、県道、町道の改良に伴うものが主である。

未収金について、未収金調べを一応ここに挙げてあります。

それから、不納欠損処分の内訳についても表にしてありますが、未収金については例月出納検査において毎月状況報告を求めてきた。平成18年度に比べて、現年度未収金においても645万6,895円、過年度未収金においては1,048万7,926円の減少となり、努力の跡が見られる。今後も、大口利用者の滞納については特に注視し、早目に対応することが肝要である。不納欠損処分については、件数、金額ともに前年を下回っている。

(5) 業務の改善、効率化について。

検針の効率化については前年度決算審査で指摘をし、事務の効率化、経費の節減等から2カ月に1回とする改善を求めてきましたが、平成20年度から2カ月に1回の検針となりました。

た。今後は、料金の収納状況に関心を払いながら、生み出される余裕を未収金の回収、業務の改善に向けられたい。

第3として結び。

平成18年度で第5次拡張工事も終わり、平成19年度から老朽化した施設の整備が進められた。平成19年度は、過年度修正益が発生したことにより収益的収支は黒字となったが、これが必要ならば1,918万8,000円の損失となる。

次に、期末の財政状態について見ると、短期流動性を示す流動比率、長期健全性を示す自己資本比率及び固定資産対長期資本比率は、年鑑資本の基準値と比較しても決してよい状態ではない。人口減少、観光産業の低迷は今後も続くものと想定される。一方では、公共下水道供用開始や最近の物価上昇から、節水意識の定着が一段と進むものと思われる。水道事業の長期見通しを早急に立てるとともに、経費の節減には一層の努力を望むものである。

平成20年8月22日、南伊豆町監査委員、渡邊幸雄、齋藤要。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 監査委員決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小坂孝味君登壇〕

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、水道事業の内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

平成19年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出のうち収入でございます。

第1款水道事業収益は、補正予算等を含めました予算額2億8,899万6,000円に対しまして、決算額は2億8,842万1,718円で、予算額に比べ57万4,282円の減となっております。収益の内訳としまして、第1項営業収益2億5,163万635円、第2項営業外収益37万5,000円、第3項特別利益3,641万6,083円となっております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、補正予算を含めました予算額2億7,997万6,000円に対しまして決算額は2億6,922万1,495円で、不用額は1,075万4,505円となっております。費用の内訳としまして、第1項営業費用2億2,742万13円、第2項営業外費用3,925万1,775円、第3項予備費ゼロ、第4項特別損失254万9,707円でございます。

次に、2ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額合計1,480万円に対しまして決算額は1,166万7,700円で、予算額に比べ313万2,300円の減でございます。

第1項他会計繰入金、第2項国県補助金、第3項企業債はゼロでございます。第4項給水負担金107万4,000円、第5項建設改良工事負担金1,059万3,700円です。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額合計1億2,065万8,000円に対しまして決算額は1億1,738万8,155円で、不用額は326万9,845円であります。支出の内訳としまして、第1項建設改良費5,034万1,870円、第2項企業債償還金6,704万6,285円、第3項予備費ゼロでございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億572万455円は、過年度損益勘定留保資金1億381万3,813円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額190万6,642円で補てんいたしました。

次に、3ページの平成19年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、損益計算書は消費税抜きでございます。

初めに、1、営業収益ですが、(1)の給水収益から(3)その他営業収益までの合計額、営業収益は2億3,964万8,692円となっております。

次に、2、営業費用は、(1)の原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの合計額は2億2,411万3,568円で、差引営業利益は1,553万5,124円でございます。

次に、4ページをお開きください。

3、営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で36万8,780円でございます。

4、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出で3,254万7,565円、差引営業外損益は3,217万8,785円の赤字でございます。

経常損失は1,664万3,661円となっております。

5、特別利益は、過年度損益修正益で3,641万6,083円でございます。

6、特別損失としまして、過年度損益修正損254万4,286円計上いたしましたので、当年度

純利益は1,722万8,136円となります。前年度未処理欠損金が3,056万1,994円ありますので、当年度未処理欠損金は1,333万3,858円となります。

次に、5ページの平成19年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部であります。1の減債積立金と2の利益積立金につきましては増減、残高ともございません。

3、未処分利益剰余金につきましては、前年度未処理欠損金は3,056万1,994円で、繰越欠損金年度末残高も3,056万1,994円となります。当年度純利益は1,722万8,136円でしたので、当年度未処理欠損金は1,333万3,858円となります。

次に、6ページをお開きください。

資本剰余金の部についてご説明いたします。

国県補助金は、前年度末残高3億9,637万3,496円、当年度末残高も3億9,637万3,496円あります。

、受贈財産評価額は、前年度末残高2億5,453万1,499円で、当年度末残高も2億5,453万1,999円あります。

、工事負担金は、前年度末残高5億173万9,428円、当年度発生高1,175万1,700円で、当年度末残高は5億1,335万5,986円になります。

、他会計補助金、前年度末残高4,679万9,048円で、当年度末残高も4,679万9,048円あります。

翌年度繰越資本剰余金合計額としまして、12億1,106万29円となります。

次に、平成19年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書についてご説明いたします。

1、当年度未処理欠損金は1,333万3,858円。

3、翌年度繰越欠損金は1,333万3,858円となります。

次に、8ページの平成19年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。初めに、資産の部であります。

1、固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を考慮しました有形固定資産合計は、36億7,396万9,599円になります。次に、無形固定資産は水利権と電話加入権で、無形固定資産合計は373万3,000円、固定資産合計額は36億7,770万2,599円になります。

2、流動資産の現金預金は1億3,335万8,738円で、未収金は給水未収金1,637万8,364円と

なります。貯蔵品は31万6,000円で、流動資産合計額は1億5,113万402円で、資産合計は38億2,883万3,001円であります。

次は、負債の部でございます。

3、流動負債は未払金と預り金で、流動負債合計は2,542万5,984円で、負債合計は同額の2,542万5,984円であります。

10ページをお開きください。

資本の部であります。

4、資本金、自己資本金は12億7,309万4,091円で、借入資本金のうち企業債は13億3,258万6,755円で、資本金合計は26億568万846円となります。

5、剰余金、資本剰余金は、イの国庫補助金から二の他会計補助金まで、資本剰余金合計は12億1,106万29円であります。利益剰余金は、当年度未処理欠損金合計は1,333万3,858円で、剰余金合計は11億9,772万6,171円となります。

資本合計は、38億340万7,017円であります。

負債・資本合計は38億2,883万3,001円で、資産合計と一致いたします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第101号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終了いたしましたので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、明日より9月25日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成20年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成20年9月26日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 5号 平成19年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 3 報第 6号 平成19年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 4 議第 89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第 91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第 92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第 93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第 94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第 95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第 96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第 97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第 98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第 99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第15 議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 発議第5号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第18 発議第6号 地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書
- 日程第19 発議第7号 後期高齢者医療制度に関する意見書
- 日程第20 石廊崎風力発電事業に関する陳情審査について
- 日程第21 地域医療問題調査特別委員会中間報告について
- 日程第22 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第23 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局長	山本信三君

上下水道課長 小坂孝味君 会計係長 鶴田きよ江君
総務係長 松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

9番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

報第5号の上程、報告、質疑

議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

報第5号 平成19年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率である4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれ平成19年度数値を、監査委員の意見を付し議会へ報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、同町の普通会計は赤字でなく黒字のため数値はありません。

実質公債費比率につきましては、3カ年平均で14.4%、また、将来負担比率につきましては、95.3%となりました。いずれも早期健全化基準の25.0%と350%を下回っております。

以上、報告申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査報告につきましては、お手元に配付いたしました健全化判断比率審査意見書をもって報告にかえます。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上で報第5号 平成19年度南伊豆町健全化判断比率について終了します。

報第6号の上程、報告、質疑

議長（渡邊嘉郎君） 報第6号 平成19年度南伊豆町資金不足比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の平成19年度数値を、監査委員の意見を付し議会へ報告するものであります。

水道事業会計につきましては資金剰余が出ており、また、公共下水道事業会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落環境整備事業特別会

計につきましては、収支が均衡しておりますので資金不足はございません。

以上、ご報告申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査報告につきましては、お手元に配付いたしました資金不足比率審査意見書をもって報告にかえます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上で報第6号 平成19年度南伊豆町資金不足比率についてを終了いたします。

議第89号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会審査報告を朗読させていただきます。

議第89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

本委員会に付託されました平成19年度一般会計歳入歳出決算の審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成20年9月16日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

2日目。開催月日及び会場、平成20年9月17日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時25分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1款議会費、2款総務費、8款消防費、11款公債費、12款予備費及び関連歳入について、
問いという形で読ませさせていただきます。

問い 町税について、事業所における特別徴収と普通徴収の状況について。

答え 特別徴収は294社、普通徴収3社であり、普通徴収の3社については県財務事務所
とともに特別徴収への変更をお願いしていく。

問い 実質公債費比率の算式について。

答え 本日の午後文書配付により、全員協で説明したい。

問い 電算管理についてはシミュレーションなどをするとき、その都度経費が発生するの
か。

答え その都度発生する。

問い 基幹業務電算事務費用について、平成19年度は4,000万円強であるが、今後も毎年
の経費は同額ぐらい発生するのか。

答え 将来的には増加すると思われる。

問い 地域づくり推進事業は定住促進をどのように進めていくのか。

答え 本年度は、実行委員会をつくり、年2回1泊2日の体験ツアーを企画している。

問い 定住促進における若者また定年退職者に対するバックアップ体制をどのように構築
するのか。

答え 本町は、会社などの勤務先の少ない中で農業が主となるので、先輩定住者の協力を
得ていきたい。また、居住する住宅には不動産屋の協力を求めて進めていく。

問い 実質収支比率は高いが、監査意見書に対する町長の見解はどうか。

答え 行財政改革の効果は出てきたが、高齢化に伴う社会保障費の増加による歳出の伸び
が予想されるので、さらなる行財政改革を進めていく。

問い 財政調整基金の5,000万円繰り入れは予算の計画性の欠如ではないか。

答え 不用額カット及び地方交付税の見込み額よりも増加によるものが主である。

問い 特別土地保有税の不納欠損の状況について。

答え 時効によるもので、財産がないか、会社整理が行われているなどの理由によるもので、一部は滞納整理機構へ移管している。

問い 過疎債による地域活性化事業の状況について。

答え 静岡県地域活性化事業で漁港整備事業（下流漁港整備）や道路改良整備事業（伊浜、青市）、公共下水道事業、妻良漁業集落排水事業などである。

問い 自主財源を増加させ財政力強化をする方策について。

答え 基幹産業である観光にウエートを置き、観光協会など関係団体と連携をとり、構想をつくり、できるところから実施する。また、町有地の有効利用を考えていく。

問い 訴訟代理人業務委託料について。

答え 岩崎産業に関する裁判着手金と旅費である。旅費には路線バスに関する訴訟分も含まれている。

問い 訴訟勝訴のときの報酬は取り決めしているのか。

答え 岩崎産業に関する訴訟については決めていない。また、バス問題の訴訟に関しては協議中である。

問い 町長が出張のとき旅費などはどのようにしているのか。また、会議には全部出ているのか。

答え 町長1人のときは電車、職員随行の会議は車を使用している。また、町内郡内の出張は車により送迎をしている。会議などで代理でよい場合は代理が出席している。

問い 地方債と基金の運用はどのようにしているのか。

答え 財政計画を立て、単年度に歳出が集中しないように努め、地方債の将来償還を考慮し、継続事業の優先を基本として事業を進めている。また、単年度財政健全化に努めている。

問い 国に地方交付税などに対しての要望はどのように行っているのか。

答え 県町長会や全国町村会などで要望していく。また、過疎指定などの制度利用についても要望していく。

問い 目的基金を一部有価証券にしている理由はなぜか。

答え 監査により指摘を受け、福祉振興基金・庁舎建設基金の一部を国債で運用している。

問い 三位一体の改革による税源移譲による税収増はどのくらいか。

答え 平成19年度で9,000万円ほど町民税が増加している。法人税は変わらない。

問い 所得税から住民税への税源移譲は累進課税ではなく定率となっているが、その影響はどうか。

答え 町民税を滞納している人は同じであるので、滞納額が増加する。地方交付税で対応してもらったほうがよい。

問い 財政力は課税力と財政需要の総和であるが、その点はどのように考えているのか。

答え 課税客体は一定であるので、その点に留意していく。

問い 伊豆中南部地域半島振興協議会の方向性をどのように進めていくのか。

答え 定住・交流・居住が注目されているので定住促進を進めていく。

問い 企業誘致について2次産業誘致は難しいが、ふるさと回帰とITを利用したものを考えたらどうか。

答え 地形を考えに入れ、全町ADSLがカバーできるようになり、県においても光ファイバー構想を打ち出しているので、町有地の活用とともに考える。

問い 訴訟については毅然とした態度が必要であるが、町長はどのように考えているか。

答え 町が被告であり、町で弁護士に委託料を払い進めているので毅然とした態度で臨んでいる。今後も変わらない。弁護士に一切を委任してあるので、職員には言動に注意するように指示してある。

問い 伊豆縦貫道建設事業の下田・河津間のルート変更と早期着工についてどのように考えているのか。

答え 既にルートは決定され調査段階にあるが、情報を収集しながら早期着工、早期完成を願い、要望活動を実施している。

問い 町村有建物災害共済保険はどのようなものか。

答え 町の施設に対する保険で、静岡県町村共済組合の保険である。

問い 旧厚生省跡地遺跡調査委託料とは。

答え (仮称)観光交流館建設に伴うもので、発掘物はなかった。

問い 路線バス対策は、合併協議の中でどのように対応するのか。

答え 路線形態は変わらない。補助金制度は不透明である。制度が存続している間はそれでいく。

問い 消防車両の車両保険はどのようになっているのか。

答え 車両保険に加入している。

問い 火災などで消防団OBや住民が出動し、負傷したときの保険はおりるのか。

答え 消防団長の出動要請があればおりる。

問い 住基カードの発行状況はどうか。

答え 平成18年度からの合計でおおむね100件ぐらいである。

3款民生費、4款衛生費、9款教育費及び関連歳入について。

問い 子育て支援サポーター事業の内容はどのようなものか。

答え 未就学児で保育所・幼稚園へ入園していない母子を対象に、月2回中央公民館で実施している。母親に対するサポートとして必要に応じて保健師などの協力を得て実施している。

問い 出産奨励の方策はあるのか。

答え 環境づくりに努める。未就学児については医療費の無料化を実施している。また、大学生、短大生、専門学校生に対しては教育資金に対する利子補給を実施している。

問い 居宅支援ホームヘルプサービス事業はどのようなものか。

答え 居宅支援ホームヘルプサービス事業を利用しているのは、現在、施設入所者1名である。

問い 視覚障害者の外出などに対するサポートはどのようになっているのか。

答え 障害者サービスは障害者自立支援法と介護保険法があり、介護保険法対象者は介護保険法が優先適用される。なお、移動支援事業は買い物などの外出を支援するものである。

問い 児童福祉施設運営事務の遊具保守点検についてはどのように実施しているのか。

答え 専門業者に年2回委託し実施している。

問い 清掃センターは特殊業務であるので、人員配置は正職員で行うべきではないか。また、臨時職員の配置はどのようになっているのか。

答え 資格と費用とを総合的に判断して配置を考えていく。臨時職員の配置は、工場2名、粗大ごみ1名、事務所1名の4名である。

問い 在宅高齢者等食事サービス事業はどのように実施しているのか。また、近隣市町の実施状況はどうか。

答え 1日100食を上限として実施している。南伊豆町は管理栄養士のいる特別養護老人ホームに委託実施している。南伊豆町と同じ方式で実施しているのは西伊豆町であり、下田市、松崎町は弁当屋の弁当を使っている。

問い 幼稚園、保育所の配置の計画をどのようにしていくのか。

答え 平成17年作成の次世代育成支援行動計画には、町で保育園2園となっているが、幼

保一元も視野に入れて考えていく。

問い ゼロ歳児保育を実施したらどうか。

答え 平成21年度から南崎保育園で実施することを検討中である。

問い 南伊豆地区1市3町合併協議に参加している市町で公立保育園があるのはどこか。また、合併協議にどのように臨むのか。

答え 公立保育園のあるのは、南伊豆町と下田市である。先人が配置した考えに沿い、利用しやすい形態にする。

問い 不法投棄監視員の配置と、監視員からの報告はどのようになっているのか。

答え 監視員は18名であり、3カ月に1回報告を受けている。新しい情報については随時入っている。

問い 学校給食については、県などの補助金の対象にならなくてもすべて地産地消の考えで実施したらどうか。

答え 学校給食は安心安全でなくてはならない。安心安全な地産地消が大切であり、可能であれば前向きに検討したい。

5 款農林水産業費及び関連歳入について。

問い しずおか山村フェスティバルの特産物販売は何をしたのか。

答え 漁協と提携して海産物を販売した。また、農業関係の販売はしていない。

問い 町は鳥獣被害防止計画を策定したが、捕獲した鳥獣処理をどのようにするのか。

答え 加工施設の設置支援ができる関係団体と協議していく。

問い 地域の食材としてイノシシ肉のブランド化を図ったらどうか。

答え 鳥獣被害防止計画に沿い、食肉としての利活用の検討を進めていく。

問い シカによる被害について。

答え 雄ジカのみ捕獲だったためシカの頭数は減少しなかったため、平成16年から伊豆東・伊豆西と国有林については雌ジカの捕獲が解禁となった。また、広域の伊豆地域対策協議会などと情報を共有して対策に努める。

問い 鳥獣駆除のため町職員が狩猟免許を取得して体制づくりをしたらどうか。また、職員に対する啓発のため、産業観光課長が先頭に立ち狩猟免許を取得したらどうか。

答え 前向きに検討する。

問い 海中クリーン作戦の委託先、NPO法人伊豆農林水産活性化センターについて。

答え 事務局は観光協会にあり、海中クリーン作戦のほか「元気な百姓まつり」などを行

っている。

問い 水産業活性化補助金でどのようなものを実施しているのか。

答え 10月から11月までの日曜日、漁協直売所において、イセエビみそ汁サービス、テングサ配布、ところてんのレシピ配布を行った。また、この補助金は県からの補助金であり、間接補助の形態となっている。

問い 森林整備及び耕作放棄地対策について。

答え 森林整備については森の力再生事業、耕作放棄地については産地づくり交付金や中山間地域支払制度等を利用して進めていく。

問い 森林間伐等実施の促進に関する特別措置法について。

答え 同法に関する通達は静岡県からまだないが、関係法令を調べ推進する。

問い 林道一条加増野線連絡協議会について。

答え 休止状態にある。伊豆縦貫道問題などを考慮に入れ、林道でよいのかも含めて検討する。

問い 弓ヶ浜防風林対策・環境対策について。

答え 弓ヶ浜の防風林の剪定は賀茂農林事務所の担当であるが、住宅に障害が出ており、届け出により剪定することができる。

問い 農業振興の視点で、学校給食に学校給食会からの米でなく、地産地消と食育を考え、地元の米を町補助金により使用する考えはないか。

答え 食の安全安心と、地元農産物を地元で消費することを基本として検討する。

6 款商工費及び関連歳入について

問い 石廊崎地区観光施設（灯台付近トイレ）管理はどのようにするのか。

答え 石廊崎区に管理委託を予定し、打診中である。

問い みなみの桜と菜の花祭りの今後について。

答え 桜だけでなく、花をテーマとした観光のまちづくりを推進していく。

問い 石廊崎の売店から灯台への道路に、ベンチ、手すりなどの設置整備を考えているか。

答え 各種案、地権者との問題、法的なものも含めて総合的に判断していく。

問い 青野大師ダム観光活用はどのように考えているのか。

答え 現在の段階ではまだ計画はない。エコツーリズムなどを考慮し検討していく。

問い 林道青野八木山線の進捗状況について。

答え 松崎町側は本年度着工した。また、南伊豆町側は来年度着工予定である。

問い 京浜方面町出身者を活用した情報発信を考えたらどうか。

答え 検討協議していく。

問い 観光宣伝から、JR及びエージェントとの商品開発へと進んだらどうか。

答え 観光協会と旅行代理店等と共同して商品開発を推進していく。

問い 県巨樹協会負担金とあるが、南伊豆には巨樹と言われるものはあるのか。

答え 調査する。

問い (仮称)観光交流館、湯の花農産物直売所をどのような方向に持っていくのか。

答え 駐車場、トイレ設置による利便性効果と拠点としての観光ルートの構築の波及効果を期待している。また、地産地消による第1次産業の底上げの拠点としても期待される。

問い 商品開発の役割が求められているが、フェスタ南伊豆などを活用していく考えは。

答え 農業技術研究所等の協力を得て進めていく。

問い 現在ある資源で観光客が来て誇れるまちづくりをするための農産物の商品開発を役場みずからしたらどうか。

答え 各所からのアドバイスをもらい、農産物の商品価値の向上に努め、湯の花を活用して販路を拡大していく。

問い 自主財源確保のため、また、食の安全と地産地消のため、生産者と宿泊業者との連携のための会議を持ったことがあるのか。

答え 現在のところない。検討していく。

問い 生ごみの肥料化を一般の人たちにもサポーターになってもらい、分別生ごみの肥料化を考えたらどうか。

答え 生ごみ処理については、関係者と協議して進める。

問い 銀の湯会館の客を伸ばす方策はどのようにしているのか。

答え みなみの桜と菜の花祭りの営業のときパンフレットをお願いし、また、割引制度も行っている。施設の相互利用協定により増加傾向にある。

問い 銀の湯会館の割高感もあるので、町外者の料金設定、前売り券購入者には身分証明証の提示を柔軟に対応するなどできないか。

答え 町外者割引については他の町村などを調査する。また、銀の湯会館の受付も身分証明書の掲示の件は苦慮している。

問い 石廊崎灯台の通年実施に関する進捗状況について。

答え 灯台への来場者の人数を調査している段階である。

問い 観光立国地域実践プランと伊豆観光推進協議会について。

答え 全国で10カ所であり、静岡県は平成20年度1カ所、平成21年度1カ所を目標にしている。

問い 逢の浜の夏季対策について。

答え 湊共有地管理会などと話し合いを進めている。

問い 長者ヶ原山ツツジまつり会場の道路を拡幅すべきではないか。

答え 2車線化を検討していく。

7款土木費、10款災害復旧費及び関連歳入について

問い 未登記町道整理について。

答え 昭和61年度に道路台帳の現況図が整備され、翌年の昭和62年時点の調査で約4,500筆の未登記があり、地権者の協力が得られたところから順次進めている。

問い 手石港整備事業について。

答え 港湾しゅんせつは港湾区域の前田川までである。上流部河川についても港湾のしゅんせつにあわせ県に要望している。

問い 河川愛護事業による草刈りについて。

答え 河川愛護事業は天神原区を除く全区が、青野川ふるさとの川整備事業については石井区から手石区が行っている。草刈りを実施したときは現場で処理するよう区長会でお願いをしている。

問い 投資的経費は平成18年度14.7%から平成19年度7.8%と減っているが、その理由は。

答え 下流の町道大平B線の改修が終了したこと、災害復旧費が減ったことによる。また、投資的経費については、これから5年間は計画的に執行していく。

問い 道路占用の基準について。

答え 道路は通行の用に供するものであり、道路占用使用許可は公共性の高いものなどの要件を満たしている場合許可することができる。地元の理解も必要である。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

11番議員、横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 本決算に賛成の討論を行います。

平成19年度に関しては鈴木町政誕生して3年目の決算でありますから、実質的に予算を組んだ年度としては2回目であり、当決算の数字が、先ほど財政健全化判断比率、新しく財政健全化法に基づいた比率で示された数字で、実質公債費比率が基準の早期健全化基準の25に対して14.4、そして将来負担比率が350の早期健全化基準に対し95.3と大きく下回っており、健全化の状態が示されると同時に、決算カードでだれでも計算ができる実質的将来財政負担額比率については前執行部の区域の150%から平成19年度は130%と、20%下がっております。

折しも、鈴木町政が前執行部から引き継いだ段階では無計画、そして乱脈な財政運営で、地方債の大量発行と基金の大幅な取り崩しがされて、この十数年の町政執行の中でも異例とも言える執行が6年にわたって行われてきた状態であります。

17年度、18年度にこうした状態を、投資的経費を極力抑える中で自治体の財政の安定を進めてくる、一方で町民の生活を守る教育、福祉、あるいは医療でいえば共立湊病院の問題についてこれをしっかりと維持する、こういう方法が貫かれてきました。

こうした点について評価するものであります。

具体的に言えば、有害鳥獣対策や、あるいは高齢者の食事サービス、高齢者福祉の問題、あるいは児童福祉の問題、これを維持することはこれまでの地方税の財政緊縮化の中でもしっかりと維持をして、そして財政の状態を将来の見通しをきちんとつけるという点では、非常に手腕が問われるものでありました。この年度中、昨年10月に10年先の財政見通しを立てた中でも、単独でやれるという見通しが示されたのも、そうした裏づけであると思われま

す。

伊豆半島の先端に位置する南伊豆町は110平方キロの地域に、集落が満遍なく散在するという地勢上、この地域を施政することは非常に難しさがあります。小学校が5つ配置をされ、かつ保育所も4つある、こういう地形は日本の中でも余りありません。下田市以外の町でこの体制、職員の数もそのために多いわけですが、こうした中で、これまでの三位一体改革の中で地方交付税が減らされてくる中で、前執行部はこれに乗じて地方債を大量に発行して基金を崩し、そして町がつぶれるという住民を欺く宣伝をして、18年度、19年度には4億、5

億の赤字が出て町がつぶれるという双方向の事前調整をしてきたわけですから、これを急ブレーキをかけて今の将来が見通せるような状況にこの町を守ってきたこの手腕は大きく評価されるべきであるというふうに思われます。

今、国民の一部の猛反発により地方交付税の削減、税源移譲等の、あるいは執行事務の配分等の現予算の配分では問題がまだありますが、地方交付税の削減方法はストップをして、むしろふえる方向の普通交付税がふえる方向にあります。将来的に予断は許されませんが、しかし、地方あってほかに都市がある、そういう視点に立って地方に住む住民の生活を守ることは、日本の国土全体を守ることにつながることであり、南伊豆町がこの半島の先端で運行する熱闘こそが、日本の将来を展望ある社会を切り開く上での資料と言っても過言ではないというふうに思います。

今、合併協議会は行われてその方向に取り組んではいますが、これは合併して町民の生活が守れるか、あるいはそうでないか、方向が町民生活を守れる方向か、これをしっかり見きわめる場であるというふうにとらえております。

今後も町民の生活を守っていく上で誤りない方向をとられることを要望し、また、私たちの町民生活を守るために全力で奮闘する決意を表明して終わることにいたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第89号 平成19年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第90号～議第92号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について及

び議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会審査報告をさせていただきます。

付託件目、委員会決定の順で読ませていただきます。

議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定。議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定。議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

開催月日及び会場、平成20年9月17日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時25分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1、議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質問 老人保健特別会計の翌年度歳入繰上流用金とは何か。

答え 国・県の負担金が当該年度10月診療報酬分までの交付であるため、歳入欠損が生じ、残りの国・県の負担金不足分は翌年度に過年度分として入るためであるとありました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第90号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第91号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第92号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第93号～議第96号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第96号

平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。
委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、報告をさせていただきます。

付託件目、委員会決定の順で読ませていただきます。

議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成20年9月17日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時25分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

2、議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

特に、委員から質疑及び意見要望はありませんでした。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第93号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第94号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第95号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第96号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第97号～議第100号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） 議事件目、付託件目、委員会決定の順で読ませていただきます。

議第97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定。議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定。議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成20年9月17日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時25分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

3、議第97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質問 公共下水道の加入状況と第3次処理槽を持つ大型施設加入に対する対応はどうなっているのか。

答え 加入率は53.3%であり、大型施設については湊地区においてはおおむね加入してもらった。また、下賀茂地区においては老人ホームについては加入予定である。その他については諸説明会を実施しており、今後加入促進していく。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第97号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第98号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第99号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第100号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第101号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会審査報告をさせていただきます。

議事件目、付託件目。

議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定。

開催月日及び会場、平成20年9月17日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時25分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

4、議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

質問 石綿管の改修について。

答え 2.6キロメートルのうち約1キロメートルを改修した。下水道事業に合わせ順次改

修する。

質問 特別損益について。

答え 資産管理を紙台帳と電算管理していたものを整理した結果である。

質問 公営企業会計である水道会計と特別会計である下水道会計をリンクさせ連結させる研究をしているのか。

答え 研究してみる。

質問 過年度損益勘定留保資金について。

答え 決算書には出てこない。減価償却費積立金が留保資金となっている。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第101号 平成19年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第5号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本案は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ご説明申し上げます。

発議第5号は、説明は朗読をもってかえさせていただきます。

それでは、発議第5号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についての趣旨説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律、平成20年法律第69号の公布に伴い、法第100条第12項の「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新設され、また、これにより議員派遣の規定が法第100条第13項と改正されました。

従来より各町村議会の実態として、全員協議会は議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整の場として開催されてきましたが、今回の法改正により全員協議会の活動が正規の議員活動として明確に位置づけられたこと、議員派遣の規定が第13項と改正されたことに伴い、議会の内容手続を規定した当町議会会議規則の一部を改正するものです。

お手元に配付しました南伊豆町議会会議規則の一部改正関係資料の新旧対照表に基づき説明をいたします。

第15章の章名を「議員の派遣」から「全員協議会」に改め、第119条の見出しを「議員の派遣」から「全員協議会」に改め、同条第1項本文中「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」を「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。」に改める。同項ただし書を削り、同条第2項を「前

項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」を「全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。」に改める。

第16章中第120条を第121条とする。

第16章を第17章とする。

第119条の次に次の章名及び1条を加える。

第16章 議員の派遣、第120条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

とするもので、この規則は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するものです。

以上で趣旨説明を終了いたします。

よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第6号 地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書を議題といたします。

本案は横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 趣旨説明の前に、賛成者に梅本議員が加わりましたので、つけ加えていただきたいと思います。

地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書ですが、趣旨は、天城以南のいわゆる賀茂郡下は、医療圏でいうと賀茂医療圏に属しております。

今、賀茂郡下唯一の公的病院である共立湊病院の建設問題が検討の途上にありますけれども、こうした中で伊豆東部総合病院が下田市に一部移転するという報道がされて、これが明らかになりました。

賀茂地域には人口が少ない地域で医療機関も限られています。民間の病院といえども地域の貴重な財産であり、適切な医療配置が求められなければいけません。

こうした調整を図るのは、地域医療協議会でありますけれども、賀茂郡下の峠で隔てられた地域で満遍なく医療、特に救急医療などは支障がないようにするために、伊豆東部総合病院の問題についても検討していただきたいという趣旨であります。

意見書の内容を朗読いたします。

地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書。

平成9年10月に開設された共立湊病院は内科、小児科、外科など8つの診療科目を持ち、病床数150床を持つ総合病院です。現在、下田・賀茂地域の中核病院としての役割と機能を

充実させるために新病院構想を検討しています。

こうした中、東伊豆町稲取にある伊豆東部総合病院が、「入院施設の下田市への移設」を検討していることが判明しました。伊豆東部総合病院は平成14年4月に開院され、内科、小児科、外科など7つの診療科を有し、病床数139床を有する総合病院です。東伊豆町を中心に訪問診療、学校医、健康診断、1次救急など地域医療の重要な役割を担っています。

伊豆東部総合病院が、下田市に移転することになれば下田・賀茂地域の医療体制に歪みが生じる事が懸念されます。

よって、静岡県においては、下田・賀茂地域の住民に将来にわたって安定した医療提供ができるように下記の事項について要望します。

記

1 共立湊病院を「県医療計画」において賀茂2次医療圏の中核病院と位置づけ、医療計画の目的・目標を達成するための支援をおこなうこと。

2 共立湊病院の新病院構想がまとまった段階において、救急医療や過疎地医療を担っている公立病院の使命を果たせるように必要な支援をおこなうこと。

3 伊豆東部総合病院については、「県医療計画」の達成・推進との整合性を図り、地域医療の実情を踏まえ新たな医療過疎地域を生み出さないように適切な指導等をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、静岡県知事、石川嘉延様あてでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第7号 後期高齢者医療制度に関する意見書を議題といたします。

本案は竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 後期高齢者医療制度に関する意見書に対する趣旨説明、内容については、後期高齢者医療制度に関する意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

我国は、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療体制を確立し、高い医療水準を維持して世界有数の長寿国となった。

しかしながら、急速な少子高齢化と経済低成長時代へと移行、社会経済情勢が大きく変化する中で、将来にわたって国民皆保険制度を堅持し、持続的かつ安定的な運営をしてゆく必要性が生じることとなった。

このため、平成18年6月「高齢者医療に関する法律」が成立し、本年4月から「後期高齢者医療制度」が施行された。

しかしながら、2年間の周知期間に国民への周知は徹底されたとはいえない。本制度施行後における被保険者の保険料を年金から天引きする特別徴収による高齢者の不安と動揺そして怒りは極めて大きく、さらに制度開始にあたり、受給者証の未達や事務上の不備が発生するなど、多くの市町村の窓口において対応に混乱を来たす事態が生じた。

本制度における保険料負担は、静岡県の場合、国民健康保険料（税）より減額される被保険者が多いとされるものの、低所得者に対する対策が十分とはいえない。これまで被用者保険の被扶養者で保険料負担のなかった高齢者にも新たな負担が生じることとなった。

また、都道府県を単位ですべての市町村が加入する後期高齢者広域連合が設立されたが、都道府県知事の運営責任が不明確であり、市町村においては、なお財政負担の増大が懸念されるなどの課題も深刻である。

よって、政府及び国会においては、後期高齢者医療制度に関し、生涯にわたり健康を守るという基本に立ち、国民皆保険制度を堅持しつつ、国庫負担などの財源確保を図るとともに、高齢者が安心して医療を受けられるための抜本的見直しと現行制度の廃止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先、衆議院議長、河野洋平殿。以下、記載のとおりです。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

石廊崎風力発電事業に関する陳情審査について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第20、石廊崎風力発電事業に関する陳情審査についてを議題といたします。

本件については委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、保坂好明君。

〔第2常任委員長 保坂好明君登壇〕

第2常任委員長（保坂好明君） 第2常任委員会に付託されました石廊崎風力発電事業に関する陳情審査についてをご報告させていただきます。

町議会第2常任委員会は、議会あてに提出されました石廊崎風力発電事業に関する陳情、これは陳情書の第2から第4号についてでございますが、所管常任委員会として審査を行ってございます。

4回の委員会を開催したところでございます。

審査の結果については書面にて経過説明を行いますので、ご参照ください。

そして、報告については朗読をもってかえさせていただきます。

第2常任委員会は、陳情審査に当たって、議会議員全員で石廊崎風力発電事業現地視察を行いました。

また、本委員会では、陳情書で指摘されている問題を以下の点に整理し審査を行いました。

事業の事前説明について

風力発電機との距離的問題

事業開始に懸念される課題（騒音、低周波）

開発工事に伴う排水処理等について

石廊崎風力発電事業は、現在法律に基づき県の林地開発許可の下で作業道造成工事が行われております。本委員会は、陳情者に構造物の法申請書類の要請を行い法に基づく対処を視野に入れて審査にあたってまいりました。

審査のなかで、陳情者（個人）が事業者との間で数回程度折衝をしている点が明らかになりました。また、事業者からは陳情者へ誠意をもった姿勢で対応することが陳述されました。

本委員会は、以上のことから町当局には事業者に対する行政指導、事業者に対しては誠意

ある対応を強く求め、交渉の推移を見守る事といたしました。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

これより第2常任委員会報告に対する質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上で第2常任委員会報告を終わります。

地域医療問題調査特別委員会中間報告について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第21、地域医療問題調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

地域医療問題調査特別委員会から中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議なしと認めます。

よって、地域医療問題調査特別委員会中間報告を受けることに決定いたしました。

地域医療問題調査特別委員会委員長の発言を許可いたします。

地域医療問題調査特別委員会委員長、保坂好明君。

〔地域医療問題調査特別委員長 保坂好明君登壇〕

地域医療問題調査特別委員長（保坂好明君） それでは、報告いたします。

地域医療問題調査特別委員会中間報告でございますが、書面の朗読をもってかえさせていただきます。

1. 調査事件 南伊豆地域医療の諸課題について調査・研究し、住民の期待に応える地域医療のあり方をまとめる。

2．調査の経過 第1回委員会、平成20年6月3日

特別委員会の進め方について

共立湊病院関係について報告、鈴木史鶴哉、共立湊病院組合管理者。横嶋隆二、共立湊病院組合建設検討委員会委員

第2回委員会、平成20年7月3日

賀茂地域の医療の現状、参考人、渡辺亮、賀茂医師会長。池田正見、賀茂医師会副会長

第3回委員会、平成20年8月12日
医療法改正と保健医療計画について講師、岩間真人、賀茂保健福祉センター所長
講演会、平成20年7月17日、共立湊病院の存続を考える、講師、長隆氏

第4回委員会、平成20年9月22日

地域医療問題調査特別委員会中間報告について

その他

3．調査の結果

委員会では、賀茂地域医療圏全体を視野に入れた上で南伊豆地域の医療の課題を明らかにしてゆくという観点に立って、共立湊病院が賀茂地域の中核病院であると同時に伊豆半島先端に位置する南伊豆町内唯一の病院であることを重視、継続検討中の共立湊病院建設検討委員会の内容を正確に把握することに努めた。

委員会では、賀茂地域の医療課題を把握するために、賀茂地域医療圏で主要な役割を担っている賀茂医師会の会長および副会長を招聘し、賀茂地域の医療課題について率直な現状と提言をいただき意見交換を行った。

委員会では、地域医療課題を推進してゆく指針である医療法と地域保健医療計画について、特に平成18年6月の医療法改正に伴う地域保健医療計画の見直しについて詳細に把握するために、静岡県賀茂保健福祉センター所長岩間真人氏を招聘し改正医療法の内容と保健医療計画見直しの概要について講演を受けるとともに意見交換を行った。

委員会では、平成20年6月19日に下田市で行われた共立湊病院に関する講演会で講演した公立病院改革ガイドライン懇談会座長・長隆氏の話をも重視、平成20年7月17日南中小学校において町民対象の講演会を行った。

一方、共立湊病院組合議会・将来構想調査特別委員会は平成20年7月8日長隆氏を講師に、公立病院改革ガイドラインについて学習会を行い、共立湊病院のあり方について、客観的かつ専門的に地域医療の現状と住民要望や病院経営について検討することが必要であるとの結

論に達し、第3者による検討委員会設置を求めた。

上記を受けて、共立湊病院組合運営会議（首長会議）は共立湊病院改革推進委員会（第3者委員会）を立ち上げることとした。

4. 今後の方向

委員会審議経過中に拝聴を受けた、長隆氏による公立病院改革ガイドラインによる共立湊病院のあり方は、賀茂地域全体の医療を視野に入れ共立湊病院を賀茂地域の中核病院と位置付けた再編・ネットワークを構築するというもので傾聴に値するものであった。

委員会は今後、共立湊病院組合が設置した共立湊病院改革推進委員会（第3者委員会・第1回平成20年9月30日）の審議に注目するとともに、審議結果について精査するものとする。
以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） これより特別委員会報告に対する質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

以上で地域医療問題調査特別委員会中間報告を終わります。

閉会中の継続調査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第22、閉会中の継続調査の申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員派遣の申し出について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成20年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二